

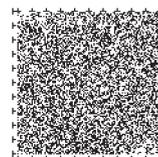
千代田区 地域福祉計画

2022



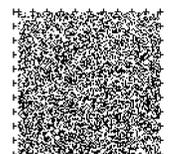
このマークは音声コード「Uni-Voice」です。専用アプリ等で読み取ると、音声で内容を確認できます。

令和4年7月
千代田区



目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の運用.....	5
4 計画とSDGsとの関係.....	6
5 計画の策定方法	7
6 計画の進行管理	8
7 計画の背景.....	9
第2章 計画の基本方針	13
1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	15
3 施策体系.....	16
4 地域包括支援体制の全体像	18
第3章 推進施策	23
基本目標1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり	24
施策1 外出したくなる地域づくり	24
施策2 住まいへの支援.....	28
施策3 地域の福祉拠点の整備	31
施策4 多様性の尊重.....	34
施策5 災害時における地域の体制整備	39
基本目標2 支援を必要とするすべての人を包み込む、360度まると支援体制の構築 ..	44
施策1 包括的相談支援体制の整備.....	44
施策2 地域課題解決のための体制強化	51
施策3 権利擁護支援の体制整備〔成年後見制度利用促進基本計画〕	55
施策4 福祉サービス事業者の活動支援	67
基本目標3 地域に参加し、活躍する、福祉の多様な担い手づくり	70
施策1 区民同士の共助関係の構築と充実	70
施策2 地域福祉活動への参加促進と団体支援.....	73
施策3 学び合いによる福祉の推進.....	79
資料1 統計データ、アンケート結果	83
1 区の現状.....	84
2 地域福祉活動の現状.....	96
3 区民意向、団体意向.....	106
資料2 会議、用語解説	119
1 千代田区地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	120
2 千代田区地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	121
3 計画策定の経過	122
4 用語解説.....	124



区長あいさつ

このたび、本区の保健福祉行政の指針となる「千代田区地域福祉計画」を改定いたしました。

本計画は、『地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、「地域共生社会」を実現する』ことを基本理念とする保健福祉分野の各計画の上位計画となります。

人生100年時代、誰もが健康寿命を延ばし、生涯を豊かな人間関係の中でいきいきと生活することを願っています。しかし、少子高齢化の進展や社会の多様化に加え、千代田区内ではマンションの増加により地域コミュニティのあり方が変化しつつあります。

80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」、育児と介護のダブルケア、家事や家族の世話等を子どもが日常的に行うヤングケアラーの問題等、従来の福祉サービスでは対応が困難な複合的な課題が顕在化しています。さらに、自然災害の脅威や新型コロナウイルス感染症による生活への影響が身近に感じられるようになってきました。

こうした地域のつながりに関わる諸課題に対しては、区民、関係機関、専門職、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携して取り組んでいく必要があります。

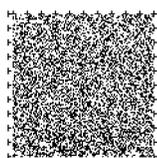
本計画は、支援が必要な人への福祉の充実に努めていくほか、高齢者や障害のある方、子ども等、分野別に提供されている福祉サービスの垣根を越えて、区の関係部署や地域の関係機関が連携し包括的に支援を行う体制の将来像を示しています。あわせて、成年後見制度の利用促進を総合的・一体的に進める基本計画を包含し、福祉施策全般を支える計画としています。

本計画を通じて千代田区の地域福祉について関心を持っていただくとともに、身近な地域での活動に参加していただき、暮らしやすい千代田区をつくる活動の一助になれば幸いです。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや意見聴取にご協力いただいた区民ならびに事業者の皆様、本区の福祉施策に携わる関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も引き続き本区の保健福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

千代田区長 樋口 高顕



千代田区で暮らして良かったと思えるために

千代田区には都内随一の桜の名所、千鳥ヶ淵があります。皆さんは毎年どんなお気持ちで桜を見ているのでしょうか。頭上に咲き誇る桜の花を純粹に美しいと感じながら充実した生活を送っている方もいれば、困難な状況の中で心の深みから桜を愛でることができない方、あるいは何かしらの事情で桜を見に行くこと自体もできない方がいるかもしれません。



地域福祉とは、地域で暮らす一人ひとりの幸せをみんなで作ることです。地域福祉計画は行政として住民の地域生活を支えていくための手立てを整備するための計画であり、また区内で暮らしている人々の地域活動を支えていくための計画でもあります。地域福祉は多様な人々の協働によって具現化されていくものであり、地域福祉計画は千代田区で暮らして良かったと思えるための取組をみんなで生み出す計画ともいえます。

今回の計画策定においては、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、区内の住民や保健福祉関係に従事する専門職の声を丁寧に聴きながら、現在の問題点と今後求められる方策について検討を重ねてきました。

これにより今回の計画では、新たな試みがいくつも盛り込まれています。そのうちの一つは各出張所の担当地域を「身近な圏域」として地域づくりを支援していくことであり、これは住民だけでなく区内に働きに来ている人々、学びに来ている人々も含めて取り組んでいこうとするものです。また、区民の生活を支えるための相談窓口や地域活動を支える体制の強化等、さらなる地域福祉の推進に向けた取組が示されています。

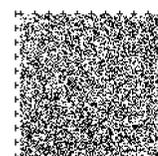
これらは2021年4月から社会福祉法に規定された重層的支援体制整備事業に位置付けられるものであり、家族全体を横断的連携で支えていく「包括的相談支援」、社会とのつながりの中で生活できるようにする「参加支援」、生きづらさを抱えた方が排除されない「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことを目指しています。この事業の主旨を生かし、区内の状況に即した創意工夫によって展開していくことが求められます。

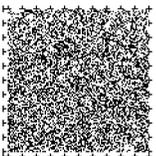
地域福祉においては、人々が孤独や孤立を感じることなく、また誤解や偏見等によって差別や排除の対象となることなく、安心して生活を送ることができる日々の幸せが大切です。この計画を一つの契機として、千代田区で暮らしている人々の人生がより良い方向に向かい、そして世界の人々が幸せを感じられる社会に向かうことを切に願っています。

令和4年7月

千代田区地域福祉計画策定委員会

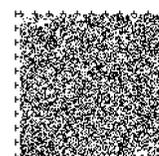
委員長 菱沼 幹男





第1章

計画の基本事項



1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、かつては家庭や地域のつながりの中で対応してきたことも今ではそれも困難になり、老老介護、認認介護、ひきこもり等が社会問題として顕在化してきました。また、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題をはじめ、ダブルケア、ヤングケアラー等、本人や家庭で複数の課題が重なり、従来の縦割りの公的支援のしくみでは対応しきれないケースも増えてきました。

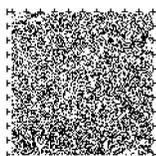
政府は、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、人口減少と少子高齢化が同時進行するわが国の将来を見据え、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、地域をともにつくる「地域共生社会」という方向性を打ち出しました。

こうした社会動向を受けて、千代田区（以下「本区」という。）は、平成29年3月に「千代田区地域福祉計画2016」をはじめて策定し、誰もが地域で暮らし続けることのできる区独自の地域共生社会の実現に取り組んでいます。

この間、社会福祉法等が改正され、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童・保健・医療等の保健福祉分野の「上位計画」に位置付けられ、さらに保健福祉分野毎に構築された包括的支援体制を地域全体で円滑に機能させる重層的支援体制整備事業が創設されました。

今年度、「千代田区地域福祉計画2016」の策定から概ね5年が経過したことを踏まえ、法改正に基づく地域全体の包括的支援体制の強化の方向性と、区民、地域団体（専門職、関係機関を含む）、行政がお互いに協力・連携して地域福祉を推進するこれからの具体的な取組を示す新たな方針として「千代田区地域福祉計画2022」（以下「本計画」という。）を策定します。

同時に、地域福祉の基盤となる一人ひとりの権利を守る地域社会に向けて「千代田区成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定し、本計画の中に位置付けます。



2 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

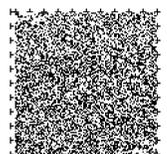
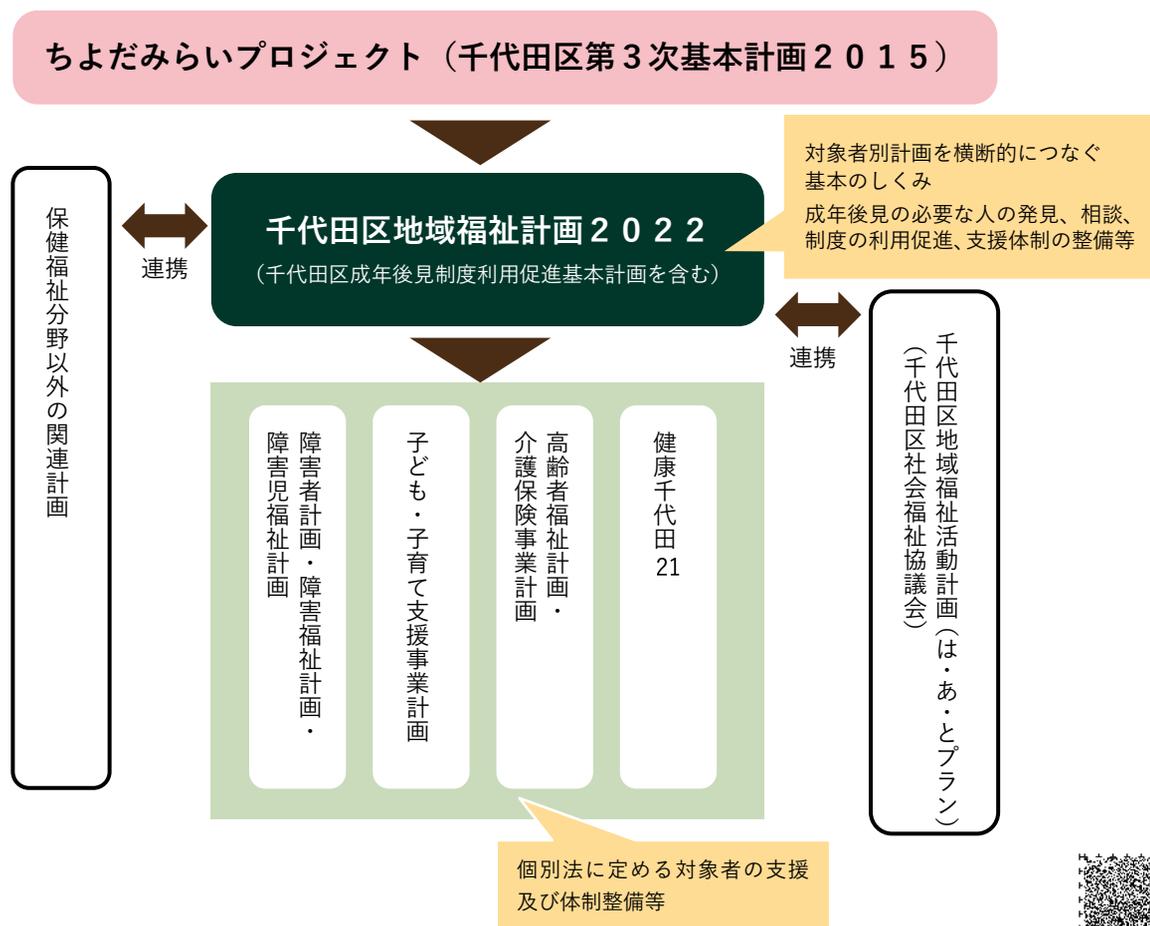
また、平成28年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。

(2) 区の関連計画との関係

本計画は、「ちよだみらいプロジェクト（千代田区第3次基本計画2015）」に基づく個別計画の一つであり、保健福祉分野の各計画の「上位計画」として区独自の地域福祉を推進するための基本指針です。

また、本計画は千代田区社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（は・あ・とプラン）」の指針となり、相互に補完・連携するものです。

図表 計画の位置付け

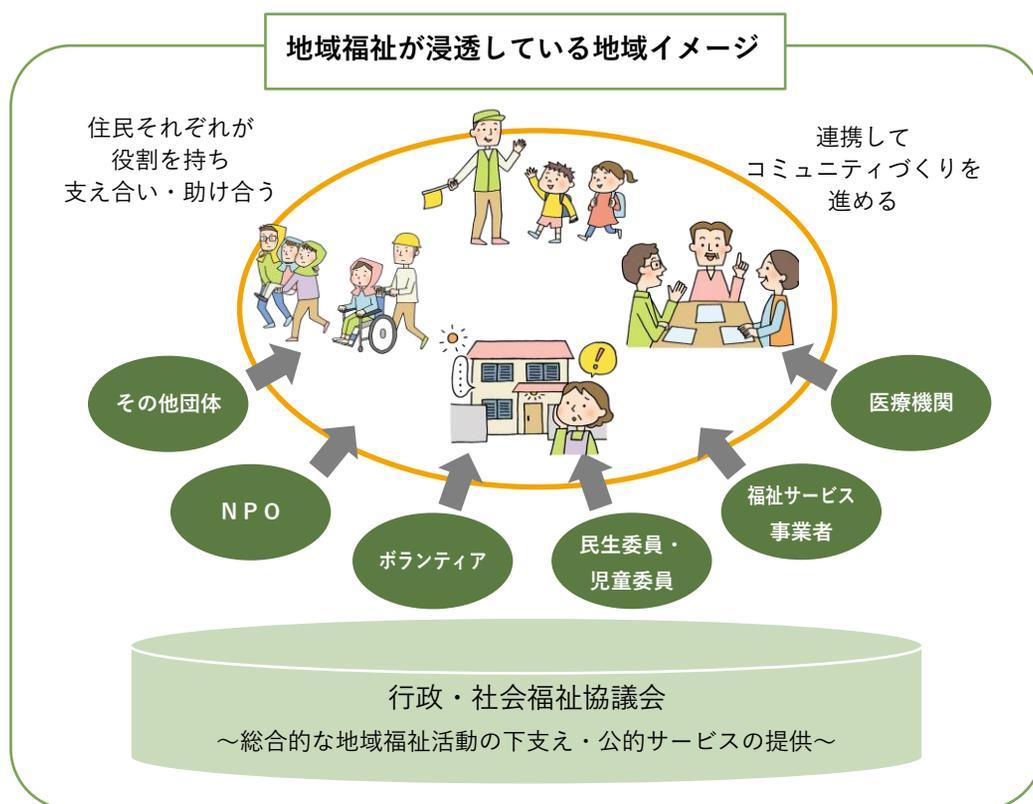


●●● 地域福祉とは ●●●

「地域福祉」とは、地域住民や様々な関係者が協力し、みんなで暮らしやすい地域をつくる活動全般のことです。

例えば、隣近所の人に挨拶することや、子どもの安全を地域で見守ることも地域福祉の活動になります。

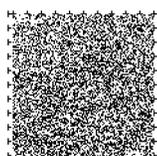
地域福祉は、住民自身（自助）、地域での相互の支え合い（共助）、公的な制度（公助）がお互いに補い合い、それぞれの役割を果たしていくことが期待されています。



●●● 千代田区成年後見制度利用促進基本計画とは? ●●●

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、区における施策を計画に定め、成年後見制度とその運用の改善に取り組みます。

本計画では、「**基本目標 2 施策 3 権利擁護支援の体制整備**」の項目が計画に該当します。



3 計画の運用

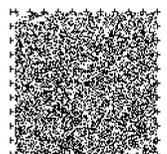
本計画は、関連法の改正と保健福祉分野の各個別計画の更新に機動的に対応するために計画期間を設定しません。

ただし、関連計画が3年毎に改定されることや今後の人口動向・社会経済動向をかんがみ、概ね5年ないし6年毎に見直します。

図表 主な関連計画の計画期間

計画名	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	改定期期
ちよだみらいプロジェクト (千代田区第3次基本計画2015)	平成27～令和6年度			次期計画		10年毎改定
地域福祉計画2022 (成年後見制度利用促進基本計画を含む)	(5～6年毎に改定)					5～6年毎に改定
	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	進行管理	
健康千代田21	平成29～令和4年度	次期計画				6年毎改定
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	令和3～5年度		次期計画			3年毎改定
子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度			次期計画		5年毎改定
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	令和3～5年度		次期計画			3～6年毎に改定
千代田区地域福祉活動計画 (は・あ・とプラン) ※	平成30～令和4年度	令和5～9年度				5年毎改定

※社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画



4 計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディー・ジーズ）は、平成27年9月に国連で採択された令和12年（2030年）までに先進国を含む国際社会全体で達成をめざす17の国際目標です。

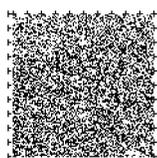
国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭に置き、施策を推進します。

図表 SDGs 17の目標（ゴール）（国際目標）

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16.平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

資料：外務省

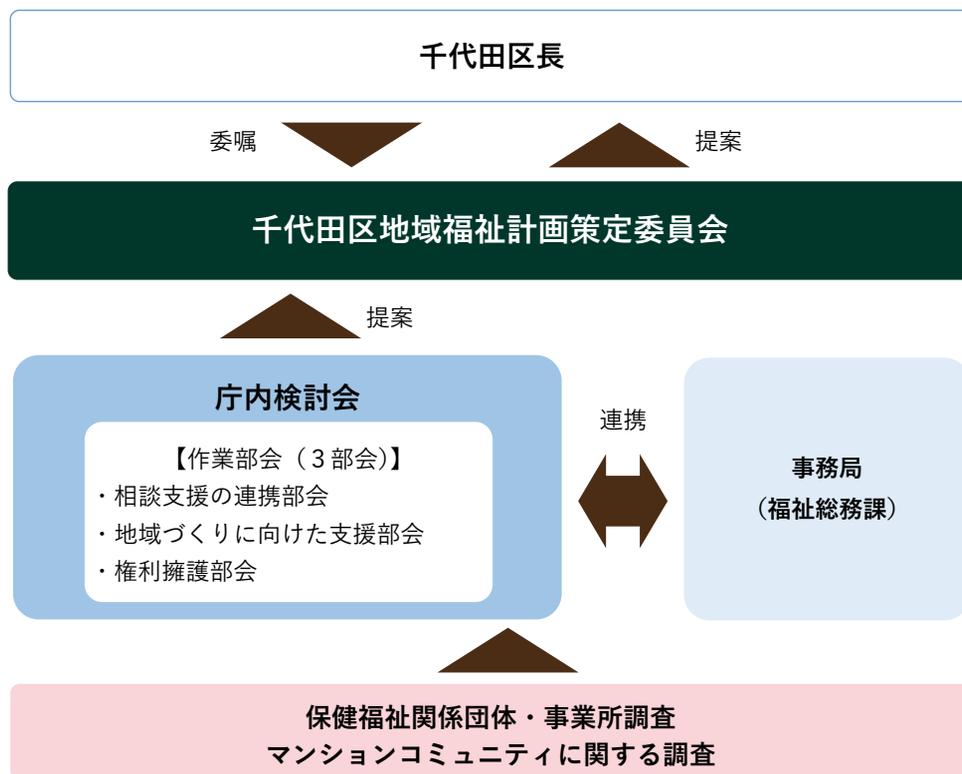


5 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、「保健福祉関係団体・事業所調査」と「マンションコミュニティに関する調査」の2つのアンケート調査を実施し、関係団体や福祉事業所、マンション管理組合から、本区の課題や地域福祉を進めるアイデア等をお寄せいただきました。また、これまで実施した区民、関係団体等に対するアンケート調査の結果も参考にしました。

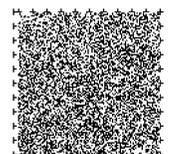
こうした貴重なご意見をもとに、関係団体や有識者等で構成する「千代田区地域福祉計画策定委員会」、庁内検討会及び作業部会において計画内容を検討しました。

図表 計画の策定方法



◇調査実施概要

項目	保健福祉関係団体・事業所調査	マンションコミュニティに関する調査
目的	地域福祉の現状や課題、各種機関との連携、制度上解決できない課題についての意見・提案	マンションコミュニティで感じる課題、マンションコミュニティの活性化についての意見・提案
方法	アンケート票の配付・回収 (郵送、ウェブ(W e b)回答の併用)	アンケート票の配付・回収 (郵送、ウェブ(W e b)回答の併用)
対象	保健福祉関係団体、福祉事業所、そのほか	マンション管理組合
実施時期	令和3年8月11日～8月25日	令和3年8月11日～8月25日
配付数・ 回答数	配付：204件 回答(回答率)：109件(53.4%)	配付：224件 回答(回答率)：30件(13.4%)



6 計画の進行管理

本計画は、P D C Aサイクルマネジメントに沿って施策の点検・評価を定期的を実施し、施策の継続的な改善を図ります。

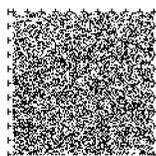
図表 P D C Aサイクルマネジメント



P D C Aサイクル

施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し（P l a n - D o - C h e c k - A c t i o n）のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。

資料：千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月策定）



7 計画の背景

(1) 社会福祉法等の改正

国では、「地域共生社会」をめざして、社会福祉法等の改正が行われました。

◇平成29年6月（平成30年4月1日施行）

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

- ①区市町村の任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置付けられた。
- ②地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示された。

◇令和2年6月（令和3年4月1日施行）

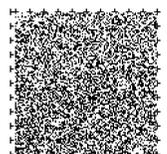
「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、区市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業（断らない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの）を実施することができる旨が示された。（※次ページを参照）

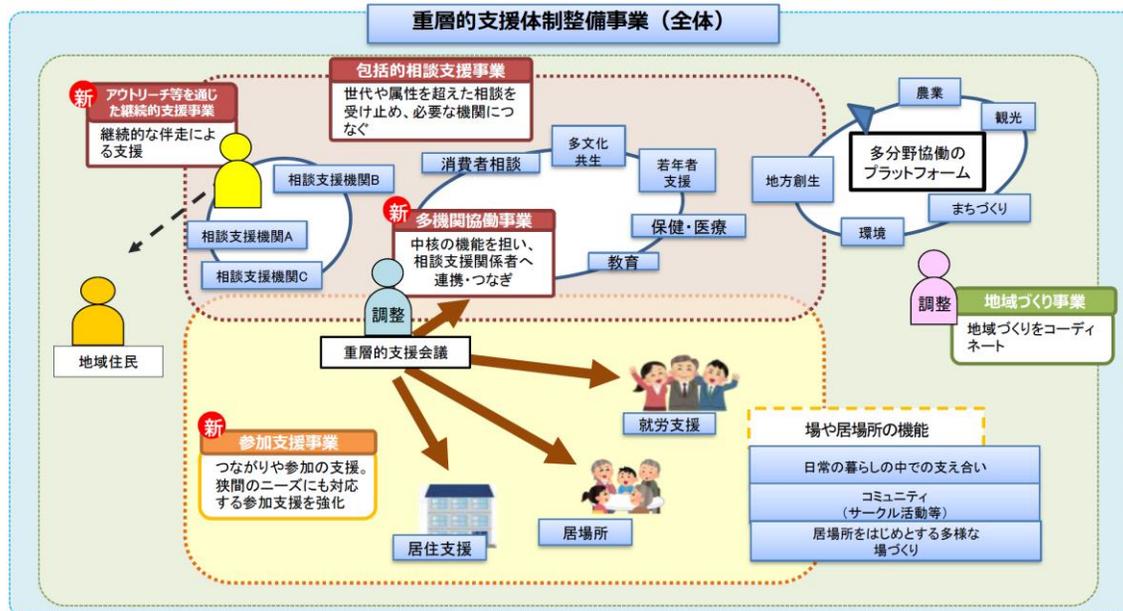
このほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月施行）、生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）等も改正・施行されています。

図表 地域共生社会の実現に向けた主な動き

平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）が必要と提示
平成28年	「再犯の防止等の推進に関する法律」公布	再犯の防止等に関する施策に関し基本理念を定める
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成29年	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（社会福祉法の一部改正）」公布	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加
	地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設



図表 重層的支援体制整備事業（全体）

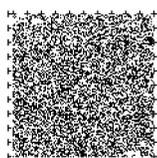


重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。

それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

<p>包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応する ● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
<p>参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりをつくるための支援を行う ● 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ● 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
<p>地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ● 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ● 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
<p>多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る

資料：厚生労働省



(2) 本区の地域福祉の主な課題

庁内の3つの作業部会の議論を通して、本区の地域福祉における主な課題を整理しました。

ア 本区の概況

- マンション等集合住宅の増加によって子育て世代が流入、年少人口は年々増加。
- ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯が増加。
- 区民の約9割をマンション居住者が占めている。
- 近年は家族や地域社会のあり方が大きく変化し、従来の「支え合い」のしくみに加えて、新たな関係性を模索する時代を迎えている。
- 発達障害児の支援ニーズの増加（子どもの関連の施策は子ども部に集約されており、実態やニーズを把握しにくいことがある）。
- 区民は、福祉に関して公助の意識が強い印象である。

イ 地域拠点に関すること

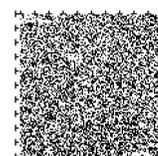
- 地域包括支援センターは人口2～3万人に1か所が目安とされる。現在の人口は約6万7千人のため、3か所目の地域包括支援センター設置の必要性に関する調査検討が必要となる。
- 地域の相談・地域づくりの拠点施設に関する検討が必要となる。

ウ 関係機関の連携に関すること

- 包括的支援体制整備に向けた庁内検討体制を検討する必要がある（庁内連携の会議体や推進員の配置等）。
- コミュニティソーシャルワーカーの設置に向けた社会福祉協議会との協議、各分野のコーディネーター相互の役割分担や連携・調整のしくみも検討が必要となる。
- 地域福祉に関するコーディネーター人材の育成プログラム作成が必要となる（かがやきプラザ研修センターとの協働）。

エ 対象者への支援に関すること

- 早期発見・早期対応のしくみづくりが必要となる。
- マンションに暮らす区民が約9割となり、訪問すると住所地に居住実態がみられないケースも少なくない。アウトリーチや早期発見の取組を行っていく。
- アウトリーチ型事業を実施する際の訪問ガイドラインの作成が必要となる（本人同意の取り方、本人が情報共有や連携を求めないケースの対応のルール等）。
- 権利擁護の制度利用につなげる広報の充実が必要となる。
- 「若者支援」の体制の必要性に関する調査検討が必要となる（児童福祉法と介護保険法の狭間の存在）。

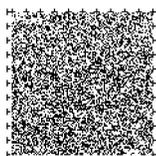


オ 個人情報の取り扱いに関すること

- ケースの個人情報を共有するためのフォーマット設定が必要となる。
- 関係機関同士が個人情報を共有するしくみや、日常的な地域での見守りのため、共有が必要な個人情報の取り扱いルールの検討が必要となる。
- 本人意思の尊重と権利擁護上の課題を抱えている方の支援が必要となる（介入の判断について根拠や手続きを明確にし、区としての意思決定をするしくみづくり）。

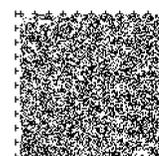
カ 地域活動、担い手に関すること

- 地域住民が地域活動に参加しやすいアプローチの検討が必要となる（例 生活の安全、災害対策等）。
- マンションの管理人やコンシェルジュに対する地域福祉の意識付けが必要となる。
- 区や社会福祉協議会が育成した人材（認知症サポーター、ボランティア等）が地域で活動する機会の提供や活動への支援が十分ではない。



第2章

計画の基本方針



1 基本理念

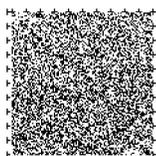
地域で暮らす多様な人々が
お互いを尊重し、つながり、支え合う、
「地域共生社会」を実現する



本区は、東京都心に位置し、首都東京の機能を備えた特色のある地域です。立法・司法・行政の三権が集中するとともに経済と金融の中心地である一方、古くからの伝統が息づくまちとしても栄えてきました。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、「支える人」と「支えられる人」という意識を改め、多様な価値観を尊重しながらお互いを思いやる心を大切にし、お互いに関心を持ちながら地域全体で自助・共助の力を再構築し、日中の活動者も含めて多様な人々とともにあらゆるニーズに対して支え合う「地域共生社会」の実現をめざします。

そのため、地域に古くから受け継がれる、さりげない心配りや振る舞いのできる助け合いの文化を福祉にも生かしながら、区民が主体的に参加するコミュニティ、誰もが生きがいとやりがいを持つ地域づくり、どのような時も安心して暮らし続けることができる重層的支援体制、権利擁護、住環境、防災対策等を、区民・団体・企業・大学等と一緒に推進します。



2 基本目標

基本理念に掲げる「地域共生社会」を実現するため、以下の基本目標を設定します。

基本方針

1

人にも街にも気軽にふれあえる、 「ふらっと」な福祉のまちづくり

区民も学生も働きにきている人も、みんなが地域に集い、さりげなく、自然に助け合うことができる「ふらっと」なまちにしていきます。

そのために、気軽に「ふらっと」出かけたくなる地域づくり、新しい福祉拠点の拡充、多様性を理解する機会の充実、安心できる住環境と災害時に生命と暮らしを守る体制整備に取り組みます。

基本方針

2

支援を必要とするすべての人を包み込む、 360度まるごと支援体制の構築

地域で複合的な問題を抱えている区民に対し、公助だけでなく、自助・共助も含めた様々なアプローチから一人ひとりの暮らしを支える、全方位的な360度まるごとケアシステムづくりを進めます。

そのために、気軽になんでも相談できる体制の強化、地域で支え合う活動の再構築、すべての人の権利を守る環境の整備、豊富で質の高い福祉サービスの提供と利用の促進に取り組み、支援を必要とするすべての人が守られ、制度の狭間に落ちることのないよう、適切な支援を行います。

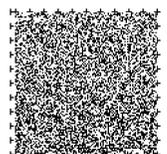
基本方針

3

地域に参加し、活躍する、 福祉の多様な担い手づくり

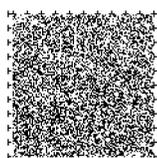
町会や地域活動団体、NPO法人、ボランティア等が行う地域福祉活動にひとりでも多くの人に関心を持ち、誰もが地域で活躍できる、福祉活動の土台をつくります。

そのために、マンションを含めた共助の新しい関係づくり、大学や企業、学校教育や生涯学習等の様々な主体や分野と連動した人材育成と地域福祉活動の活性化に取り組みます。

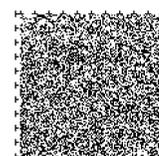


3 施策体系

基本理念	基本目標	推進施策
<p>「地域共生社会」を実現する</p> <p>地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、</p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1</p> <p>人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり</p>	<p>施策 1 外出したくなる地域づくり</p> <p>施策 2 住まいへの支援</p> <p>施策 3 地域の福祉拠点の整備</p> <p>施策 4 多様性の尊重</p> <p>施策 5 災害時における地域の体制整備</p>
	<p style="text-align: center;">基本目標 2</p> <p>支援を必要とするすべての人を包み込む、360度まるごと支援体制の構築</p>	<p>施策 1 包括的相談支援体制の整備</p> <p>施策 2 地域課題解決のための体制強化</p> <p>施策 3 権利擁護支援の体制整備 〔成年後見制度利用促進基本計画〕</p> <p>施策 4 福祉サービス事業者の活動支援</p>
	<p style="text-align: center;">基本目標 3</p> <p>地域に参加し、活躍する、福祉の多様な担い手づくり</p>	<p>施策 1 区民同士の共助関係の構築と充実</p> <p>施策 2 地域福祉活動への参加促進と団体支援</p> <p>施策 3 学び合いによる福祉の推進</p>



施策番号	区の実施
1	(1) 地域の居場所づくりの拡充 (2) 移動支援の充実 ▶ 重層的支援体制整備事業
2	(1) 住まいへの支援 (2) 支援ネットワークの充実
3	(1) 区立施設の機能充実 (2) 多世代交流・多機能型福祉拠点の検討 ▶ 重層的支援体制整備事業 ▶ 重層的支援体制整備事業
4	(1) 多文化交流の推進 (2) L G B T s に関する理解促進 (3) 障害者への意思疎通支援
5	(1) 避難行動要支援者対策の強化 (2) 幅広い団体と連携した防災対策の推進 (3) 災害時に備えた連携体制の強化
1	(1) 早期発見、アウトリーチ体制の強化 (2) 断らない相談窓口体制の強化 (3) 多機関協働とコーディネーターの強化 ▶ 重層的支援体制整備事業 ▶ 重層的支援体制整備事業 ▶ 重層的支援体制整備事業
2	(1) 地域課題に取り組む体制の強化 (2) 小地域福祉ネットワークの推進 (3) 個人情報保護及び共有ルールの整備 ▶ 重層的支援体制整備事業 ▶ 重層的支援体制整備事業
3	(1) 人権と本人意思の尊重 (2) 虐待防止対策の推進 (3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援 (4) 権利擁護ネットワークの推進
4	(1) 福祉サービス事業運営の支援 (2) 福祉サービスの質の向上
1	(1) 見守り活動の充実 (2) 相互援助活動の活性化
2	(1) ボランティア活動の環境整備 (2) 地域、団体等の活動支援 ▶ 重層的支援体制整備事業 ▶ 重層的支援体制整備事業
3	(1) 福祉の情報発信 (2) 福祉教育



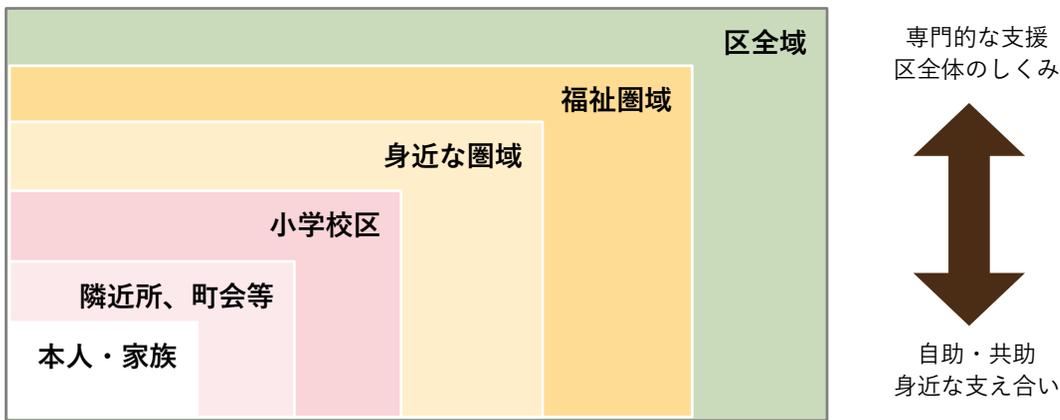
4 地域包括支援体制の全体像

重層的支援体制整備事業の構築に向けて

現行の体制を生かし、それぞれの取組を円滑に連携する機能を加えた独自の重層的支援体制を整備します。

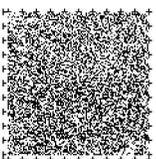
圏域設定の考え方

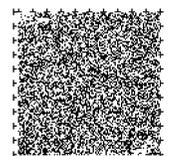
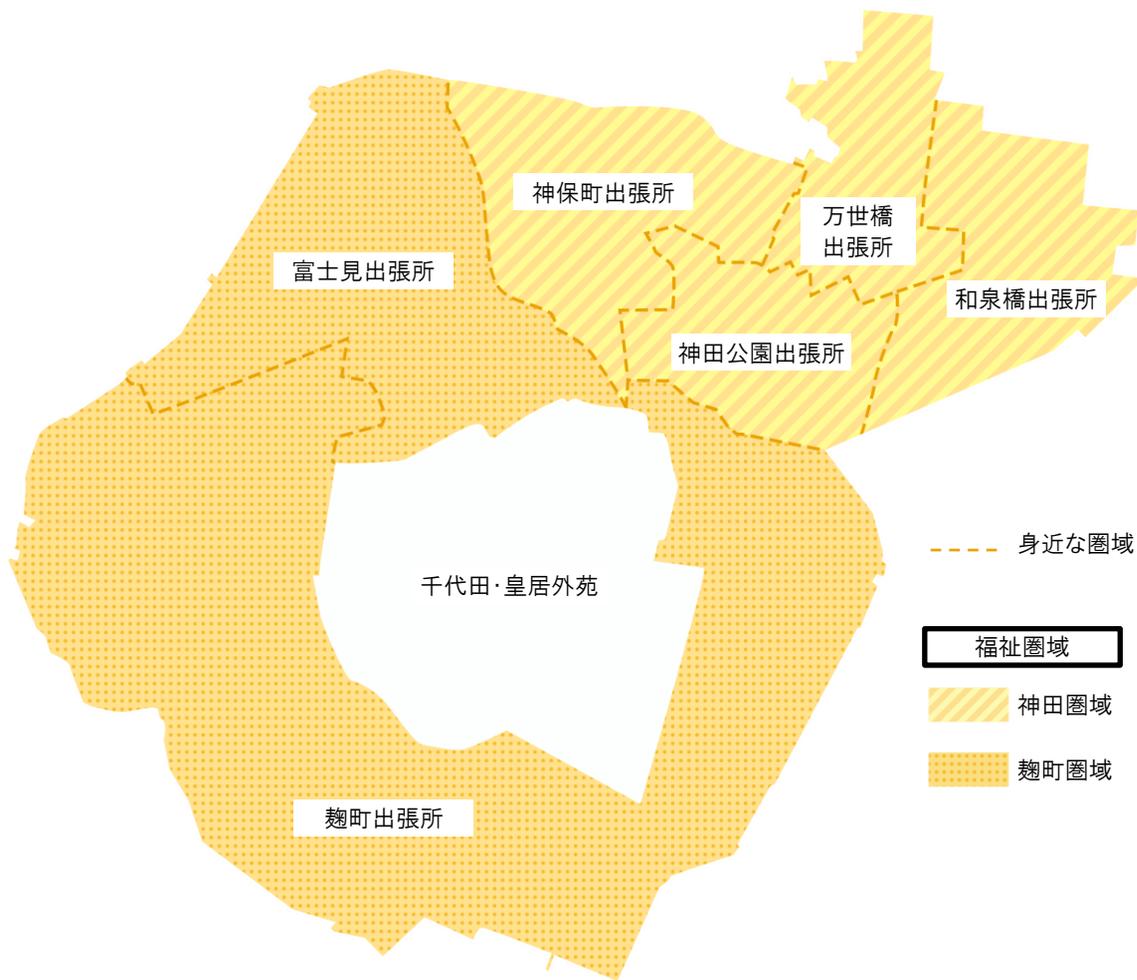
《圏域の種別と役割》



圏域	主な役割
区全域	<ul style="list-style-type: none"> ● 多分野・多機関・専門的・広域的なネットワークの整備 ● 企業等の参画促進、専門職の育成 ● 全般的な施策の実施（啓発、福祉教育、情報等）
福祉圏域 (2圏域) (※)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f9e79f; border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 麴町圏域 </div> <div style="background-color: #f9e79f; border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 神田圏域 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー等の配置 ● 身近な圏域の支援
身近な圏域 (6圏域)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 麴町出張所 </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 富士見出張所 </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 神保町出張所 </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 神田公園出張所 </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 万世橋出張所 </div> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> 和泉橋出張所 </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口、居場所づくり、拠点の設置 ● 区民の困りごとの早期発見、アウトリーチ活動 ● 町会等、コミュニティ活動の支援

※一つの福祉圏域は人口2～3万人が目安であるため、今後の行政組織の機能更新の状況を見ながら、福祉圏域のあり方を調査・検討していく。





地域包括支援体制の将来像

★身近な圏域

地域づくり、コミュニティ活動

- 都心区ならではの豊富に存在する地域資源に着目した地域づくりの支援体制を強化します。
- 人口増加に伴う地域の変化をとらえた地域のあり方やコミュニティ活動を地域で話し合う体制を整えます。

交流・居場所づくり

- 地域の中で福祉が特別なものにならないよう、身近な地域で区民、民生委員・児童委員、町会、マンション等の自治会、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、企業・商店、NPO法人、大学・専門学校等の主体が協働できる拠点づくりを検討します。

★区全域

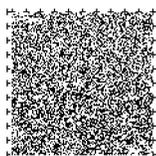
多機関協働による包括的な相談支援

- 区がこれまで実践を積み重ねてきた多職種・多機関連携による相談対応を基盤に、制度の狭間の課題や複合的な課題に対応するしくみを整えます。
- 早期発見・早期対応ができるよう、関係機関が連携した見守りやアウトリーチの体制づくりを進めます。

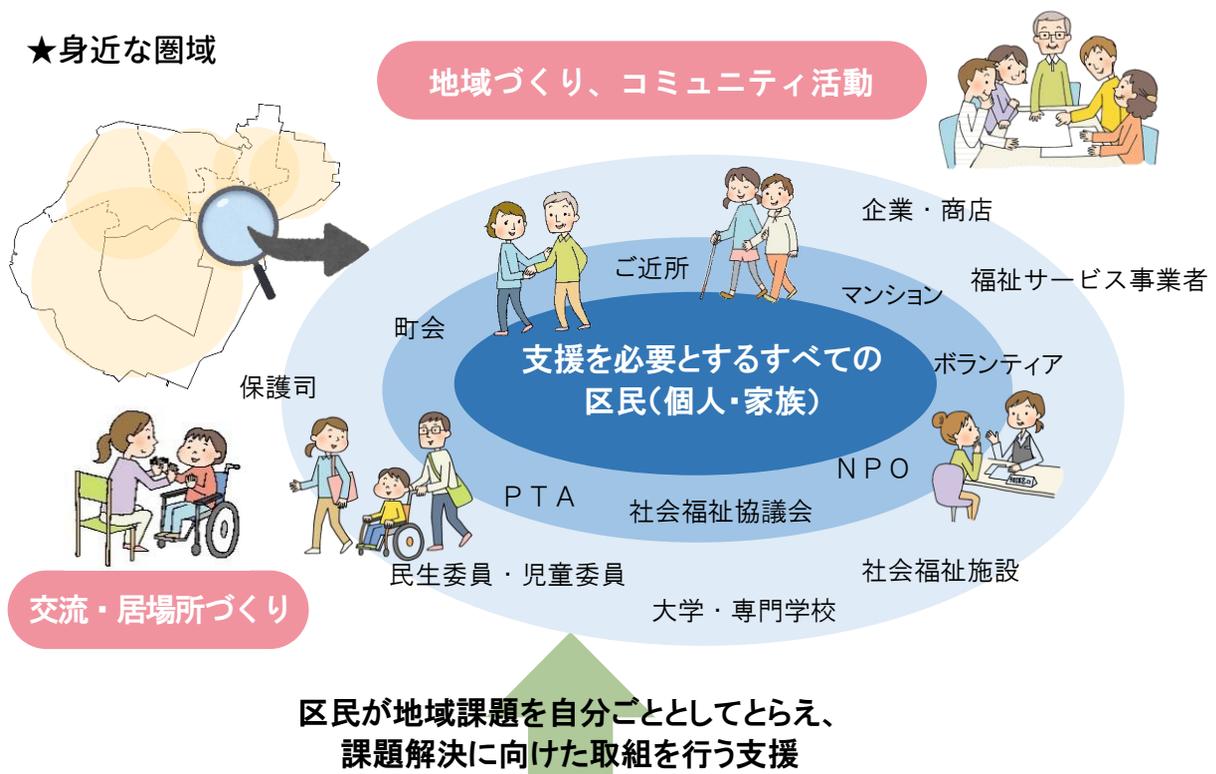
千代田区の実践

コーディネーターによる地域の専門職の連携支援

- 地域で相談支援を行っている専門職が、案件に応じて柔軟にチームを組んで課題解決にあたるよう、活動を支援するコーディネーターの設置を検討します。コーディネーターは解決の助けになる地域資源の発掘や創出も念頭に活動します。
- 連携の要となるコーディネーターの養成、区職員及び区内の保健福祉人材の資質向上に取り組みます。



図表 コミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージ



コミュニティソーシャルワークの機能

区民に身近な圏域で、包括的な相談を行う体制整備



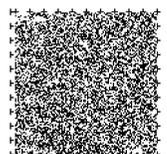
- 子育てコーディネーター
- スクールソーシャルワーカー・カウンセラー
- 地域生活コーディネーター
- 生活支援コーディネーター
- 社会福祉協議会の地区担当
- ボランティアコーディネーター 等
- 専門的な相談・コーディネーターのまとめ役

地域資源では解決できない課題・公的な制度で支えるべき課題の解決に向けた体制構築



多機関の協働による包括的支援体制

課題の共有
協力体制の構築



第3章

推進施策

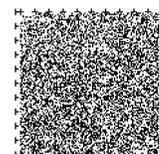
区民、地域、団体、企業等のみなさまへ

千代田区らしい「地域共生社会」は、行政だけで実現できるものではなく、地域で生活・活動している区民、団体、企業、大学、関係機関等の協力と主体的な活動によって実現するものです。

本章は、基本理念の実現に向け、基本施策毎に「個人、地域、団体、企業等にできること」を掲載しています。

一緒に、『地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、「地域共生社会」』を実現してまいりましょう。

本計画は、各施策の取組の中から、これから重点的に推進する事業を掲載します。



基本目標

1

人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり

施策1 外出したくなる地域づくり

区の実施

(1) 地域の居場所づくりの拡充

重層的支援体制整備事業

(2) 移動支援の充実

実施の方向性

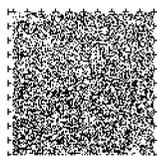
区民の価値観が多様化する中で、地域社会において、心の豊かさや生きがいの充足の機会がより求められるようになっていきます。

障害や加齢等により外出する意欲が低下すると閉じこもりがちになり、外部との交流の減少につながります。外出したくなるような生きがいづくりや、安心して外出できる安全でフラットなまち並みを整備することが求められます。

今後も、地域で多様な人々とふれあう場や外出機会を創出するとともに、気軽に、安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化等、ウォーカブルなまちづくりを推進します。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 点字ブロック上に自転車等の障害物を置かないようにする等、誰もが外出しやすい地域となるように、できることから意識して取り組みましょう。(個人)
- 区や社会福祉協議会が実施する講座や講習会等に積極的に参加し、外出を楽しみましょう。(個人)
- 地域のイベント等、ご近所同士お互いに誘い合って参加しましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 地域の居場所づくりの拡充 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

平成28年1月、高齢者活動センター（かがやきプラザ内）を開設し、令和元年度まで毎年度延べ60,000人以上（※）が利用し、各種講座や同好会主催による各種発表会や大会等が開催されています。令和2年度からは運動指導員を常時配置し、フレイル予防の取組も支援しています。

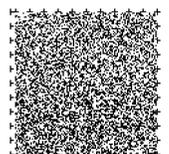
※新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度を除く。

社会福祉協議会では、職員が常駐する高齢者対象の「はあとサロン」、住民運営型のふれあいサロン等の運営方法を工夫し、コロナ禍においても活動の幅を広げるとともに、令和3年4月には社会福祉協議会アキバ分室を開設しました。アキバ分室では、全世代を対象とした「アキバみんなのサロン」やコロナ禍においてニーズが高まった未就学対象の子育てサロン「アキバ子育て広場」等、秋葉原地域の拠点として積極的に地域づくりに取り組んでいます。

さらに、区や社会福祉協議会が中心となった取組に加え、地域共生社会づくりを念頭に、区内の重要な地域資源である企業や大学と連携した取組も進めています。

主な課題は次の通りです。

- 高齢者活動センターは、区内では比較的距離が遠い神田地区（特に万世橋地区、和泉橋地区）からの利用者が少ない傾向にあります。
- 社会福祉協議会が運営、支援しているサロン事業を、地域課題を知るきっかけとし、ボランティアとの交流、サロンの立ち上げや活動継続を支援する取組が求められています。
- 子育て世代の地域参加のニーズが高まっており、住民運営型の子育てサロンの設置に加え、高齢者を対象としている「はあとサロン」の対象拡大を検討する必要があります。
- 麹町・富士見地区での未就学対象の子育てサロンの充実が望まれています。



重点事業 ① 高齢者活動センター（かがやきプラザ内）

高齢者の仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりの支援を充実させ、元気と楽しみを提供できるように、かがやき大学等のプログラムの充実、生きがいにつながる高齢者の活動の支援に取り組めます。

所管：在宅支援課

重点事業 ② サロン活動の拠点の充実

安心安全に利用できる居場所を地域で提供するとともに、区民が地域活動に参加するきっかけづくりとして、自主運営のサロン立ち上げを支援しています。

多世代が参加できるサロン、未就学の子育て世代を対象とするサロンの充実に取り組めます。

所管：千代田区社会福祉協議会

重点事業 ③ 子育てひろば事業

各児童館では、0歳児～2歳児を中心とした乳幼児親子が集い、仲間と出会い、子育てを楽しめる居場所「子育てひろば」事業を実施しています。

「子育てひろば」は地域の子育てを支援する基盤として、親子で楽しめるプログラムや行事を実施するほか、子育て中の保護者が育児仲間をつくり、情報交換できる場づくりや子育てに関する相談を実施します。

所管：児童・家庭支援センター

【アキバみんなのサロン】



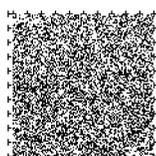
【サロンで多世代交流の様子】



【活躍する学生ボランティア】



【夏イベント「アキバでアロハ2 days」】



(2) 移動支援の充実

現状と課題

高齢者、障害者及び子育て世代をはじめとする区民の地域交通手段を確保し、地域福祉を推進するため、地域福祉交通「風ぐるま」を運行しています。

平成28年1月から令和元年度までの利用者数は毎年増加しており（対前年比3～12%増）、社会参加や健康増進等、生活満足度の向上に寄与しています。

このほか、障害者を対象に自動車やタクシーを利用する際の各種費用助成を行っています。

主な課題は次の通りです。

- 交通網が充実している本区ですが、階段を利用する上下の移動が難しい方にとって、地域福祉交通「風ぐるま」は重要な移動手段となっています。利用者からは、ルート設定や運行の拡充、事業と連携した運行等、利便性向上を求める声が寄せられています。
- 誰もが外出したくなる地域づくりの視点から、道路や公園等の都市施設や公共性の高い民間施設のバリアフリー化、憩いの場の計画的な整備、医療的ケア児の移動支援等を関係機関と連携して取り組むことも必要です。

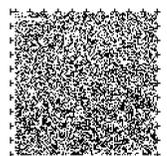
重点事業

①地域福祉交通「風ぐるま」の運行

高齢者、障害者及び子育て世代をはじめとする区民の地域での交通手段として、区内公共施設を中心にめぐる地域福祉交通「風ぐるま」を運行しています。

今後、運行ルートの改善、運行本数の拡充、シルバーカーやベビーカーでの利用しやすさ等を検討します。

所管：福祉総務課



施策2 住まいへの支援

区の実施

(1) 住まいへの支援

(2) 支援ネットワークの充実

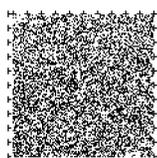
実施の方向性

加齢や障害、病気等により心身や家庭の状況に変化があっても、住み慣れた地域で生活できるよう、住まいの相談支援をしていくことが必要です。

心身や家庭の状況、生活スタイル等に応じ、住みやすい住宅で安心して暮らせるよう、高齢者・障害者・ひとり親向け住宅の適切な供給を図ります。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 心身の状況等で、住宅のバリアフリー化や、公共の住宅や施設への入居を希望する時は、区や関係機関に相談しましょう。(個人)
- 地域の高齢者等を訪問した際、住まいについての相談を受けた時は、必要に応じて区や関係機関等の相談窓口を紹介しましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 住まいへの支援

現状と課題

高齢者が安全・安心に生活できるよう配慮された高齢者住宅（令和2年度末現在4施設73戸）や高齢者向け優良賃貸住宅（令和2年度末現在8棟144戸）を供給するとともに、住宅確保が困難な世帯に対しては、民間賃貸住宅への入居を支援しています。

また、著しい所得の減少や立ち退き等により転居を余儀なくされた世帯、緊急に代替えとなる住宅が必要な世帯に対する費用助成を行っています。

主な課題は次の通りです。

- 住み慣れた地域で安心して生活したいと願う高齢者・障害者の方が各種在宅支援サービスを適切に利用できるよう、区民だけでなくその支援者に向けても広く周知し、利用を促進していく必要があります。

重点事業

① 高齢者住宅の確保と管理

バリアフリー化され、緊急時対応や安否確認等のサービスが提供される民間の高齢者向け優良賃貸住宅の空室等の情報提供と、入居者の所得に応じた家賃減額助成を実施します。

既存の住宅では高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリー化、緊急時の対応、生活協力員を配置した高齢者住宅の維持管理を継続します。

所管：住宅課

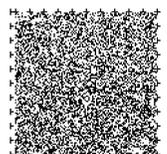
重点事業

② 居住安定支援家賃助成

著しい所得の減少や立ち退き等で転居を余儀なくされた世帯を対象に、家賃や転居一時金等を助成しています。

今後、助成期間（5年間）終了後の居住の安定に向けて、関係部署との連携を図ります。

所管：住宅課



(2) 支援ネットワークの充実

現状と課題

高齢者、障害者、低所得者等、住宅の確保において、特に配慮を必要とする住宅確保要配慮者対策を検討するため、居住支援協議会を平成28年度に設置しています。

本区において家賃が安い物件に限りがある等の課題がありますが、住まいに関する相談に適切に対応できるよう、連携のしくみづくりを進めています。

主な課題は次の通りです。

- 住宅確保に関する相談について居住支援の制度を周知するとともに、関係部署及び関係機関の連携ネットワークでの支援体制を構築する必要があります。

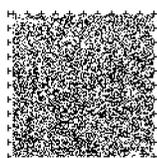
重点事業

①居住支援協議会の運営

住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人双方に対する支援策を検討する居住支援協議会を設置しています。

今後、区の地域特性を踏まえた事業計画を検討し、地域ネットワークの連携のもとで支援します。

所管：福祉総務課



施策3 地域の福祉拠点の整備

区の実施

(1) 区立施設の機能充実

重層的支援体制整備事業

(2) 多世代交流・多機能型福祉拠点の検討

重層的支援体制整備事業

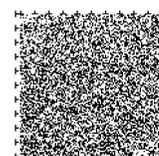
実施の方向性

地域福祉を推進する観点から、機能を分化した対象別の施設だけでなく、高齢者や障害者、子ども等を対象に、居場所の提供、相談、見守り、通所サービス等の支援を柔軟に組み合わせて提供する「多世代交流・多機能型福祉拠点」機能について検討します。

また、病気や障害の有無に関わらず、多様な世代の人々が集い、交流できる多世代交流・多機能型福祉拠点の整備を検討します。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 区民一人ひとりが地域に必要な実施について考え、地域づくりに参加しましょう。(個人、地域、団体、企業等)



(1) 区立施設の機能充実 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

本区内には、地域の方が利用できる施設が各地区にあります。地域に身近な出張所・区民館、社会教育・社会体育施設のほか、社会福祉施設も区民の交流の場を提供しています。子育て世代に向けては、6か所の児童センター・児童館と子育てひろば「あい・ぽーと」麴町が交流の場を提供しています。

また、秋葉原地域でより身近な相談・活動拠点となるべく、令和3年4月、万世橋出張所・区民館内に、社会福祉協議会分室を「アキバ分室」として開設しました。ここでは福祉に関する総合相談やボランティア活動の支援を行い、必要に応じて訪問もしています。

主な課題は次の通りです。

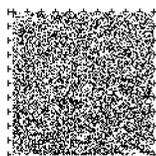
- 参加者同士の関係性を深め、主体的な参加につなげる、継続的な交流の場が必要です。
- 区内企業や学校、NPO・NGO等と協力したプログラムの展開や、多様な世代が集まりたいと感じる魅力ある福祉拠点づくりを進める必要があります。
- 拠点機能を生かした地域の生活課題や困りごとの早期発見、新型コロナウイルス感染症の影響等で思うように活動できない町会等の活動の支援等の取組が求められています。

重点事業

①社会福祉協議会「アキバ分室」の活動充実

社会福祉協議会の分室として、より身近な地域での福祉相談支援の窓口、多世代のつながりづくりとしての役割を担うとともに、神田地区を中心に日常生活の課題を把握するため、積極的なアウトリーチを実施します。

所管：千代田区社会福祉協議会



(2) 多世代交流・多機能型福祉拠点の検討

重層的支援体制整備事業

現状と課題

高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)の「ちよだで多世代交流C i a o ! (ちゃお)」では、コンサート、季節のイベント、多世代交流食堂「かがやキッチン」等、多様な世代の交流を図る事業を実施し、毎年度約2,000名(※)が参加しています。

※新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度を除く。

主な課題は次の通りです。

- 地域の福祉拠点として地域に幅広く知ってもらうための周知が必要です。

重点事業

①拠点施設の整備検討

障害者支援施設、高齢者施設、地域交流スペースの共用施設となる「(仮称)神田錦町三丁目福祉施設」の整備を進めます。

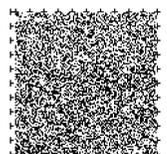
所管：高齢介護課、障害者福祉課

重点事業

②出張所と連携した地域福祉活動の検討

本区において地域の身近な存在である出張所と連携して、町会を中心に企業や大学との連携も視野に入れた地域活動拠点の整備・展開等を検討します。

所管：出張所、福祉総務課



施策4 多様性の尊重

区の実施

- (1) 多文化交流の推進
- (2) L G B T s に関する理解促進
- (3) 障害者への意思疎通支援

実施の方向性

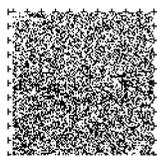
地域には様々な人が生活をしています。年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく暮らすことができる地域づくりを進める上で、外国人やL G B T s 等、多様な生き方を理解する必要があります。

多様性が調和するまちづくりに向けて、大使館との連携と国際交流・協力ボランティアバンクの継続、L G B T s をはじめとする多様な背景を持つ人への配慮や理解促進に取り組みます。

また、障害者への配慮をさらに進めるとともに、区や関係機関等の職員がこれらの人々と円滑な意思疎通を図ることができるようにします。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 区や社会福祉協議会が実施する障害への理解や共生意識、人権意識を高める事業、様々な講座や講習会等に積極的に参加し、理解を深めましょう。(個人)
- 手話や外国語・やさしい日本語を勉強し、多様な人々と意思疎通を図りましょう。(個人)
- 街なかで困っている人を見かけたら、声をかけ、手助けをしましょう。(個人)
- 地域、ボランティア団体、関係団体等多くの人がつながりを持ちましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 多文化交流の推進

現状と課題

本区には様々な国の外国人住民が暮らしており、区内には17か国の大使館・外国公館があります（令和3年4月現在）。平成28年度より国際交流イベントの実施、平成30年度より大使館等連絡会議を開催しています。

また、平成30年度よりボランティア養成講座を実施しており、国際交流・協力ボランティアバンクの新規登録者が増えています。

主な課題は次の通りです。

- 外国人と日本人がお互いの文化の理解を深める交流の場が必要です。

重点事業 ①大使館等との連携

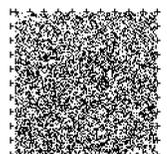
区内所在の大使館・外国公館と連携して、定期的に国際交流イベントを実施する等、外国人と日本人の交流を促進します。

所管：国際平和・男女平等 인권課

重点事業 ②国際交流・協力ボランティアバンク

国際交流・協力ボランティア養成講座を継続し、ボランティアの活動・交流を促進します。

所管：国際平和・男女平等 인권課



(2) L G B T sに関する理解促進

現状と課題

男女共同参画センターMIW（ミュウ）ではL G B T s相談を行っています（令和元年度は月1回、令和2年度から月2回）。

令和元年度に「L G B T sへの対応に関する職員ハンドブック」を作成し、本区の各課や区立学校へ配布し、理解促進に努めています。また、令和2年度より当事者とアライ（支援者）の交流のための居場所づくりの一環として「ほのぼのスポットRainbow」を実施しています。

主な課題は次の通りです。

- L G B T sへの理解促進とともに、具体的な施策等の検討が必要です。

重点事業

① L G B T s相談

男女共同参画センターMIW（ミュウ）においてL G B T sに関する相談や居場所づくりを継続して行います。

所管：国際平和・男女平等人権課

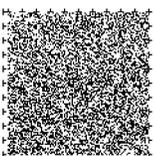


重点事業

② パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討

同性カップルに対して、ふたりが婚姻に相当する関係であることを認める「パートナーシップ制度」、同性カップルが育てている子どもも家族として証明する「ファミリーシップ制度」の導入に向けた検討を行います。

所管：国際平和・男女平等人権課



(3) 障害者への意思疎通支援

現状と課題

障害者への合理的配慮として、区立施設窓口への筆談器の配備、総合窓口課と障害者福祉センターえみふるでタブレット端末を活用した遠隔手話サービスによる連携等を実施しています。平成28年度には「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、わかりやすい情報提供に努めるとともに、障害等のある方とそのほかの方との意思疎通を支援するため、区主催イベント等への手話通訳者の派遣や「ことばの道案内」を実施しています。

また、視覚・聴覚・音声・言語機能に障害がある区民を対象に、音訳者・手話通訳者・要約筆記者を派遣し、日常生活のコミュニケーションを支援しています。

主な課題は次の通りです。

- 一人ひとりの障害特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を、今後も継続して実施していく必要があります。
- 障害者のコミュニケーション支援に対する区民のニーズが多様化しており、支援の範囲について検討することが課題です。

重点事業 ①手話通訳等の推進

区主催のイベント等に手話通訳者を派遣し、障害者の意思疎通を支援しています。
今後も障害の特性に応じた意思疎通に関する合理的な配慮を継続して実施します。

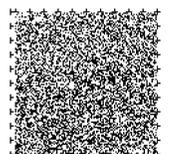
所管：障害者福祉課

重点事業 ②コミュニケーション支援

聴覚・音声・言語機能に障害がある区民に手話通訳者や要約筆記者を、視覚に障害がある区民に音訳（代読・代筆）者を派遣し、日常生活のコミュニケーションを支援しています。

今後も「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を踏まえ、公平性と質の高いサービスを提供します。

所管：障害者福祉課



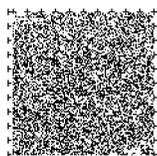
重点事業 ③ことばの道案内

区内公共施設から最寄駅間の音声案内を作成し、NPO法人ことばの道案内が提供するWeb「ウォーキングナビ」に掲載することにより、スマートフォン、携帯電話等のメディアを利用したことばによる道案内を実施しています。

今後も引き続き、新規開設施設の音声案内作成と既存施設の更新を実施し、視覚障害がある方等の外出支援や社会参加の促進、行政情報へのアクセシビリティ向上を進めます。

所管：障害者福祉課

【手話講習会の様子】



施策5 災害時における地域の体制整備

区の実施

- (1) 避難行動要支援者対策の強化
- (2) 幅広い団体と連携した防災対策の推進
- (3) 災害時に備えた連携体制の強化

実施の方向性

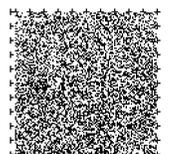
近年、大規模な自然災害が増え、災害時、速やかに避難することが難しい高齢者や障害者等の要配慮者の安全確保が大きな課題となっています。特に本区では、発災直後に駆けつけられる職員の数が少ないことから、速やかな避難のためには地域の自助・共助が欠かせません。

また、避難後も心身のケアが必要な避難者も多くみられることから、様々な視点での体制整備に取り組む必要があります。

今後も、区民の命の安全確保に向けた取組を最優先に行うとともに、過去の災害を教訓に様々な視点での体制整備を進めます。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 日頃から防災への意識を高め、地域が一体となった避難所運営や、高齢者や障害者等、要配慮者の把握に努めましょう。(個人、地域、団体、企業等)
- 地域で実施する防災訓練や避難訓練に積極的に参加しましょう。(個人)
- 自分自身の心身の状況に応じて、災害時の支援策を活用しましょう。(個人)



(1) 避難行動要支援者対策の強化

現状と課題

災害時の避難等に配慮が必要な方（高齢者や要介護者、障害者等）のうち、特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と位置付け、「避難行動要支援者名簿」を町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察・消防で共有しています。年2回名簿を更新し、災害時等に活用する体制を構築しています。

さらに、避難行動要支援者と町会、民生委員・児童委員に、戸別受信機や防災ラジオを配付し、情報伝達の迅速化を図っています。

主な課題は次の通りです。

- 災害発生等の緊急事態に備え、防災ラジオの配付対象の見直し、避難行動要支援者名簿の平常時からの活用を図る必要があります。
- 避難行動要支援者毎の個別避難計画の作成が必要です。

重点事業

①要配慮者及び避難行動要支援者の援護体制づくり

避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察・消防へ名簿を提供し、平常時の見守り活動や非常時の援護活動等に活用します。

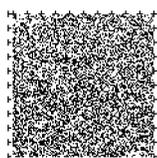
所管：災害対策・危機管理課

重点事業

②個別避難計画の作成

避難行動要支援者毎に避難する場所や避難方法、避難支援者等の情報を記載した個別避難計画の作成を進めます。作成を進めるにあたり、ケアマネジャー等の専門職との連携や、システム化による手続きの効率化に取り組みます。

所管：福祉総務課



(2) 幅広い団体と連携した防災対策の推進

現状と課題

昼間人口が多い地域特性を踏まえ、企業等で構成する帰宅困難者対策地域協力会の運営を支援しています。帰宅困難者対応のリモート訓練や帰宅困難者受入施設の運営訓練を実施する等、緊急時に備えて地域防災対策を進めています。

本区と災害時の支援協定を結んでいる大学では、災害ボランティア養成講座を実施しており、地域と大学との関係強化につながっています。

主な課題は次の通りです。

- 首都直下地震のような予測できない災害発生に備え、企業や大学と連携した帰宅困難者訓練の実施が求められます。
- より多くの大学で、災害ボランティア養成講座を開催できるよう、働きかけを行う必要があります。

重点事業

①帰宅困難者対策

企業等で構成する帰宅困難者対策地域協力会の運営支援、資機材購入、運営訓練等を実施しています。

今後も対策強化に向けて、帰宅困難者対策地域協力会同士の連携強化に取り組みます。

所管：災害対策・危機管理課

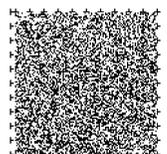
重点事業

②災害時における区内大学との連携

本区と大学で災害時支援協定を結び、大学で災害ボランティア養成講座を実施しています。

今後も養成講座を実施する大学の増加に向けて、社会福祉協議会との連携強化や普及啓発に取り組みます。

所管：災害対策・危機管理課



(3) 災害時に備えた連携体制の強化

現状と課題

社会福祉協議会では、災害連携ネットワーク「ちよだモデルネットワーク（CMN）」を構成し、災害時に円滑に連携できるよう平時から定期的に連絡会や学習会を実施する等、顔のみえる関係づくりを進めています。あわせて、災害時に配慮を必要とする方への理解と支援を推進していくため、災害時寄り添いサポーター養成講座を開催しています。

本区は、災害発生時に一般の避難所で避難生活をするのが難しい方を、福祉避難所で受け入れる体制整備を進め、区内7か所の社会福祉施設と避難所開設の協定を結んでいます。

また、災害医療体制について、千代田区災害医療連携会議を開催し、医療救護訓練の定期実施、緊急医療救護所毎の開設・運営マニュアルの作成、医薬品・資機材の整備・備蓄等を行って対策の強化を図っています。

主な課題は次の通りです。

- 要配慮者に対応できる専門人材の確保、協力病院等と重症患者等の搬送手段の検討と医療資機材の整備が必要です。

重点事業 ①福祉避難所の増加と対応力向上

本区と社会福祉施設で協定を結び、一般の避難所で生活を送ることが難しい方を受け入れる福祉避難所の確保・整備を進めています。

今後も発災時の対応力を高めるため、福祉避難所毎の運営マニュアル作成と防災訓練の実施、備蓄物資の配備に取り組みます。

所管：福祉総務課

重点事業 ②災害医療連携の推進

千代田区災害医療連携会議を開催し、災害医療対策の強化を図っています。

今後も医療救護訓練を通じて関係機関と連携し、災害時の医療救護活動従事者の確保や医薬品・医療資機材の整備に取り組みます。

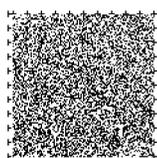
所管：千代田保健所

重点事業 ③災害ボランティアセンター事業

災害時の支援を見据えた、平時からの地域との関係づくりや、防災、減災、共助の意識を高めるための講座やイベント等を実施しています。

今後も災害ボランティアのことを広く区民に周知するとともに、有事に備え、災害ボランティアセンターの開設運営訓練を実施します。

所管：千代田区社会福祉協議会



【福祉避難所防災訓練の様子】



●●● 福祉避難所 ●●●

●福祉避難所とは？

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等のうち、避難所での生活において、一定の配慮を要する方とその介助人（家族、避難支援者等）が利用できる避難所です。

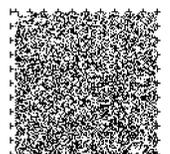
災害発生後すぐに開設されるのではなく、施設の被災状況等を確認した後に開設されます。なお、被災状況等により開設されない場合もあります。

●福祉避難所への避難の流れ

災害発生時、家屋の倒壊等によって、自宅で生活することが困難となった方は、まずは一般の避難所へ避難します。その後、区災害対策本部が福祉避難所への受け入れを調整し、避難する方を決定します。



【令和4年（2022年）3月現在】



基本目標

2

支援を必要とする すべての人を包み込む、 360度まるごと支援体制の構築

施策1 包括的相談支援体制の整備

区の実施

(1) 早期発見、アウトリーチ体制の強化

重層的支援体制整備事業

(2) 断らない相談窓口体制の強化

重層的支援体制整備事業

(3) 多機関協働とコーディネーターの強化

重層的支援体制整備事業

実施の方向性

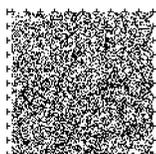
本区では、これまでも地域で困りごとを抱える区民の支援のために、各分野の専門職が中心となり、それぞれの分野で連携・支援をしてきました。

しかし、町会の高齢化、マンション住民の増加等による地域の変化から、既存の制度だけでは解決できない課題も増えてきました。

そのため、高齢者分野で実践が蓄積されている「地域包括ケアシステム」の実施を複数分野で展開し、地域で課題を抱えるあらゆる区民を支援する体制の整備と充実を図ります。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 区民一人ひとりが地域における役割を担う意識を持ちましょう。(個人)
- 様々な分野の専門職の役割・機能について理解を深めましょう。(個人)
- 地域福祉を担うNPO法人やボランティア団体は、地域のニーズをとらえた活動に努めるとともに、地域の支援活動に積極的に参加・協力しましょう。(地域、団体、企業等)
- 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合う機会を設けましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 早期発見、アウトリーチ体制の強化

重層的支援体制整備事業

現状と課題

令和 2 年区民世論調査の結果では、悩みやストレスを相談できる人が「いる」と回答した区民は 8 割を超え、困った時に支援を得られるケースが多いことがうかがえます。

その一方で、「地域との関わりがなく、自分から声を出せない人もいる」（保健福祉関係団体・事業所調査）、「本人は困っていないが周囲から見ると高リスクの人、介入して欲しくない人もいる」（相談支援連携部会）等、ニーズと支援が噛み合わないケースが懸念されています。

また、「高齢化が進み、身内がいない人が心配」、「セキュリティが強固で他階へは立ち入れず、住民同士の交流はない」、「マンションのセキュリティが高く、本人宅にたどり着けない」等、本区独自の住宅事情により、問題が深刻になってから顕在化するケースがみられます。

主な課題は次の通りです。

- 区民の約 9 割がマンションに暮らすという地域特性や、今後の人口増加、高齢化の進行等を踏まえ、近隣住民や関係者等が潜在的なニーズにいち早く気づく取組と、発見・顕在化したニーズを行政や関係機関に迅速につなぐしくみづくりが課題です。

重点事業

①地域生活コーディネーターの配置

地域へ出向いて障害者本人や地域のニーズを把握し、施策立案に生かす等、地域で生きていく障害者を支えていくためのしくみづくりに取り組みます。

令和 4 年度（2022 年度）より、障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談 M O F C A（モフカ）に地域生活コーディネーターを 1 名ずつ配置します。

所管：障害者福祉課

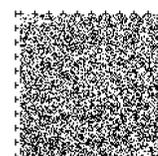
重点事業

②高齢者見守り相談窓口事業

神田地区において、高齢者のご自宅を訪問することにより、ひとり暮らし高齢者等、孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い必要な支援につなげています。

令和 4 年度（2022 年度）からは麴町地区にも実施範囲を拡大します。

所管：在宅支援課



重点事業

③スクールカウンセラー等による巡回支援

継続的な関わりのある子どもを中心に、スクールカウンセラーや子ども家庭支援ワーカーが区内の学校や園を定期的に訪問し、子どもの相談を受けるほか、保護者の相談にも応じています。

今後も継続的に心理面の支援を行うとともに、子どもと家庭に関わる総合相談や教育相談との連携を図ります。

所管：児童・家庭支援センター

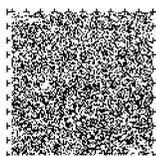
●●● アウトリーチ ～支援につなげる働きかけ～ ●●●

私たちが暮らす地域には、事情があって生活上の困りごとや生きづらさを感じているにも関わらず自ら声を上げられない人や、地域から孤立状態にあるために困っていることが外部からわからず、近隣や見守り活動等で発見されにくい人がいます。

また、例えばヤングケアラーのケースに多い、何らかの支援が必要な生活状態であるという自覚をしていない人や、周囲に知られたくない等の理由でサービスの利用を望まない人もいます。

必要な支援につながっていない人々が生活上の課題に対処し、地域とのつながりの回復や社会参加を支援するためには、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつなぐ働きかけが必要です。

こうした支援者や支援機関の側からの積極的な働きかけを「アウトリーチ」といいます。近年、家族関係の変化や地域のつながりの希薄化等から地域住民が孤立するリスクが指摘されており、アウトリーチの重要性がますます高まっています。



(2) 断らない相談窓口体制の強化 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

本区では、高齢者、障害者、子どもに関する相談、地域住民の生活における困りごとや福祉に関する相談等、地域における様々な困りごとの相談に対して、関係機関と連携して対応する体制を整えています。専門的な相談については個別分野毎に総合相談の受付、相談内容に応じた関係部署・専門機関との連携、当事者団体や各種団体とのネットワーク等の地域包括支援体制を構築しています。

地域から寄せられる相談の中で、権利擁護に関する相談対応は年間延べ9,000件(※)を超え、ボランティア活動に関する相談は延べ1,200件(※)、コーディネートは延べ7,000件(※)を超えています。

※新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度を除く。

主な課題は次の通りです。

- 本人が複数の課題を抱えるケースや、世帯単位、家族単位で複数の課題が重なるケースが増えており、どこに相談したとしてもまるごと受け止め、関係機関が連携して支援する体制の構築が課題です。

重点事業 ①包括的相談支援体制の整備

地域課題をより身近な地域で早期に発見・対応するとともに、制度の狭間の問題や複数分野に関係する相談への対応力を高めるため、圏域の検討や地域の活動拠点の設置とともに、区役所内の連携体制を検討します。

所管：福祉総務課

重点事業 ②ひきこもりの支援の充実

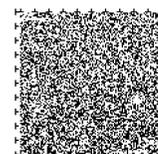
ひきこもり問題について、多くの人に関心を持ってもらい、「社会的な問題」であるという意識・風土の醸成を図るとともに、当事者の相談支援体制を整備します。

所管：福祉総務課

重点事業 ③子どもと家庭に関わる総合相談

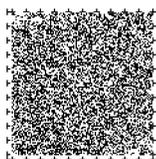
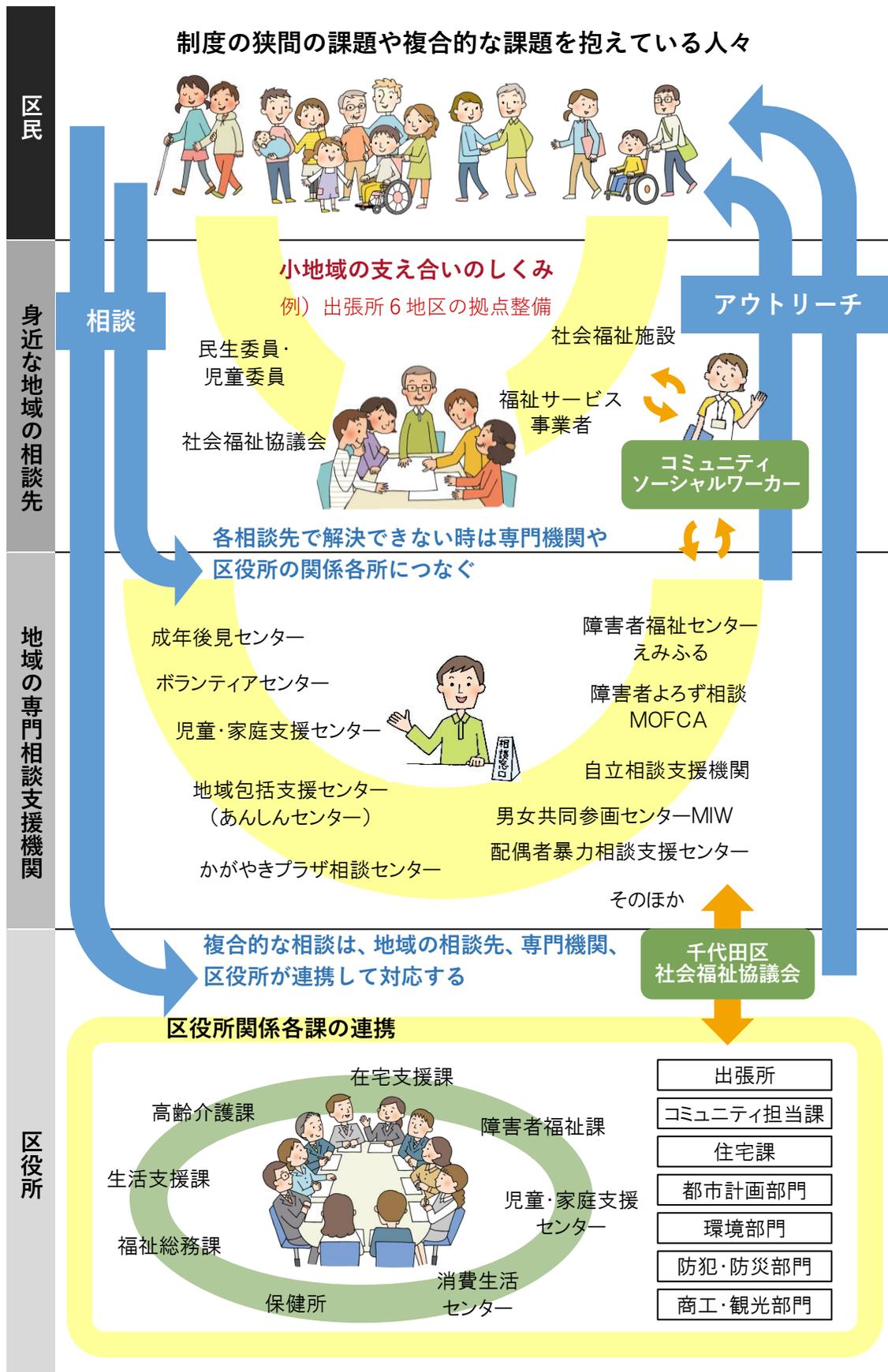
子どもやその家族を対象に、電話相談・来所相談を実施しています。子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、世帯・家族単位の相談にも対応し、適切な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関やサービスにつなげていきます。

所管：児童・家庭支援センター



包括的な相談支援体制

千代田区における包括的相談支援体制のイメージ



(3) 多機関協働とコーディネーターの強化 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

事業所等への調査から、サービスが繋がらず相談にとどまってしまうケースがあることや、地域ケア会議等で地域課題を拾い上げた後の検討プロセスの不明確さが指摘されています。また、「年齢に応じた支援を補完する、切れ目のない相談支援」、「個人だけでなく、家庭・地域をみる支援体制」等が重要な視点として挙げられました。

主な課題は次の通りです。

- 各分野相談支援体制や地域資源等を把握し、相談内容に応じて支援チームの調整を図るコーディネーターの配置が求められています。
- 医療的ケアや特別な支援を要する子どもとその家庭、ヤングケアラー、虐待等のケースについて、早期支援が必要です。
- 若者支援等の制度の狭間の課題や、複合的な課題を抱える世帯の相談に対応するため、区の関係各課、関係機関のチームアプローチによる支援体制の整備が必要です。

重点事業

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置検討

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たなしくみづくりに向けた調整やコーディネートを担う専門職です。公的なサービスだけでは解決できない生活課題への対応を強化する役割として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を検討します。

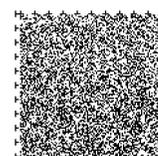
所管：福祉総務課

重点事業

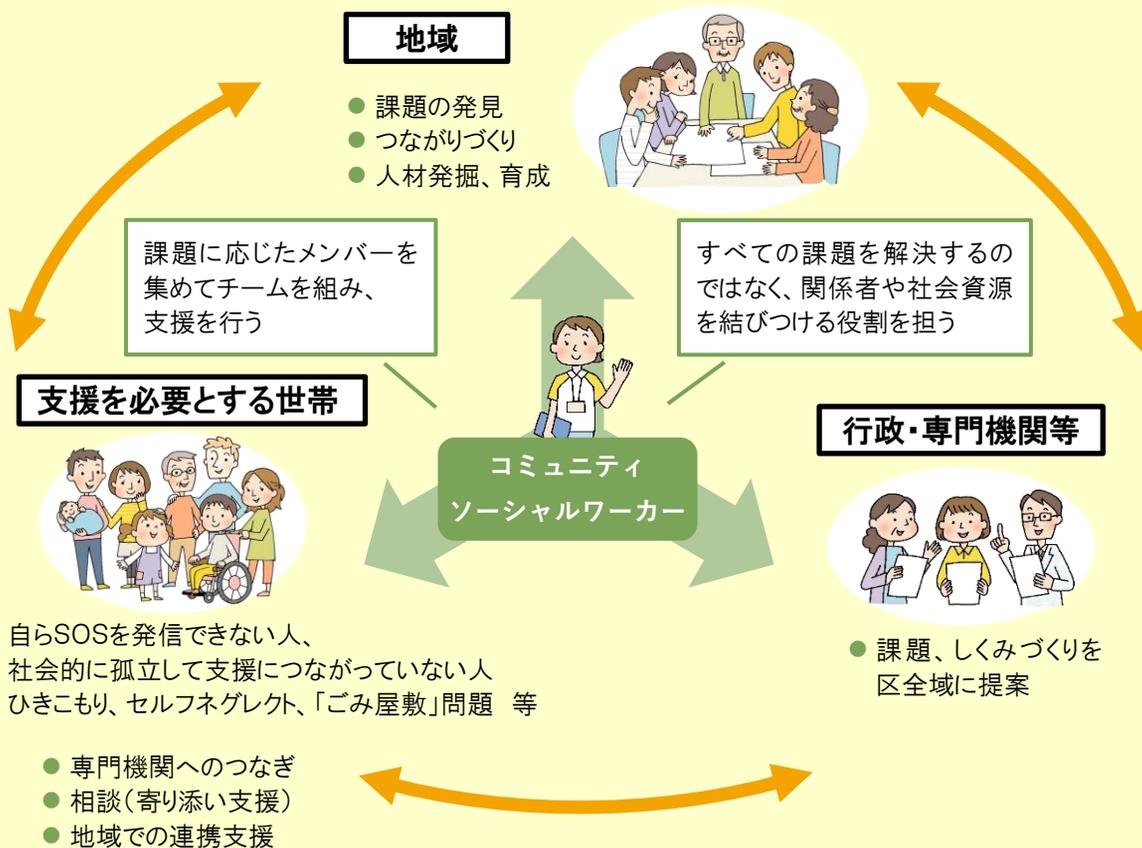
②コーディネーターの連携強化

福祉の各分野に配置する子育てコーディネーター、地域生活コーディネーター、生活支援コーディネーター等がお互いの活動を共有し、協働する協議体の設置等を検討します。

所管：福祉総務課



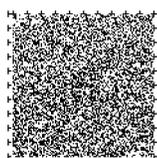
●●● コミュニティソーシャルワーカーの役割 ●●●



●コミュニティソーシャルワーカーとコーディネーターとの違いは？

本区では、令和3年度現在、介護、障害、子どもといった分野でコーディネーターを配置しています。目的やアプローチに違いはありますが、地域での支え合いをめざした取組であることから、コミュニティソーシャルワーカーと各分野のコーディネーターと連携して、制度の狭間の問題等に対応していきます。

分野	事業名	事業内容	コーディネーター
介護	地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める	生活支援コーディネーター (かがやきプラザ相談センター)
障害	地域活動支援センター機能強化事業	「地域生活活動拠点等」障害のある方の高齢化や重度化、「親なきあと」を見据え、障害のある方が地域で住み続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを進める	地域生活コーディネーター (えみふる・MOFCA)
子ども	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組	子育てコーディネーター (子ども支援課、子育てひろば「あい・ぽーと」麴町)



施策2 地域課題解決のための体制強化

区の実施

(1) 地域課題に取り組む体制の強化

重層的支援体制整備事業

(2) 小地域福祉ネットワークの推進

重層的支援体制整備事業

(3) 個人情報保護及び共有ルールの整備

実施の方向性

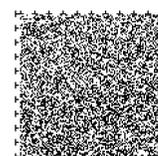
生活に困りごとを抱えている区民の中には自ら支援を求める人もいますが、その一方で、支援を受けずに可能な限り自分の力で状況の改善をめざす人や、支援を求めることや相談することに抵抗感を持つ人等がいます。こうした潜在化しやすい個別の生活課題や地域課題を把握し、解決に向けて支援する必要があります。

また、本区の実性として、マンション居住者が多いことから、地域の活動主体の目が届かず、生活実態がみえにくいという現状もあります。そのため、状況に応じて、相談を待つだけでなく、困りごとを抱える区民に対して積極的なアプローチも必要です。

本区は、相談を待つだけでなく、近隣の居住者や地域の活動団体等から情報を収集し、支援を必要とする区民の情報を的確かつ速やかに把握するとともに、当事者が深刻な状況に陥る前に積極的にアプローチする体制の構築を進めます。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 自己の問題や、親しい人から相談された問題はひとりで抱え込まず、まずは身近な人に相談しましょう。(個人)
- 日常生活や企業活動の中で、普段と違う様子に気づいた場合は声をかけて状況を確認し、必要に応じて区や関係機関に情報を提供しましょう。(個人、地域、団体、企業等)
- 日頃から、地域の中でお互いに声をかけ合い、困った時は助け合える関係を築きましょう。(個人、地域、団体、企業等)



(1) 地域課題に取り組む体制の強化 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

高齢者分野では、区民や各種団体、企業、大学の関係者等、様々な人々が連携し、日常生活上の支援体制や社会参加の推進を図る「生活支援体制整備事業」、多職種の専門職が連携して高齢者の地域での生活を支援するための「地域ケア会議」等が行われています。

生活支援体制整備事業の協議体、「ささえ愛まち会議」ではこれまで、地域の課題や地域資源について話し合ってきましたが、区内にある豊富な地域資源を生かすべく、協議体や生活支援のあり方を改めて検討しています。

主な課題は次の通りです。

- 国が示している地域づくりに関する事業内容を、本区の地域特性を踏まえた独自の事業として計画し、展開を検討する必要があります。
- 企業や大学が多い区の地域特性を生かし、町会では解決できない課題に地域住民とともに企業や大学、昼間区民等も支援に関われるしくみを構築することが求められます。

重点事業 ①生活支援体制整備事業

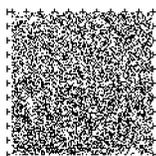
地域に暮らす高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、地域の生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実強化及び社会参加活動を推進します。

所管：在宅支援課

重点事業 ②区内大学との連携

本区と大学、専修・各種学校で基本協定を締結し、各種事業の連携協力をはじめ、区内大学等が本区の様々な分野を多様な視点で調査・研究する「千代田学」の事業を通じて、福祉をテーマとした大学との連携の充実を図ります。

所管：コミュニティ総務課



(2) 小地域福祉ネットワークの推進 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

社会福祉協議会では、全職員を地区担当として区内全 6 地区（1 地区あたり 7～8 名）に配置し、町会福祉部の立ち上げ、福祉部行事への参加や活動を支援しています。現在、町会・自治会の約 6 割にあたる 66 町会（令和 2 年度末現在）に町会福祉部が設置されており、住民の地域福祉活動を支援し、地域住民がお互いに支え合える地域づくりをめざしています。

町会福祉部との顔のみえる関係を築く中で得られたつながりを通じて困りごと等の把握に努め、寄せられた課題の解決に向けた連携・調整を図り、必要に応じて多機関で協働して個別課題の解決や居場所づくり等を実施しています。

主な課題は次の通りです。

- 町会福祉部の担い手不足に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による活動の滞りがみられます。福祉部活動における指針の策定や、活動事例の共有等を進めていくことが必要です。
- ひとり暮らし高齢者が増加する中、地域で見守る体制の拡充も課題です。特に、区民の約 9 割が暮らすマンションでは孤立している高齢者に支援が届きにくいという課題についての対策研究が必要です。区民、学生、企業、ボランティア、NPO 法人等、様々な方が協力して地域福祉活動に参加できるよう、新たな地域の支え合いのしくみを検討する必要があります。

重点事業

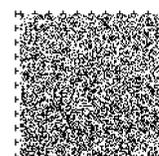
① ご近所福祉活動の推進・新たな小地域福祉ネットワークの検討

町会福祉部の設置や活動について、引き続き支援します。

地域のニーズ把握を進めるとともに、個別・地域課題の解決に向けた関係機関との調整やケース会議等の連携を強化します。

また、地域に関わる様々な方に地域福祉の担い手として活動に参加してもらえよう、新たな小地域福祉ネットワークのしくみを検討します。

所管：千代田区社会福祉協議会



(3) 個人情報保護及び共有ルールの整備

現状と課題

区民同士の共助活動を行おうとする際、個人情報保護が優先されて対象者の情報を共有できずに共助活動に制約が生じるケースがあります。

また、支援の必要な人を把握した際、本区や関係機関と個人情報を共有できず、必要な支援につなげることができないケースもあります。

主な課題は次の通りです。

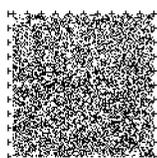
- 個人情報保護の例外規定も含めて、緊急時に個人情報保護を尊重するか、本人の生命を守ることを優先するかを判断する基準、手順、事後検証に備えた記録方法等のしくみを構築することが課題です。

重点事業

①関係者が情報を共有するしくみづくり

地域の専門職やコーディネーターが連携する上で、ケースの個人情報を共有するためのフォーマットを設定する等、個人情報を共有するしくみが必要です。共有が必要な個人情報の内容や取り扱いルールを決め、共有できるよう検討を進めます。

所管：福祉総務課



施策 3 権利擁護支援の体制整備 (成年後見制度利用促進基本計画)

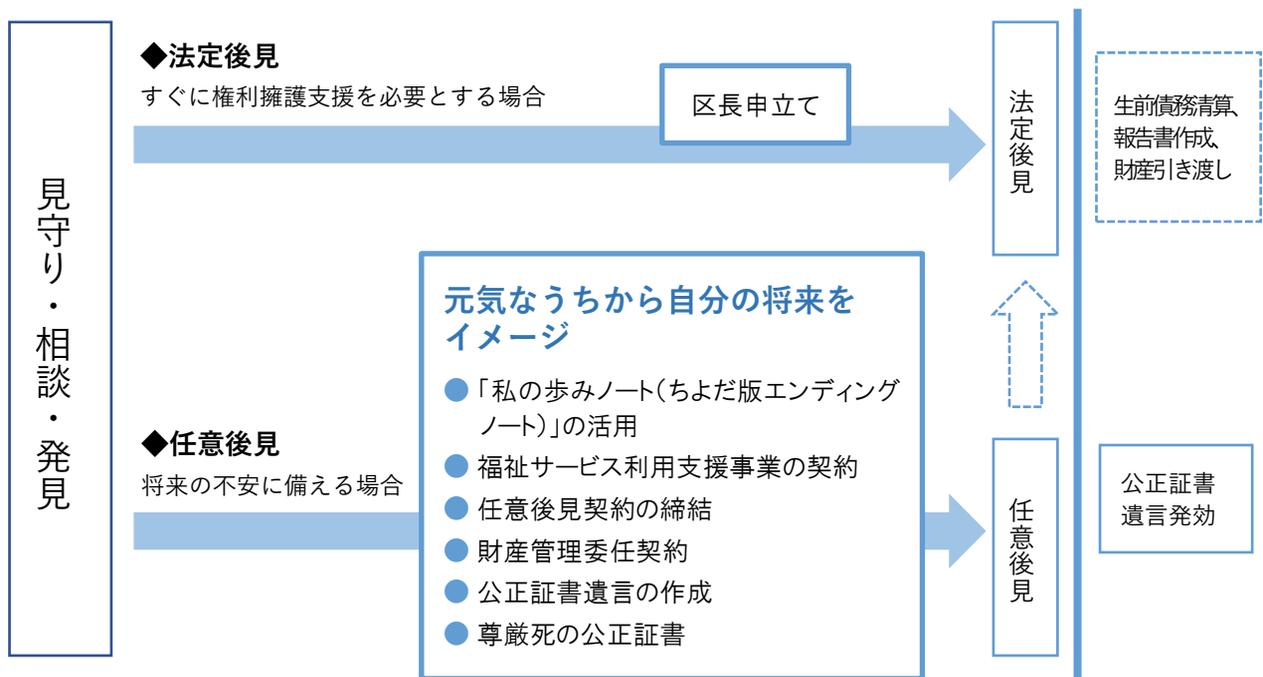
●権利擁護支援とは

誰もが当然に、一人ひとりがかげがえのない人として地域で暮らし続ける権利を持っています。地域で暮らす多様な人々の中には、「自ら相談やSOSの声を上げられない人」「必要な支援に自分だけでつながることが難しい人」「自分ひとりで判断することが難しい人」等、手助けを必要とする方がたくさんいます。

様々な課題を抱える中でも、区民が誰ひとり取り残しや置き去りになることなく、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重し、地域の中でその人らしく暮らし続けるよう支援することを「権利擁護支援」といいます。

地域福祉を推進していくためにも、日頃から身近な地域でつながりをつくり、権利擁護支援を必要とする人々の存在にいち早く気づき、地域住民と多機関が連携しながら支援できるしくみの構築をめざします。

権利擁護支援 (成年後見制度・福祉サービス利用支援事業等) の活用イメージ

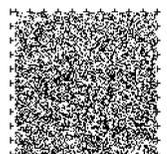


支援 最小

最大

判断能力 高い

低い



●ちよだ成年後見センター(成年後見制度推進機関)の取組

成年後見制度は介護保険制度創設と同時にスタートしました。制度を必要とする人の数に対し、制度の利用状況が十分でないことから、平成19年度より本区では、ちよだ成年後見センターを成年後見制度推進機関とし、制度の利用促進に取り組んでいます。成年後見制度は、判断能力に不安がある方のための権利擁護支援の一つです。

本計画では、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、区における施策を「千代田区成年後見制度利用促進基本計画」として定めます。権利擁護支援を必要とする区民が、自己選択や自己決定が尊重され、適切な支援を受けられるよう体制の整備を進めていきます。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の運用、改善に取り組みます。

●安心して暮らすための権利擁護支援のしくみ

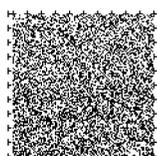
1) 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等によって物事の判断をする能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

判断能力があるうちに公証役場での契約で決めるしくみ「任意後見制度」、十分ではなくなってから家庭裁判所で後見人等を選任するしくみ「法定後見制度」があります。

2) 福祉サービス利用支援事業

地域で暮らす中で、福祉サービスを利用したいけれど、書類の確認や手続きの仕方に不安がある方、生活費の払い出しや、福祉サービスや公共料金の支払い等に自信がない方等を対象に、本人とちよだ成年後見センター(社会福祉協議会)との契約により支援をする事業です。



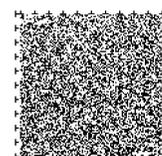
●●● 包括的相談支援体制と権利擁護支援 ●●●

高齢、障害、病気、生活困窮、ひきこもり、地域からの孤立等が原因で、自らSOSの声を上げることができない人も多く、また、抱える課題が多岐にわたることもあり、複数の支援機関や地域の関係者が連携して対応する必要があるため、包括的相談支援体制のしくみづくりの中で権利擁護支援を考えていく必要があります。

福祉の各分野の相談支援機関に加え、消費生活相談、住まいの相談、経済相談、法律相談、各種サービスの利用相談等、様々な相談を通じて、自ら財産の管理や処分を行うことが困難な方、サービスを利用することができない方、消費者被害や立ち退き請求等のトラブルに遭っている方、身近な方から財産を搾取される被害に遭っている方等、様々な権利侵害を受けている存在が浮かび上がってきます。

生活に身近な利益侵害や権利侵害を受けていることに気づいたときに、身近な相談機関に相談できる体制づくり、権利侵害を受けていることを発見した周囲の人が相談に繋げることのできるような地域の見守り体制づくり、関係者や関係機関で連携して必要な支援につなげる地域の連携ネットワークづくりが重要です。

そのため、権利擁護支援を基本目標 2 に位置付け、包括的相談支援体制の整備とともに区の取組の方向性を本計画に示しています。



区取組

- (1) 人権と本人意思の尊重
- (2) 虐待防止対策の推進
- (3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援
- (4) 権利擁護ネットワークの推進

取組の方向性

一人ひとりが持つべき権利や人権が、虐待等により脅かされる問題が後を絶ちません。これらの問題は、その多くが施設や家庭内で行われるため発見が難しく、本人自らが助けを求めることは大変難しいのが実情です。

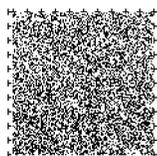
本区では、今後も虐待を重大な人権侵害ととらえ、地域の区民の協力も得ながら、虐待を受けている高齢者や障害者、子ども等の早期発見と迅速な問題解決に努めていきます。

また、区民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重される必要があります。心身の機能が低下した場合でも、一人ひとりの権利が守られ、本人の意思が尊重されるよう支援が得られるしくみづくりを進めます。

さらに、判断能力の低下した方の権利を守るために成年後見制度が利用されるよう、成年後見制度の利用支援、法人後見や区民後見人等の活用、関係機関・関係団体との連携を強化します。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 地域の中で、虐待や暴力を受けている可能性のある高齢者や障害者、子ども等の情報を把握した時、また、判断能力が危ぶまれる方や気になる方を発見した場合は、速やかに区や関係機関に連絡・相談しましょう。(個人、地域、団体、企業等)
- 日常生活の中でお互いを思いやり、差別や偏見のない地域づくりを進めましょう。(地域、団体、企業等)
- 区や社会福祉協議会で実施している、区民向け成年後見講座等の権利擁護に関する事業やイベントを活用し、権利擁護に関することについての理解を深めましょう。(個人)
- 元気なうちから自分の将来について考え、家族や身近な人に話をする機会を持ちましょう。(個人)
- 認知症や障害等により自分の意思をほかの人に伝えられない人が、自分のことは自分で決めることができるよう、その人がどうしたいのか、本人の思いを汲み取って支援しましょう。(個人、地域、団体、企業等)



(1) 人権と本人意思の尊重

現状と課題

虐待、いじめ、配偶者等による暴力、障害者や外国人等への差別や偏見、性自認や性的指向への偏見、犯罪被害者や刑余者への偏見や嫌がらせ等の人権問題について、意識啓発が必要です。

また、高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとするすべての人の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合でも一人ひとりの権利が守られるよう、福祉制度の普及や活用も必要です。

さらに、認知症高齢者や精神障害者・知的障害者等、地域の中で権利擁護支援の必要な人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した支援を行うため、意思決定支援への配慮が求められています。

主な課題は次の通りです。

- 差別解消や権利擁護の制度について、様々な機会や手段を通じて情報発信、情報提供を行う必要があります。
- 権利擁護を必要とする人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した上で、適切な支援につなげるしくみを整備する必要があります。
- 支援を受け入れない等、権利擁護上の課題を抱える方には、本人の意思を尊重した支援が必要となります。介入の判断について根拠や手続きを明確にし、本区としての意思決定をするしくみづくりが求められます。

重点事業 ①障害者への合理的配慮の推進

障害者の気持ちに寄り添う障害者サポーター「ハートクルー」を養成しています。

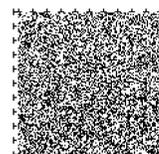
今後も継続して養成講座を実施することで修了者を増やし、障害者サポーター「ハートクルー」の認知度を高め、「心のバリアフリー」を推進していきます。

所管：障害者福祉課

重点事業 ②権利擁護を必要とする方への意思決定支援への配慮

認知症等により判断能力が低下している方が、自ら意思決定できる早期の段階で今後の生活の見通しを本人や家族、関係者と話し合い、意思決定に際し本人の意思を繰り返し確認する等の配慮をします。

所管：在宅支援課、障害者福祉課



—意思決定支援の事例—

●●● 実際に、自分がケアを受けるとしたら… ●●●

実際に、自分がケアを受ける場面を想像してみてください。



入浴後、あなたは何をどの順番でケアを受けたいでしょうか。パジャマを着る前に全身に乾燥予防のクリームを塗ってもらい、パジャマを着てから、顔には化粧水・美容液・クリームの順番でつけてほしいとのこだわりがあったとします。それを状態が悪い中で、毎回代わる代わるケア提供者に言い続けるのは大変ではないでしょうか。



食事の場面ではいかがでしょう。あなたはお寿司が大好きですが、一人で食べることはできません。あなたは大好きなネタを最初に食べる方でしょうか、それとも最後に食べる方でしょうか。食べる順番はいかがでしょうか。ケア提供者に意向を確認されたり、自分で表現したりする機会がなければ、ケア提供者の好みの順番でお寿司を食べることになります。

出典：人生の最終段階における意思決定支援事例集（令和2年3月）／令和元年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）在宅における看取りの推進に関する調査研究事業



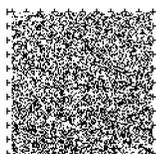
「つい、しまいしまいそうな対応（意思決定の障害）」

- ×「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という周りの人の価値判断が先行していませんか？
- ×決断を迫るあまり、本人を焦らせていませんか？
- ×最初から「本人には決められない」と判断し、本人に確認することをやめていませんか？

私たちは誰もが普段から、自分で意思を形成し、それを表明し、その意思を尊重され、日常生活・社会生活を決めています。それは、認知症や障害者、終末期等、医療・福祉サービスを受けている人等、どんなに重い障害や困難がある場合においても同様です。

どんな人にも意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定することに支援が必要な人に対しては支援をする。それが「意思決定支援」の基本です。

区民が自分の意思決定により自らが望むその人らしい生活を送ることができるよう、本区では今後、支援者（家族、医療・福祉関係者）に対し、この意思決定支援が実践されるよう広く普及をしていきます。



(2) 虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待防止対策、高齢者虐待防止対策、障害者虐待防止対策、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止対策等、各分野での啓発や相談体制の充実を図るとともに、各分野の担当者が参加する虐待等防止連絡委員会を年 1～2 回開催し、関係各課の連携を図っています。

令和元年度より、11月1日から12月10日を「虐待防止強化期間」と定め、関係各課が共同でイベントや講座等を実施し、情報発信及び啓発を行っています。

【虐待防止キャンペーンの様子】



主な課題は次の通りです。

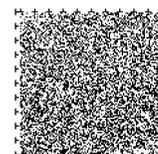
- 子ども、障害者、高齢者等への虐待を未然に防ぐための啓発や見守りの活動とともに、早期発見・早期対応により速やかな支援につながる相談窓口の周知を図る必要があります。
- 障害者虐待防止対策は、民間事業者への合理的配慮の周知をはじめ、対応職員ハンドブックの見直し、通報への迅速な対応と継続的な支援が課題です。
- コロナ禍の外出自粛により、ドメスティック・バイオレンス（DV）相談件数が増える中、一時保護施設への入所をためらう被害者の心理的ハードルを取り払う工夫が必要です。

重点事業

①虐待等防止連絡委員会によるネットワークづくり

虐待等防止連絡委員会を実施し、各課の連携を図るとともに、状況に応じ適宜実務者会議を行うことで情報を共有し、ネットワークづくりを推進します。

所管：国際平和・男女平等人権課



重点事業 ②児童虐待防止の推進

「千代田っこホットライン」による24時間365日の相談受付、区民向けのリーフレットによる普及啓発等、児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に努めています。

今後も子どもに関する関係機関による「千代田区要保護児童対策地域協議会」を活用して、情報共有や対応協議、講演会開催、マニュアル作成等により対応力向上を図ります。

所管：児童・家庭支援センター

重点事業 ③高齢者・障害者虐待防止の推進

区民に対する高齢者虐待防止の普及啓発活動、障害者虐待防止センターの24時間365日開設、関係機関等との連携、相談による障害者虐待の早期発見と防止を図っています。

今後も引き続き「千代田区高齢者・障害者虐待防止推進会議」を開催し、関係専門職による対応の確認や改善策を検討します。

所管：高齢介護課、在宅支援課、障害者福祉課

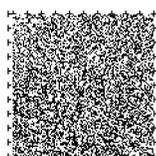
【虐待防止ハンドブック「ノックの手帳」】



重点事業 ④配偶者暴力相談支援センターの設置

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対し、相談から自立支援まで、切れ目のない支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターを設置します。

所管：国際平和・男女平等人権課、生活支援課、児童・家庭支援センター



(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援

現状と課題

権利擁護に関する相談支援は、本区の成年後見推進機関・ちよだ成年後見センターで実施しており、相談件数、利用者とも増加しています。特に成年後見制度への問い合わせや申立てに関する相談が増えています。また、親族による申立て支援件数の増加も顕著になっています。

本区は、成年後見制度の利用促進のため、申立人不在の場合の区長による申立てや申立費用及び後見人等報酬の助成を行っています。

成年後見に関する団体調査の結果をみると、成年後見制度の認知度について、「よく知っている」は金融機関が最も高く、次いで高齢者施設等が続きます。医療機関は「名前だけ知っている」がほかの団体等に比べて高くなっています。

近年、本区や社会福祉協議会の相談窓口で対応するケースでは、認知症が進んでいる事案、身寄りのない方の事案、夫婦で支援が必要な事案、複数の関係機関との連携が必要な事案が増えています。

主な課題は次の通りです。

- アンケートでは、成年後見制度の内容や区内相談窓口が関係機関で十分に認知されていないとの結果が得られました。
- 潜在している支援を必要とする方に届くような事業周知等が必要です。
- 権利擁護支援が必要であっても、相談につながっていない事案も地域に潜在しているため、早期に発見していくことが重要です。
- 福祉サービス利用支援事業の活用や、成年後見制度への適切な移行を図るため、支援を必要とする方に届くような事業周知等が必要です。
- 障害のある方の家族の多くは、「親なきあと」の生活について漠然とした不安を抱えています。住み慣れた地域で生活続けるための備えができるよう支援する必要があります。

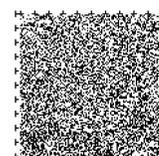
重点事業

①成年後見利用支援

区内に広く成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の周知を行い、制度の利用が本人のメリットとなるケースには、制度利用の仕方から申立て支援等バックアップ体制まで、専門的判断のもと支援できるしくみを構築していきます。

また、支援者や専門職が制度の必要性や本人情報シート等の活用方法を学べる環境を整え、成年後見制度の理解促進に努めます。

所管：福祉総務課、ちよだ成年後見センター（千代田区社会福祉協議会）



重点事業 ②権利擁護支援の利用促進

権利擁護支援では、成年後見制度だけでなく様々な制度を利用することもできます。

福祉サービス利用支援事業は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを利用するための手続きや財産及び日常的な金銭管理等を支援する事業です。

成年後見制度に至る前の段階として、日常生活を安全安心に過ごすために本人と契約し支援します。利用状況に応じて成年後見制度の利用へ移行が必要な場合は、本人の意思を尊重しながら適切な支援を行います。このほか生活困窮者自立支援制度、法テラスによる特定援助対象者法律相談援助、民事信託等諸制度を活用、各関係機関と連携し、一人ひとりの生活課題に合わせて支援します。

所管：福祉総務課、ちよだ成年後見センター（千代田区社会福祉協議会）

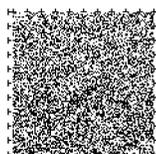
重点事業 ③権利擁護に関する理解促進事業

関係機関との共同による講演会や相談会をはじめ、地域に出向いて権利擁護に関する事業の説明会や講座等を実施します。

また、元気なうちから将来に備えて考えるきっかけとするための「私の歩みノート（ちよだ版エンディングノート）」や成年後見制度を身近に感じてもらえるような手引き等を発行し、日々の生活や人生において、自らの意思により、選択・決定ができるよう支援の充実を図ります。

所管：ちよだ成年後見センター
（千代田区社会福祉協議会）

【私の歩みノート（ちよだ版エンディングノート）】



(4) 権利擁護ネットワークの推進

現状と課題

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。その中には、支援が必要なのに自らSOSの声を上げることができない方もいます。また、抱える悩みや課題も多岐にわたる場合があります。

身近な地域でこうした方々の存在に気づき、早い段階で支援につなげるために、様々な関係機関と地域住民が連携した支援が必要です。

また、支援につながった後も、本人や支援者を関係機関や地域でフォローする体制を整備する必要があります。

主な課題は次の通りです。

- 本人の意思決定を支援していくために、関係団体等が連携し、チームで支援をしていくためのしくみづくりを進めていく必要があります。
- 権利擁護人材として地域生活支援員や区民後見人等を増員し、必要に応じて成年後見制度等の適切な支援につなげる必要があります。
- 成年後見制度等利用開始後の被後見人及び後見人等への相談・支援の充実が求められています。

重点事業

①権利擁護ネットワークに関する協議体の整備

身近な地域で関係者が連携して支援を必要としている方を適切な制度につなげ、一人ひとりにふさわしい成年後見人等とのマッチングを行える体制の整備に向け、検討を進めます。あわせて、中核機関のあり方や位置付けについても検討します。

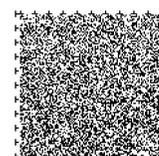
所管：福祉総務課

重点事業

②法人後見事業

住民同士の「互助」の良さを生かす区民後見人等の受任の強化、その後見等監督人の受任を行うとともに、本人の状態を踏まえ、多職種による視点で適切な候補者が検討できるしくみづくりに取り組みます。

所管：ちよだ成年後見センター（千代田区社会福祉協議会）



重点事業

③権利擁護人材の育成

地域全体で権利擁護支援の体制を充実させるべく、区民後見人、法人後見協力員、地域生活支援員（福祉サービス利用支援事業）等の権利擁護人材の育成を進めるとともに、区民後見人等の後見活動をバックアップする体制を強化します。

所管：ちよだ成年後見センター（千代田区社会福祉協議会）

●●● 終末期の「ずっとここ(自宅)にいたい」を叶える ●●●

人生の最期を自宅で過ごした、ある高齢者の意思決定支援の事例を紹介します。

癌を患っているひとり暮らし高齢者が「自宅に読み終わっていない本がまだ多くあるので、ずっとここ（自宅）にいたい」という願いを叶えるため、医療機関主治医、地域医療連携室看護師、ケースワーカー、在宅医、訪問看護師、ケアマネジャー、訪問介護、生活保護ケースワーカーが相互に連携して最期を看取りました。

入院治療から在宅医療への移行、自宅での終末期ケアを振り返ってみて、人生の最終段階における意思決定を支援する上で重要だった場面が3回ありました。

①入院中

在宅療養の不安を感じる本人に対し、主治医や生活保護ケースワーカー等が心理的に支援した結果、本人が「可能であれば家に帰りたい」という意思を表明した。

②在宅移行後の外来受診

ヘルパー、ケースワーカー、生保ケースワーカーが外来受診に同席するとともに医師が今後の在宅生活の継続意向を確認し、本人の意向を把握するタイミングを逃さずに寄り添った。

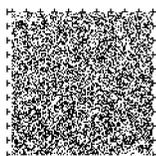
③看取り期

本人に具合が悪くなった時の入院意向を訪問看護師が聞くと返事をせず、「やっぱり家がいいなあ」と発言した。この言葉から、“最期まで家で過ごしたい”という本人の意思を推定した。

本事例は、『本人の意思表示支援と最期の意向の推定』のケースです。独居や家族介護力が十分でない場合、医療依存度の高いケース等で、療養者自身の意思を丁寧に確認することなく、関係者が「在宅療養は無理」と決めつけてしまうことはないでしょうか？

本事例では、各職種の役割やできることを説明しながら、「今後どう過ごしたいか」を退院カンファレンス、外来、在宅療養中と3回に渡り、療養者を交えての話し合いのプロセスを踏んでいます。独居であっても療養者自身の意向が明確であれば、在宅ケアチームは、その目標を共有して各々の専門性を発揮しながら、「その人らしく最期まで生きる」ことをサポートしていきます。

出典：人生の最終段階における意思決定支援事例集（令和2年3月）／令和元年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）在宅における看取りの推進に関する調査研究事業



施策4 福祉サービス事業者の活動支援

区取組

- (1) 福祉サービス事業運営の支援
- (2) 福祉サービスの質の向上

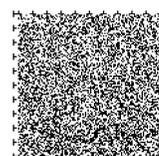
取組の方向性

要介護認定者や認知症高齢者、障害者、乳幼児等を対象にした福祉サービスは年々充実し、支援の対象や内容も拡大しています。また、福祉サービスを提供する事業者も増加する中で、引き続き良質な福祉サービスの安定的な確保に努める必要があります。その一方で、介護報酬の見直しや福祉人材の確保等、福祉サービスを取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

今後も、多様な経営主体の参入を促すための支援策を講じ、サービスの量と質の確保を図り、サービス利用者の選択肢を広げていきます。

個人、地域、団体、企業等にできること

- サービスを選択する時は、ホームページ等で公表されている第三者評価を参考にすることや、周囲からのアドバイスを受ける等、自ら情報を収集しましょう。(個人)
- 地域で活動する団体は、区と協働して、地域のニーズや課題解決に対応した活動や、福祉サービスを提供しましょう。(地域、団体、企業等)
- 福祉サービス事業者は、サービス評価制度を受審することにより、サービス事業者としての質を高めましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 福祉サービス事業運営の支援

現状と課題

保健福祉関係団体・事業所調査の結果では、本区の地域福祉施策で団体等が課題及び解決策を最も多く挙げた施策は「福祉の担い手づくり・人材育成」です。

〔保健福祉関係団体・事業所調査で寄せられた具体的な意見〕

- コロナ禍による介護職の減少、訪問介護員不足。
- 本区内の福祉事業所すべてで「採用」自体に苦慮。入口（採用）のサポート体制を望む。
- 地域貢献に取り組む新任者への研修や表彰等、離職防止のためのサポート。
- 本区で働くメリットや特典のための予算確保。福祉職員の待遇改善。

福祉サービス事業運営の支援として、介護保険施設、福祉サービス施設を対象に雇用の経費助成、勤続表彰による人材確保・定着・育成を支援しています。特に職員の確保については、採用にあたって介護・福祉のしごと相談・面接会の開催、福祉施設等が職員を雇用する場合の借上住宅の補助、保育従事職員の宿舍借り上げ補助に対する独自加算等の支援を行っています。

主な課題は次の通りです。

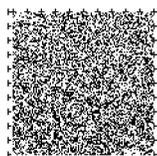
- 特に、人口増加と少子高齢化に伴い、保育、障害福祉、介護等にかかるニーズの高まりが予想される一方、全国的に人材の確保が厳しく、サービス事業所の人材不足は大きな課題です。
- サービス事業所からの意見が多く寄せられている「職員の採用」や「離職防止対策」に対する効果的な事業が求められています。

重点事業

①介護保険施設等人材確保・定着・育成支援

区内の介護施設等事業者を対象に、派遣職員の雇用、人材紹介会社を利用した正規職員の雇用、区内で借上住宅を確保する取組等に対する費用補助を行います。

所管：高齢介護課



(2) 福祉サービスの質の向上

現状と課題

サービスの質の向上支援として、介護サービス推進協議会（年4回）を通じて福祉サービス従事者のレベルアップを図っています。

平成28年1月にかがやきプラザで研修センター事業を開始し、介護・福祉サービス等従事者研修、多職種協働研修等を実施しています。

このほか、福祉サービス第三者評価の受審費用の助成、苦情申立てに公正な第三者の立場で調査するオンブズパーソンの運用を通じて、福祉サービスの質の向上を支援しています。

主な課題は次の通りです。

- 福祉サービスを適切に提供する事業環境づくりに向けて、関係機関との協議会の充実、業務時間に配慮した研修方法の工夫等が必要です。
- 区全体の福祉サービスの質の維持・向上を図るため、東京都福祉サービス第三者評価の定期的な受審勧奨、オンブズパーソン制度の周知が必要です。

重点事業 ①介護サービス従事者のレベルアップ（介護サービス推進協議会）

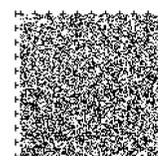
介護サービス推進協議会と業種別検討会等を引き続き開催し、介護サービス従事者のレベルアップを図ります。

所管：高齢介護課

重点事業 ②かがやきプラザ研修センター

かがやきプラザを人材育成・研修拠点として、介護・福祉・医療サービス等従事者の研修、家族介護者向け研修や高齢者を支えるボランティア養成等の研修事業を行います。

所管：在宅支援課、千代田区社会福祉協議会



基本目標

3

地域に参加し、活躍する、 福祉の多様な担い手づくり

施策1 区民同士の共助関係の構築と充実

区の取組

(1) 見守り活動の充実

(2) 相互援助活動の活性化

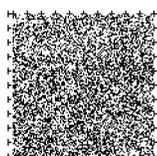
取組の方向性

居住期間や居住形態に関わらず、積極的に地域活動に参加する人がいる一方で、個人のプライバシーを重視する人も見受けられます。日頃から地域での支え合いや助け合いの共助関係を築いておくことが大切です。

今後も、本区は、地域での区民同士の助け合いの体制（共助関係）づくりを支援します。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 地域での共助関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事等に参加しましょう。（個人）
- 可能な範囲で地域での見守りネットワークの一員になりましょう。（個人）
- 地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。（地域、団体、企業等）



(1) 見守り活動の充実

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等の暮らしを見守るため、千代田区安心生活見守り台帳を整備しています。この台帳は、本人の同意を得て避難行動要支援者名簿として活用し、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察・消防と共有しています。令和3年3月末現在、高齢者の約半数にあたる6,236人が登録しています。

主な課題は次の通りです。

- ひとり暮らし高齢者の見守りは、「安心生活見守り隊」として区民や事業者と連携を図りながら実施していますが、マンションに暮らす高齢者の増加や、自分のことを他人に知られたくない方への対応が課題となっています。

重点事業 ①ひとり暮らし高齢者等安心生活支援

ひとり暮らし高齢者等を対象にした千代田区安心生活見守り台帳の作成と更新を行っています。今後、見守り体制の構築に向けて、見守り台帳のさらなる活用方法を検討します。

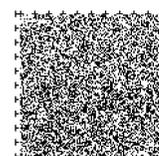
所管：在宅支援課

重点事業 ②子育て応援！！見守り隊～みんなで応援！！千代田っこ～

昼間人口が多い本区の特徴を生かし、地域の身近な企業や店等の協力を得て、子育て世帯への日頃の見守りや声かけを実施し、子育て世代の地域での孤立防止に取り組みます。

所管：児童・家庭支援センター

【見守り活動（熱中症予防事業）の様子とチラシ】



(2) 相互援助活動の活性化

現状と課題

区内では、様々な住民参加のたすけあい活動が行われています。

家事支援サービス（ふたばサービス）と、会員同士で子育てを支え合うファミリー・サポート・センターは依頼会員と支援会員数が年々増加しており、区民同士の共助の輪が広がっています（ともに千代田区社会福祉協議会が運営実施）。

また、高齢者が区内で行ったボランティア活動にポイントを付与する介護保険サポーターポイント制度を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援しています。

主な課題は次の通りです。

- 在勤者や在学者が空いた時間等を活用し、区民のちょっとした困りごと支援の活動が迅速かつ便利にできるようなマッチングアプリの導入や、支援の受け手ととらえられがちな高齢者、障害者、子ども等が担い手として支え合い活動に参加できるしくみづくり等の検討も進める必要があります。
- 要支援家庭や障害児の保育等の困難ケースの増加、子育て世代の居場所が不足する中、ファミリー・サポート・センターで恒常的に不足している支援会員の確保、支援会員へのフォロー等も状況をみながら検討することも必要になります。

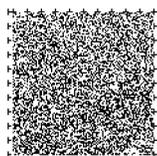
重点事業

①住民参加のたすけあい家事支援サービス（ふたばサービス）

住民参加のたすけあい家事支援サービス（ふたばサービス）は、日常生活に支援を必要とする方の多様な困りごとに対応しています。

今後も事業周知を図るとともに、在勤者や在学者が気軽に地域の困りごと解決の協力ができるようなしくみづくりを検討し、支援会員を増強します。

所管： 千代田区社会福祉協議会



施策2 地域福祉活動への参加促進と団体支援

区の実施

(1) ボランティア活動の環境整備

重層的支援体制整備事業

(2) 地域、団体等の活動支援

重層的支援体制整備事業

実施の方向性

区内における地域福祉活動は、町会や社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等によって活発に行われていますが、活動する人の輪を思うように広げられていない現状があります。また、近年、マンション等集合住宅が増加する中、居住者の中には地域とのつながりを望まない人もおり、地域福祉活動の担い手の数は伸び悩んでいます。

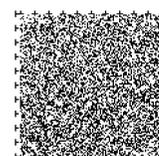
健康や経済問題、介護疲れや人間関係から感じる生きづらさを抱える人が増加していることを考えると、近い存在としての区民がお互いの弱さを共有し、支え合うことで、生活上の不安を少なくしていくことも必要です。

地域では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体、シルバー人材センター等が、それぞれの目的に沿って活動しています。しかし、構成メンバーの高齢化や人材不足等により、活動に影響が出始めています。

そのため、地域福祉活動を行う主体が安定した活動を行えるよう、様々な面において支援し、活動のさらなる活性化を図ります。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合ってみましょう。(個人、地域、団体、企業等)
- 地域福祉活動に興味を持った時は、身近な活動から参加してみましょう。(個人)
- 持っている知識・技術・資格等を、地域で生かしましょう。(個人)
- 学生や企業に勤める方も、地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。(個人)
- 持っている知識や技術を、活動の場に生かしましょう。(個人)
- 大学や企業は地域の行事やイベント等に積極的に参加しましょう。(団体、企業等)



(1) ボランティア活動の環境整備

重層的支援体制整備事業

現状と課題

本区では、社会福祉協議会を中心に福祉ボランティア活動の環境づくりを進めています。

〔主な取組〕

- ちよだボランティアセンターの運営
- 個人ボランティア登録制度
- 災害発生時に備えるボランティア活動
- 企業や大学が集積する強みを生かす取組
- 国際交流・協力ボランティアバンク(国際平和・男女平等人権課)

令和2年区民世論調査の地域活動に関する結果では、「既存の地域活動には参加しないが、ゆるやかなつながりや関心のある“コミュニティ”になら参加する」という意識がみられます。

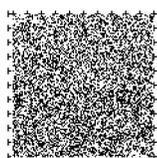
主な課題は次の通りです。

- ボランティアの高齢化、依頼の内容に対応できるボランティア人材の不足、オンライン活動のハードルの高さ等が参画のハードルになっています。
- 首都の中心地である本区は、日本有数の地域資源を有する地域です。この地域特性を生かした地域課題の解決を模索する必要があります。
- 令和2年区民世論調査結果から推察される「ゆるやかなつながりや関心のある“コミュニティ”になら参加する」という区民意識を踏まえ、気軽に参加してもらいながら継続できる工夫や、福祉分野以外で活動している団体と地域活動・団体等との交流の活性化等の取組が必要です。

【ふれあい福祉まつりでの企業ボランティア】



【学生によるオンライン傾聴ボランティア】



重点事業

①ボランティアの養成・活動助成（ちよだボランティアセンター）

社会福祉協議会では、既存の制度やサービスでは対応が難しい区民をボランティア活動でサポートできるよう、個人ボランティア登録制度を実施するとともに、地域福祉活動を行う区内の非営利団体に助成し、区内でのボランティア活動を促進します。

所管：千代田区社会福祉協議会

重点事業

②企業・大学等のボランティア活動推進（ちよだボランティアセンター）

社会貢献活動に関心のある区内企業の連携を目的にした「ちよだ企業ボランティア連絡会」、企業や在勤者が地域のボランティアグループや福祉施設等とつながりを持ち、活動する「ちよだボランティアクラブ」、区内大学のボランティアサークル同士の交流や大学ボランティアサークルネットワークの構築等、様々な主体の活動を支援します。

所管：千代田区社会福祉協議会

【ボランティアグループ活動風景「ちよだでつながるLINEの輪」】



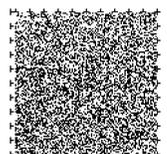
【学生によるオンライン施設ボランティア】



【ちよだ企業ボランティア連絡会企画「サンタボランティア」】



【地域の高齢者支援「買い物ワゴン」】



(2) 地域、団体等の活動支援 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

■ 地域活動、団体活動

区民主体の地域活動の中心である町会・自治会は109団体、老人クラブ（長寿会）は6団体です（令和2年度末現在）。また、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会、地域福祉活動に不可欠な存在である民生委員・児童委員、高年齢者の社会参加を後押しするシルバー人材センターがあります。

各団体には事業活動助成等を通じて積極的な組織活動を支援しています。

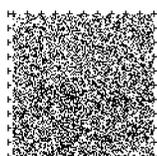
保健福祉関係団体・事業所調査によると、「町会・自治会」、「社会福祉協議会」、「小学校」をはじめ、様々な団体と「普段からの交流」や「イベント、研修、教室等の活動や事業の相互連携」等を希望しています。こうした希望を後押しすることにより、新たな活動の広がりや人材育成につながります。

図表 コミュニティに関する区の事業（令和3年度現在）

事業名	概要
地域コミュニティ活性化事業	地域が自ら企画、実施する地域全体の規模で行うイベント等を支援
コミュニティ活動事業助成	地域自らが実施する、区民、昼間区民等誰もが参加できる比較的小規模なコミュニティ事業を支援
ちよだマンション・カフェの開催、マンション地域生活協力員の配置	民生委員・児童委員と協力してマンションに居住する高齢者等の生活を支援
地域コミュニティ醸成支援事業	マンション居住者同士及び地域とマンションとの交流促進を支援

主な課題は次の通りです。

- 地域活動と団体等の活動は地域福祉で重要な役割を担っていますが、高齢化や核家族化、地域活動に対する意識の変化により、どの団体も会員数や担い手の不足がますます深刻になっています。
- 町会未加入世帯やマンションの増加で地域とつながりを持たない区民が増えると思われる中、地域のつながりをどのように築いていくかが大きな課題です。



■ マンションコミュニティ

マンションでのコミュニティ活動の支援、活動の場の確保、イベントを通じた参加者同士の交流を図るため、年5回程度（※）のマンション・コミュニティ・ゼミを開催しています。

※新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和元年度末～令和2年度を除く。

また、公益財団法人まちみらい千代田ではマンション連絡会を定期的に行い、本区やほかの団体との情報交換、会員同士の意見・情報交換を行っています。

本計画の策定にあたって実施したマンションコミュニティに関する調査結果によると、マンションの住民が地域と一緒に「町会等の行事・イベント」や「防災訓練」等の活動を希望する声もあります。一方、「セキュリティが強固でマンションの住民同士の交流はない」というマンションもあります。

主な課題は次の通りです。

- マンション居住者の住所異動率の高さ、マンションのセキュリティロックによるアプローチの難しさがある中、マンション連絡会員数の増加、在宅支援課が実施する高齢者安心生活見守り隊等の活用、担い手が不足している「マンション地域生活協力員」との連携が課題です。
- マンションで孤立している高齢者に支援が届きにくいいため、マンション管理組合等との意見交換の機会を増やしなが、マンション居住者と地域に共通するテーマの活動（例 防災、生活安全）を通じたつながる機会の創出を検討していくことも必要です。

重点事業 ①マンション連絡会との連携

マンション連絡会では、まちみらい千代田や本区からの情報提供、会員間の情報交換を実施しています。

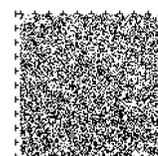
マンション住民が約9割となっている本区の特徴をかんがみ、マンション連絡会との連携をさらに深めていきます。

所管：コミュニティ総務課、まちみらい千代田

重点事業 ②マンション地域生活協力員

マンション内で地域情報の周知やひとり暮らし高齢者世帯等の見守り活動を行う「マンション地域生活協力員」をマンション居住者の中から任命・配置しています。「高齢者安心生活見守り隊」の取組状況等を見据えて事業の見直しを検討します。

所管：福祉総務課



●●● マンション・コミュニティ・ゼミ ●●●

本区では、福祉に限定しないコミュニティ醸成の取組（地域コミュニティ醸成支援）を進めています。

この事業は、「地域に住み、働き、学び、集うすべての人や団体が『住みやすいまち、居心地の良いまち』をつくるという共通目標に向かって相互に連携・協働し、地域課題の解決に向けて主体的に活動できる環境を整える」ことを目的に、「マンション・コミュニティ・ゼミ」等を実施しています。

「マンション・コミュニティ・ゼミ」はマンションのコミュニティづくりに取り組みたい人の学び合いの場です。令和3年度は「災害に強い、レジリエントなマンション・ライフを実現しよう」と題して、区内の町会員、マンション居住者、地域活動団体の方々がオンラインで集い、ほかの地域のマンションでの取組事例の共有のほか、ロールプレイ、カルタといった活動を通じて『災害時のリスク』を考えました。

▼災害時のリスク例

- 「災害が起きたら何が起こるのか」
- 「地域やマンションについて確認しておくべきことは何か」
- 「マンションで災害にどう対応するのか」 等

こうした地域づくりの取組を地域資源としてまとめ、より広い領域から関心を持つ区民がひとりでも多く参画するよう働きかけることもコミュニティソーシャルワークの一つです。

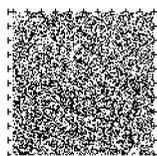
災害に強い、
レジリエントな
マンション・ライフを
実現しよう

SDGsゴール11
住み続けられるまちづくりを
エコーシティを推進する
SDGs推進の取組です

マンション・コミュニティ・ゼミ オンライン講座

災害時の区内のマンションでのリスクや備え方など基本から学びます。
週末のオンライン2日講座(1日のみ可)です。
日頃、防災訓練などに参加が難しい方もぜひご参加ください。

The flyer features a photograph of a young child sitting on the floor under a wooden table, illustrating a disaster preparedness measure. The text is in large, bold Japanese characters, and there is a small logo in the top right corner.



施策3 学び合いによる福祉の推進

区の実施

(1) 福祉の情報発信

(2) 福祉教育

実施の方向性

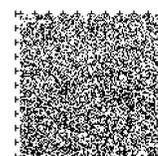
地域には様々な人が生活し、活動しています。これらの多様な人々と区民が幼少期からふれあい、ともに過ごすことで、豊かな人格形成と助け合いの意識を醸成することにつながります。高齢者や障害者等との交流を促進し、ともに学ぶ機会の創出や、保育園や幼稚園、小・中学校の各段階において、福祉教育や多様性を認め合う教育を継続的に実施します。

また、多くの区民が福祉施策について知り、地域活動に参加するためには、区や活動主体からの情報発信が重要です。

今後も、様々な機会を通じて区民に向けた適切な情報提供を行ってまいります。

個人、地域、団体、企業等にできること

- 本区や社会福祉協議会等が実施する講座や講習会等に積極的に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。(個人)
- 家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう。(地域、団体、企業等)
- 日頃から、地域の中で積極的に挨拶を交わす等、お互いに声をかけ合い、困った時は助け合える関係を築きましょう。(地域、団体、企業等)
- 町会や地域活動にも目を向け、自らも地域情報を収集しましょう。(個人)
- 高齢者や障害者、子ども等に関する支援制度について、お互いに知っている情報や知識等を地域で情報交換しましょう。(個人、地域)
- 地域活動主体が発行する地域情報誌を配布し、地域に関する情報提供を行いましょ。(地域、団体、企業等)
- 日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。(地域、団体、企業等)



(1) 福祉の情報発信

現状と課題

必要な情報を誰もが容易に入手できるようにするには、様々な人の状況に応じた情報提供が必要です。本区のホームページや刊行物は、情報のアクセシビリティに配慮しています。

本区のホームページは音声読み上げ機能があり、また、画面上の文字の色・大きさを変えられます。広報千代田には、音声版・点字版を用意、障害者福祉のしおりは音声コードやカラーユニバーサルデザインを取り入れるとともに大活字版を作成しています。

主な課題は次の通りです。

- “情報弱者”とも呼ばれる障害者、高齢者、外国人等に情報を的確に提供するため、様々な媒体の活用、関係機関を通じた情報発信の強化が必要です。
- 情報の即時性や拡散性の高いSNSの積極的な活用や、デジタル技術を生かす双方向情報ツールの導入等の検討も必要です。
- 若者がSNSや映像に慣れ親しんでいることへの配慮も必要です。

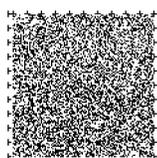
重点事業

①ユニバーサルデザインを取り入れた情報発信

障害の状況、外国人、世代によって異なる情報へのアクセスの仕方に配慮し、多様な情報提供手段を整備し、技術の動向をとらえた情報発信方法を検討します。

本区ホームページで公開されているバリアフリーマップも、今後はカラーユニバーサルデザインを取り入れ、更新する予定です。

所管：福祉総務課、障害者福祉課、広報広聴課



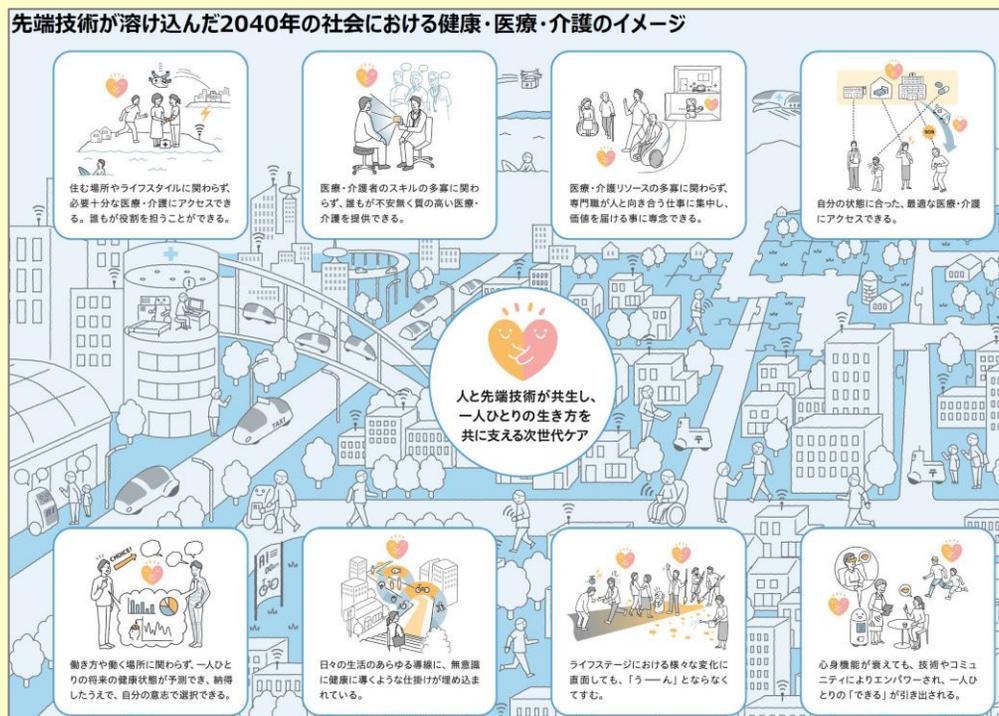
福祉分野と先端技術

社会のあり方や価値観、ライフスタイル、ワークスタイルが劇的に変化し始めている今日、行政サービスにおいても先端技術への対応が始まっています。

本区では、「いつでも」、「どこでも」、「だれも」が自分に合った方法を選択して、サービスを利用できるよう、オンラインでの申請や来庁予約、キャッシュレス決済をはじめ、業務の進め方や職員の働き方も含めて検討を進めています。

福祉分野でもオンラインでの各種相談やAI（人工知能）を活用した相談記録データの作成・分析といった先端技術の導入事例が全国で増えつつあります。

先端技術を活用して誰もが利用しやすいサービスを広げるためには、デジタル機器の扱いに慣れていない方や難しいと感じる方への対応も重要になります。



(2) 福祉教育

現状と課題

地域みんなが安心して暮らせる、支え合いのある地域づくりを進めるために、地域の課題を自分ごととしてとらえ、自ら行動を起こすことができるよう、福祉教育や意識啓発が求められます。

本区では、特色ある教育活動、学校・幼稚園・認定こども園における国際教育、指導課訪問、人権教育等を通じて取組を進めています。

主な課題は次の通りです。

- 世代等に関わらず、街なかでの不便さを感じている人々のことを理解し、お互いに助け合うことができる地域づくりが求められています。
- 幼少期の福祉教育では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域とつながる実体験の機会が減少したため、オンライン環境等を活用しながら各種事業の目的に合わせた計画の実施が課題です。
- 地域で活動する人や団体と協働し、高齢者や障害者等と交流する機会を設ける等、多様性を認め合う体験を増やす取組が求められています。

重点事業

① 特色ある教育活動

法人や企業、教育機関が集積する本区の特性を生かし、学校・園に地域の人材や専門家等を指導者として迎えて学習・活動内容の充実を図っています。

この活動の中で、福祉体験や当事者との交流、ユニバーサルデザインの学習等を実施します。

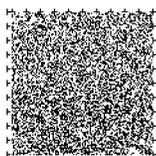
所管：指導課

重点事業

② ちよだ生涯学習カレッジ

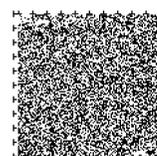
学びを通じて人と地域をつなぎ、グローバルとローカル、社会と個人の交流の場となることをめざし、学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材をサポートします。

所管：生涯学習・スポーツ課



資料 1

統計データ、アンケート結果

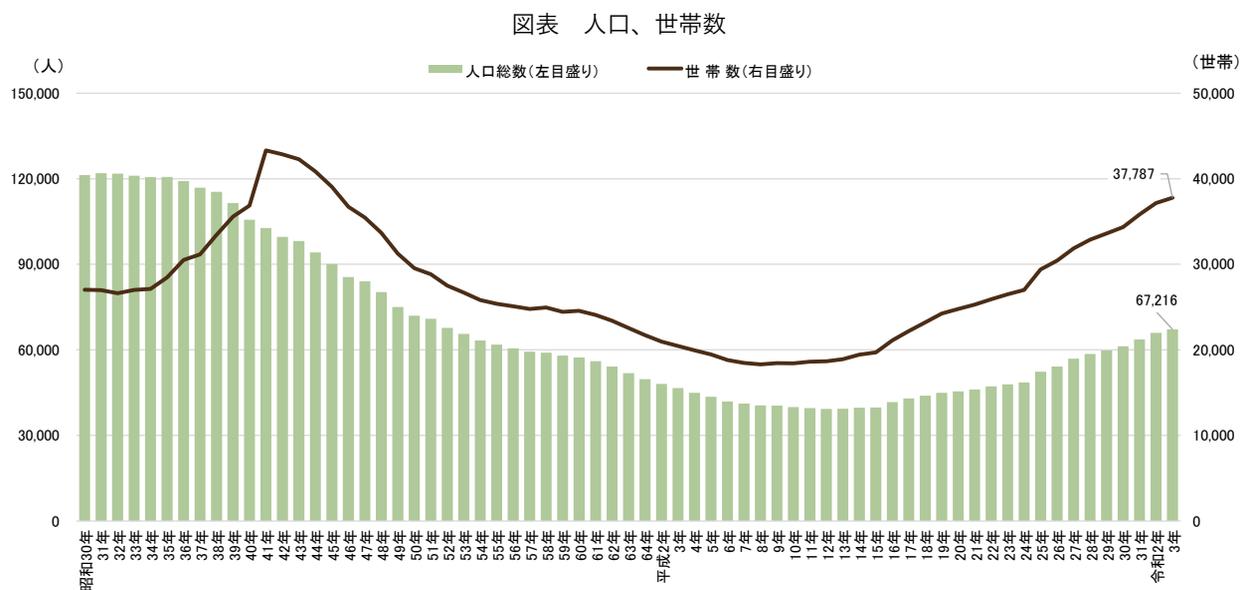


1 区の現状

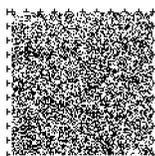
(1) 人口、世帯

ア 人口、世帯数の推移

本区の人口と世帯数は減少傾向が長かったものの、平成13年頃より増加に転じました。以降はマンション等集合住宅の建設等に伴い、令和3年現在まで増加傾向が続いています（各年1月1日現在）。



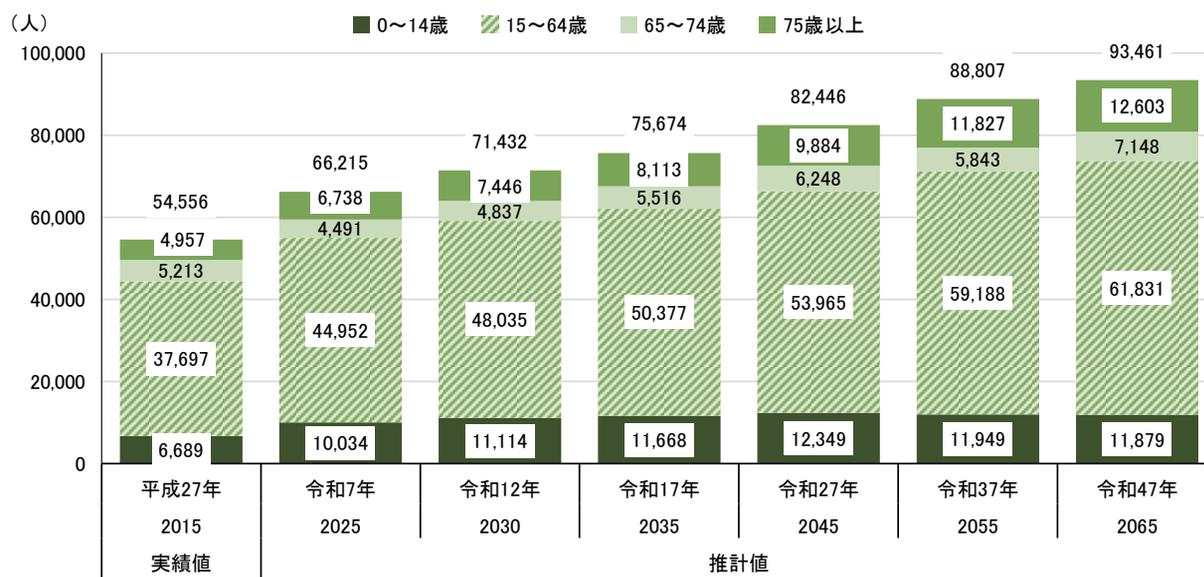
資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）



イ 人口、世帯数の将来推計

人口の将来推計によると、向こう30年は増加が続き、令和47年（2065年）頃に9万人を超える見通しです。年齢別でみると、0～14歳は令和27年（2045年）頃にピークを迎え、減少に転じます。15～64歳及び75歳以上（後期高齢者）は一貫して増加する見通しです。65～74歳（前期高齢者）は減少する年はあるものの、長期的には増加する見通しであり、令和47年（2065年）頃の高齢化率（人口に占める65歳以上割合）はおよそ21%に上昇する見通しです。

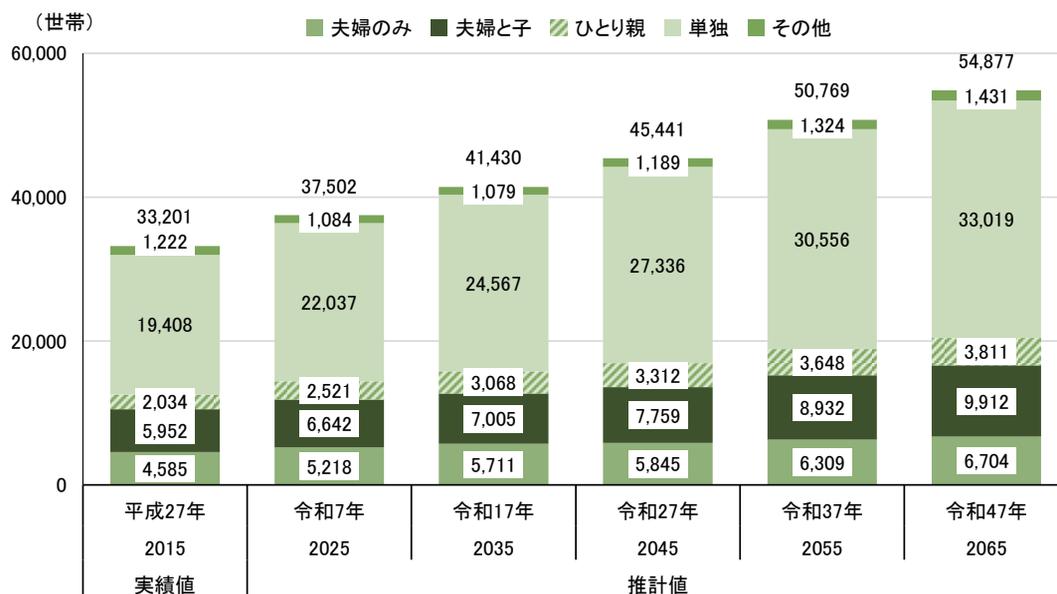
図表 人口の将来推計



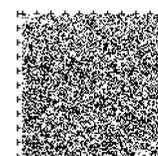
資料：千代田区人口ビジョン（平成30年）

世帯数の将来推計によると、向こう30年は増加が続き、令和47年（2065年）頃に55,000世帯近くまで増加する見通しです。世帯種別でみると、今後も単独世帯が増加し、令和47年（2065年）頃は全世帯のおよそ60%を占める見通しです。

図表 世帯数の将来推計

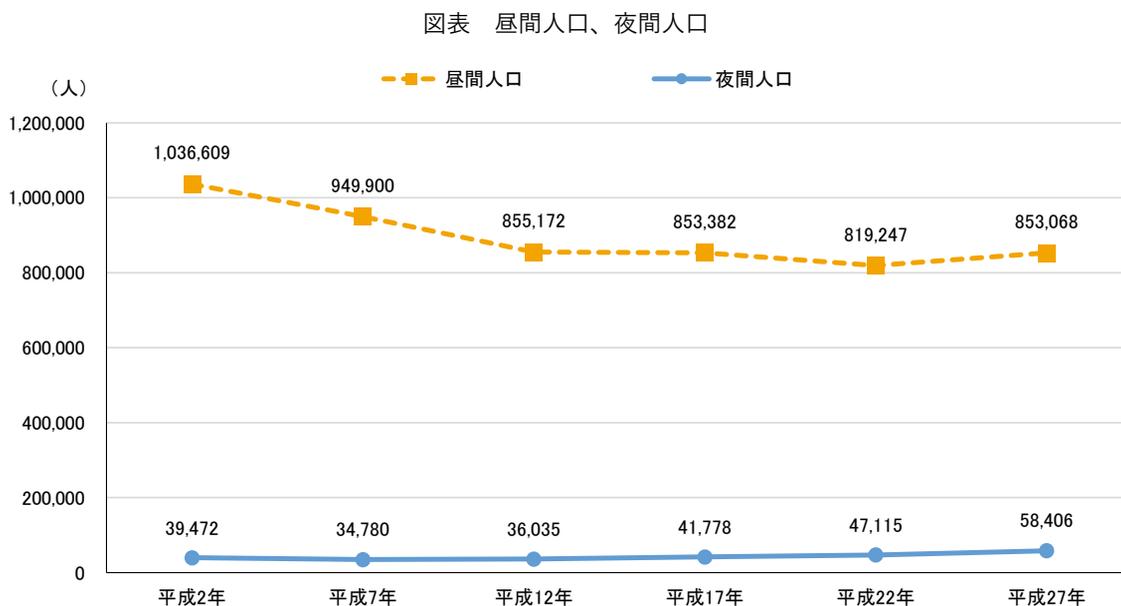


資料：千代田区人口ビジョン（平成30年）



ウ 昼間人口、夜間人口

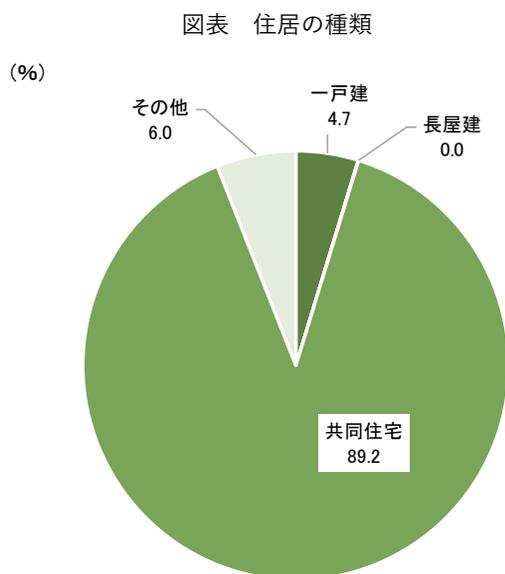
本区は企業が集積しているため、区外からの通勤・通学者を含めた「昼間人口」が約85万人であり、夜間人口（常住する人口）の1.4倍以上となっています（平成27年国勢調査）。



資料：国勢調査

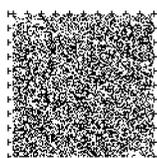
エ 住居の種類

住居の種類をみると、共同住宅（マンション）が約9割となっています（平成27年国勢調査）。



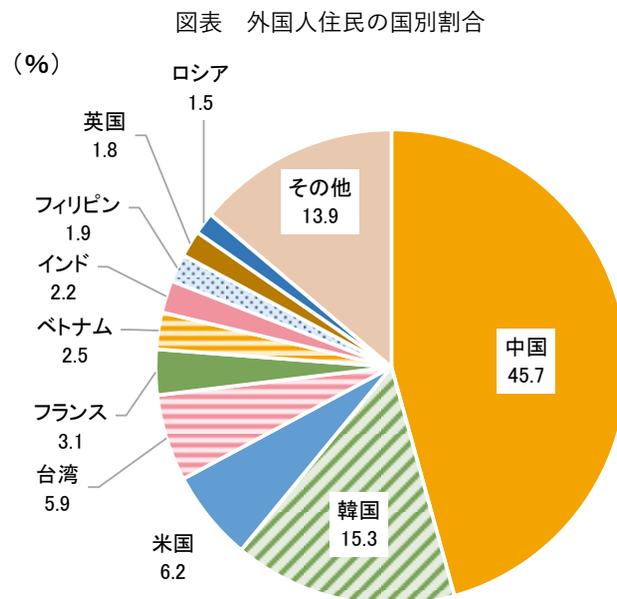
※小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない。

資料：平成27年国勢調査

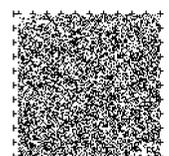


オ 外国人住民

本区には様々な国から来た外国人住民が暮らしており、その数はおよそ3,000人です（令和3年3月末現在）。



資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）



カ 地域区分

本区では、福祉分野は麴町圏域と神田圏域の2つの圏域を設定、行政分野は6つの出張所を設置し、地域特性に応じた事業・業務を行っています。

出張所別の人口は、麴町が20,000人台で最も多く、次いで富士見が13,000人台、和泉橋が12,000人台と続き、神保町、神田公園、万世橋は5,000～7,000人台となっています。これを福祉圏域で見ると、麴町圏域が34,000人台、神田圏域が32,000人台となります（令和3年1月1日現在）。

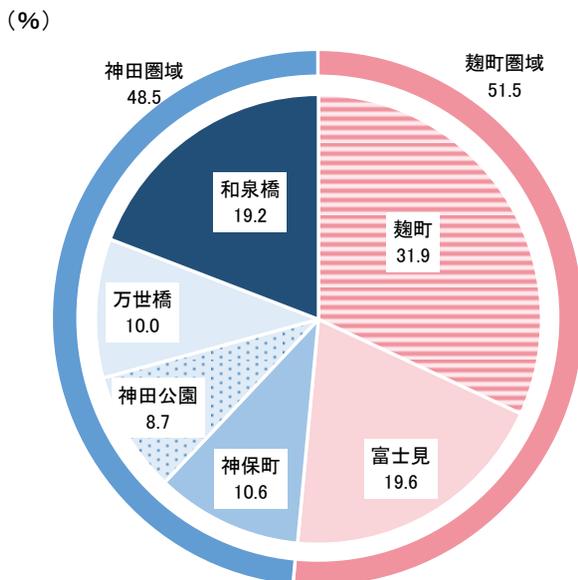
図表 地域区分（人）

福祉圏域 (高齢者福祉、保育区分)	麴町		神田				合計
	出張所 (行政)	富士見	神保町	神田公園	万世橋	和泉橋	
出張所別人口	21,428	13,181	7,150	5,815	6,711	12,931	67,216
福祉圏域別人口	34,609		32,607				

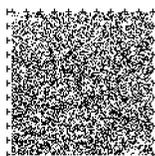
資料：住民基本台帳統計資料（令和3年1月1日現在）

出張所別の人口割合は、麴町が31.9%と最も高く、富士見が19.6%、和泉橋が19.2%と続きます。これを福祉圏域で見ると、麴町圏域が51.5%、神田圏域が48.5%となります（令和3年1月1日現在）。

図表 出張所別の人口割合



資料：住民基本台帳統計資料（令和3年1月1日現在）



出張所別の年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）は最も多い麴町が3,701人、最も少ない神田公園は539人です。高齢者である老年人口（65歳以上）は最も多い麴町が3,849人、最も少ない神田公園は934人です。

福祉圏域でみると、麴町圏域の年少人口（0～14歳）が5,791人であり、神田圏域の3,465人を約2,300人上回っています（令和3年1月1日現在）。

図表 出張所別、福祉圏域別の年齢3区分人口（人）

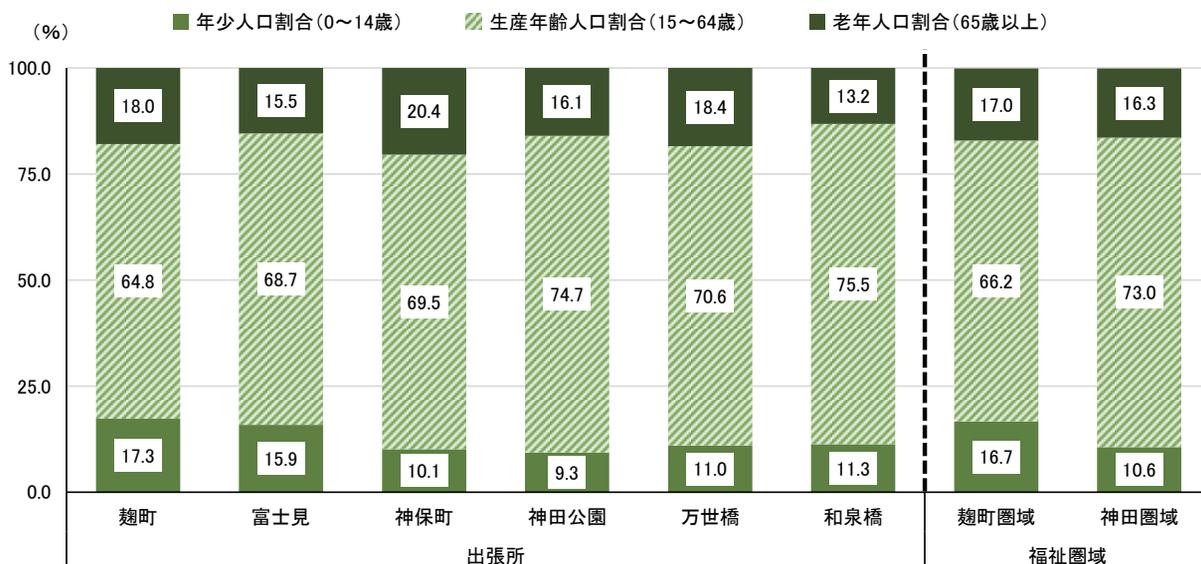
	出張所						福祉圏域	
	麴町	富士見	神保町	神田公園	万世橋	和泉橋	麴町圏域	神田圏域
年少人口 (0～14歳)	3,701	2,090	721	539	738	1,467	5,791	3,465
生産年齢人口 (15～64歳)	13,878	9,049	4,969	4,342	4,741	9,759	22,927	23,811
老年人口 (65歳以上)	3,849	2,042	1,460	934	1,232	1,705	5,891	5,331

資料：住民基本台帳統計資料（令和3年1月1日現在）

出張所別の年齢3区分人口割合は、年少人口割合（0～14歳）は麴町と富士見が15～17%台と高く、“高齢化率”と呼ばれる老年人口割合（65歳以上）は神保町が20.4%と高くなっています。

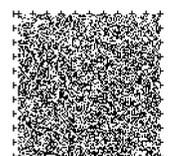
福祉圏域でみると、年少人口割合（0～14歳）は麴町圏域が16.7%であり、神田圏域の10.6%を上回ります。生産年齢人口割合（15～64歳）は神田圏域が73.0%であり、麴町圏域の66.2%を上回ります。老年人口割合（65歳以上）は両圏域ともに17%程度です（令和3年1月1日現在）。

図表 出張所別、福祉圏域別の年齢3区分人口割合



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない。

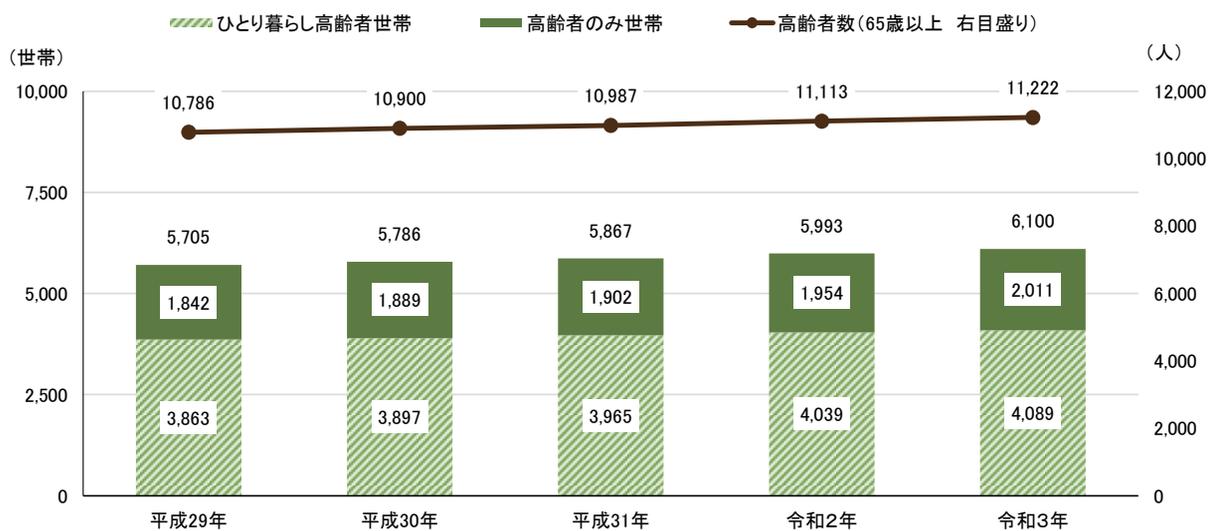
資料：住民基本台帳統計資料（令和3年1月1日現在）



(2) 高齢者

本区の高齢者（65歳以上）は年々増加しています。それに伴い、ひとり暮らし高齢者世帯は4,000世帯を超えており、高齢者に占める割合は36.4%、高齢者の3人にひとりとなっています。高齢者のみ世帯も2,000世帯を超えており、高齢者に占める割合は17.9%となっています（令和3年1月1日現在）。

図表 高齢者数（65歳以上）、ひとり暮らし高齢者世帯数、高齢者のみ世帯数（日本人+外国人）

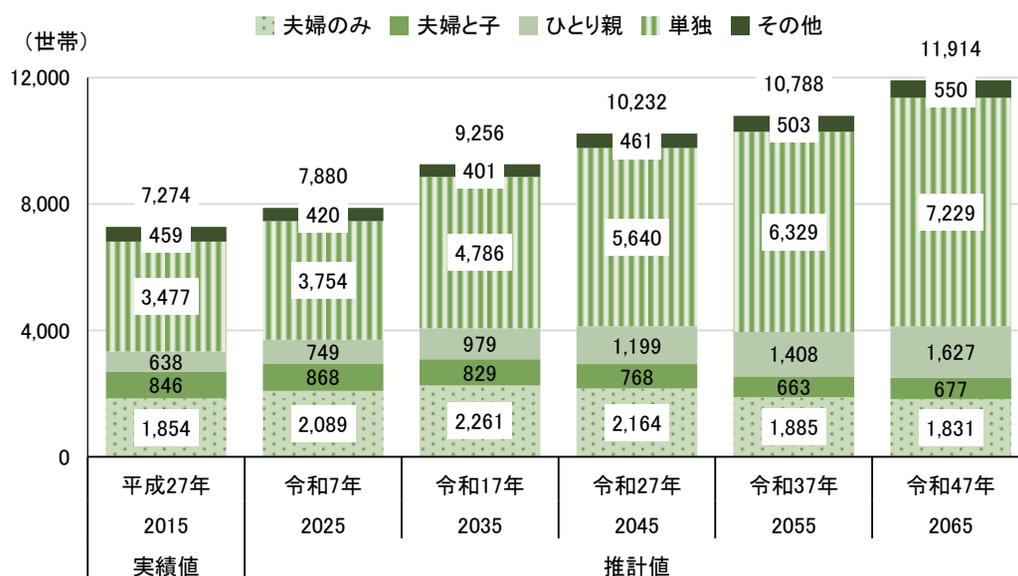


資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）

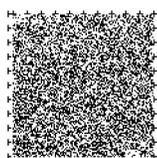
65歳以上の高齢者のいる世帯の将来推計によると、向こう30年は増加が続き、令和47年（2065年）頃に12,000世帯近くまで増加する見通しです。

高齢単独世帯（65歳以上）が令和47年（2065年）頃には7,000世帯を超え、6割を超える見通しです。

図表 65歳以上の高齢者のいる世帯の将来推計



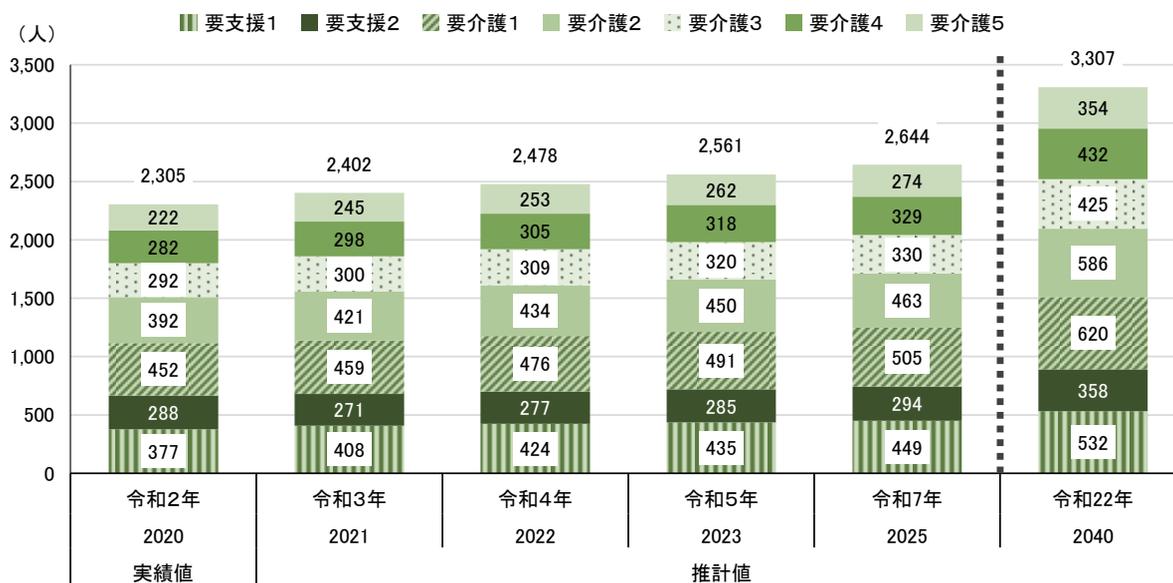
資料：千代田区人口ビジョン（平成30年）



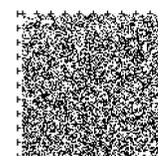
高齢者の増加に伴い、介護保険サービスを利用するための要介護（要支援）認定者も増加することが予想されます。

今後も要介護（要支援）認定者数は増加が続き、令和7年（2025年）に2,644人、令和22年（2040年）には3,307人となる見通しです。

図表 要介護（要支援）認定者数の推計



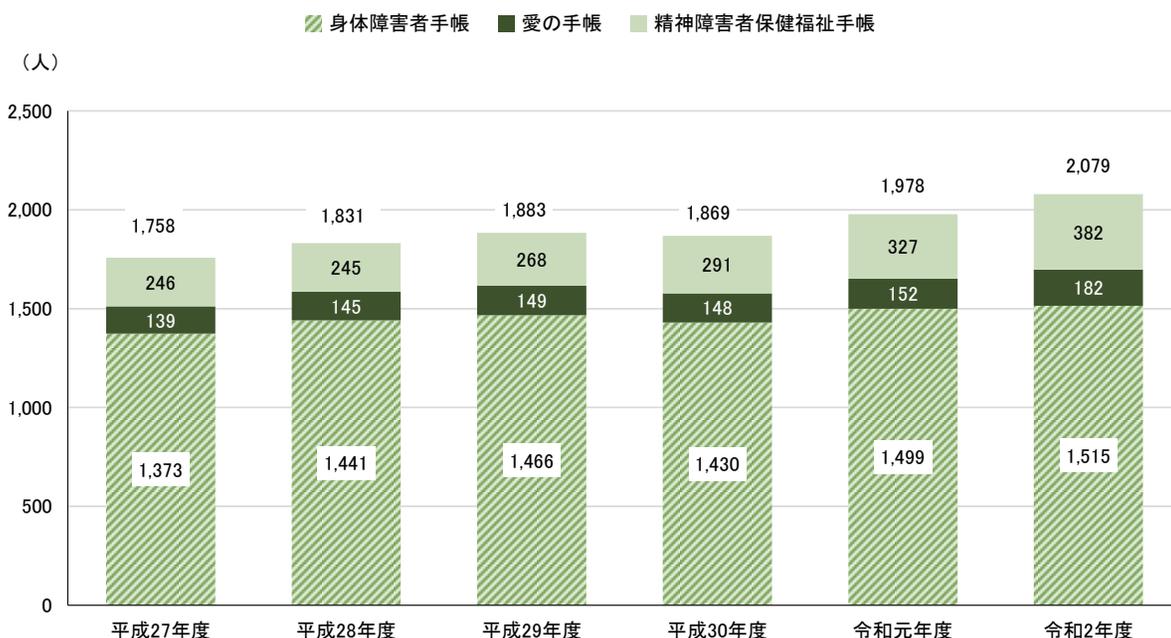
資料：第8期千代田区介護保険事業計画



(3) 障害者等

障害者手帳所持者数全体は増加傾向にあり、平成27年度から令和2年度にかけて約300人増加しています。障害別にみると各手帳所持者数は増加傾向にあり、その中でも特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸び率は平成27年度から令和2年度にかけて約1.6倍増加しています（各年度末現在）。

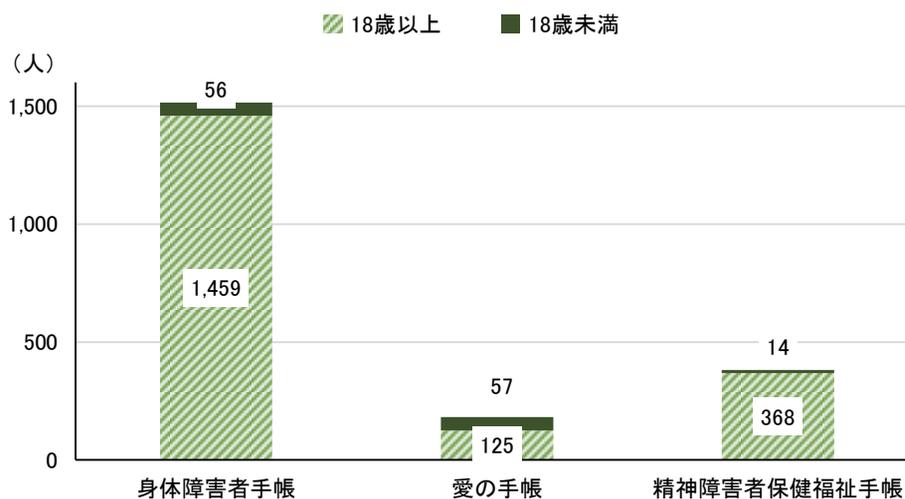
図表 障害者手帳所持者数



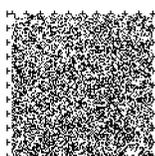
(注) 重複障害の場合も障害別数値に入るため、本表における所持者総数は実数を上回る
資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）

障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、身体障害者手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は18歳以上の割合が9割以上を占めています。愛の手帳所持者数（知的障害）は18歳未満の割合が3割程度であり、ほかの障害に比べて高くなっています（令和2年度末現在）。

図表 障害者手帳所持者数（年齢別）

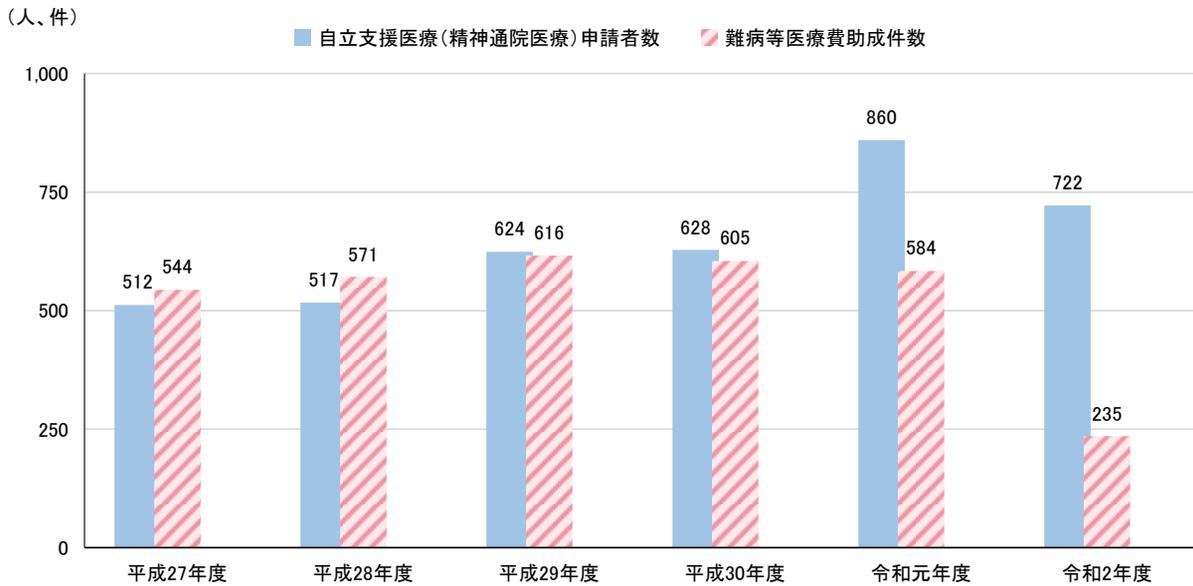


資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）



平成27年度から増加傾向にあった自立支援医療（精神通院医療）申請者数は、令和元年度に860人に急増しましたが、令和2年度は722人に減少しました。難病等医療費助成件数は、平成27年度から令和元年度にかけて600件前後でしたが、令和2年度は235件に急減しました（令和2年度末現在）。

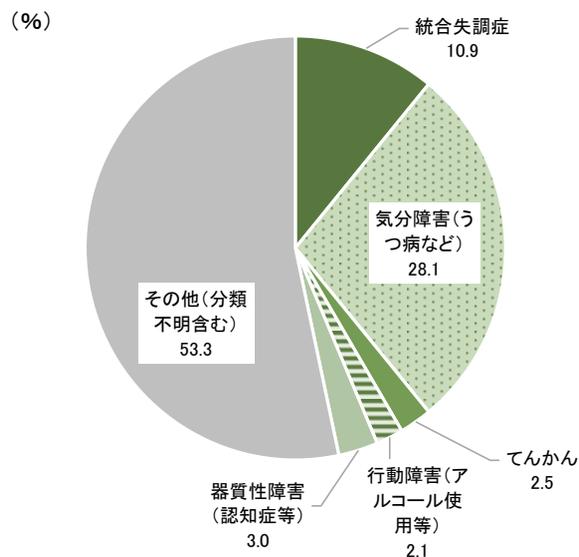
図表 自立支援医療（精神通院医療）申請者数、難病等医療費助成件数



資料：千代田区データ（各年度末現在）

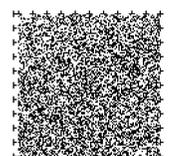
自立支援医療（精神通院医療）受給者の疾病別割合をみると、気分障害（うつ病等）が3割近く、統合失調症が約1割を占めています（令和2年度末現在）。

図表 自立支援医療（精神通院医療）の疾病別割合



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない。

資料：千代田区データ（令和2年度末現在）

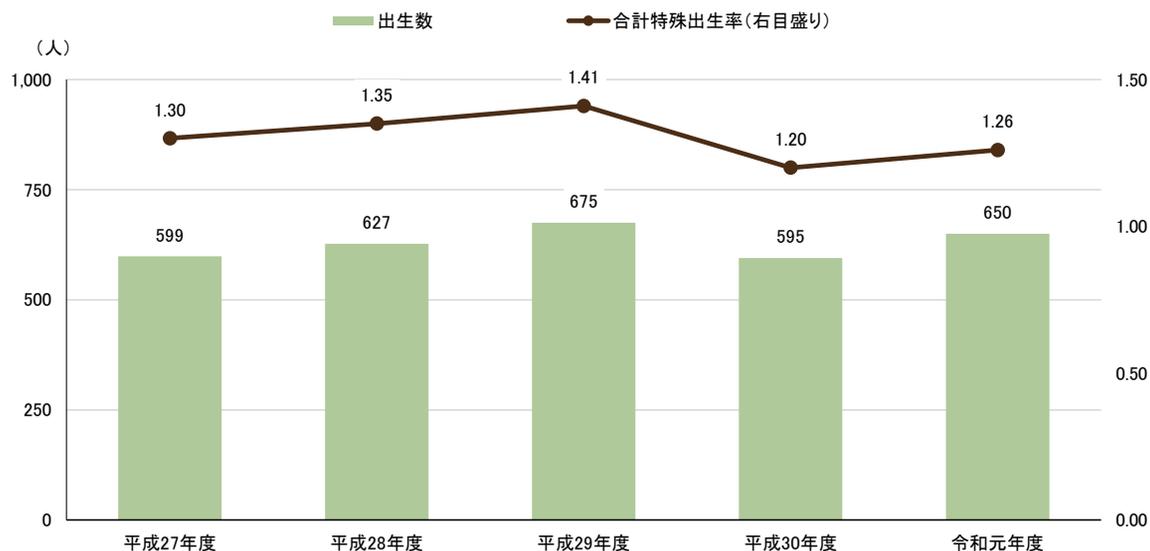


(4) 子ども

出生数は平成29年度までは増加傾向にあったものの、平成30年度及び令和元年度は、平成29年度の人数を下回っています（各年度末現在）。

合計特殊出生率も平成30年度以降は伸び悩んでおり、国全体の当面の目標である1.80に及ばない状況にあります（各年度末現在）。

図表 出生数、合計特殊出生率

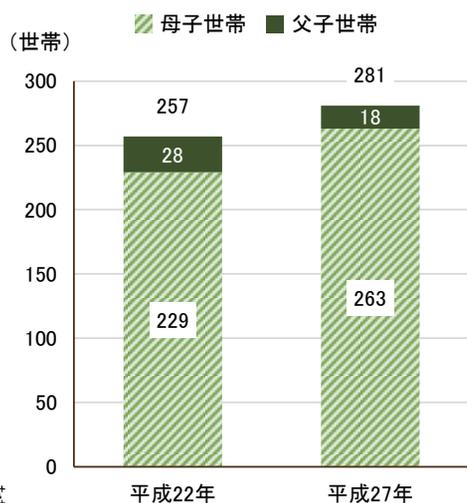


資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）

母子世帯は平成27年で263世帯であり、平成22年から34世帯増加しました（国勢調査）。

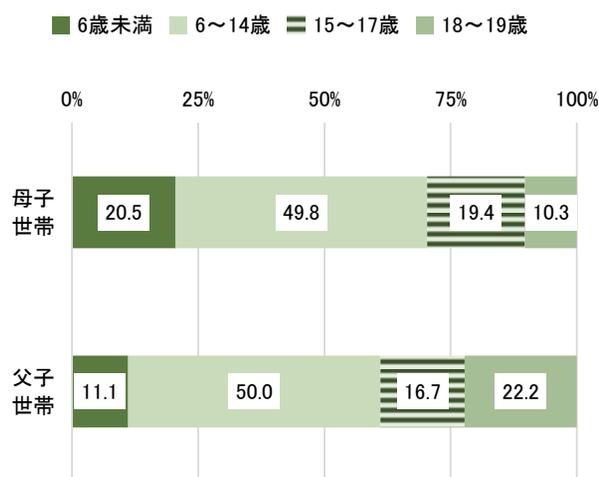
母子世帯、父子世帯における最年少の子どもの年齢別割合をみると、6歳未満と6～14歳を合わせると6～7割を占めています（平成27年国勢調査）。

図表 母子世帯数、父子世帯数

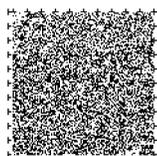


資料：国勢調査

図表 母子世帯、父子世帯の最年少の子どもの年齢別割合



資料：平成27年国勢調査

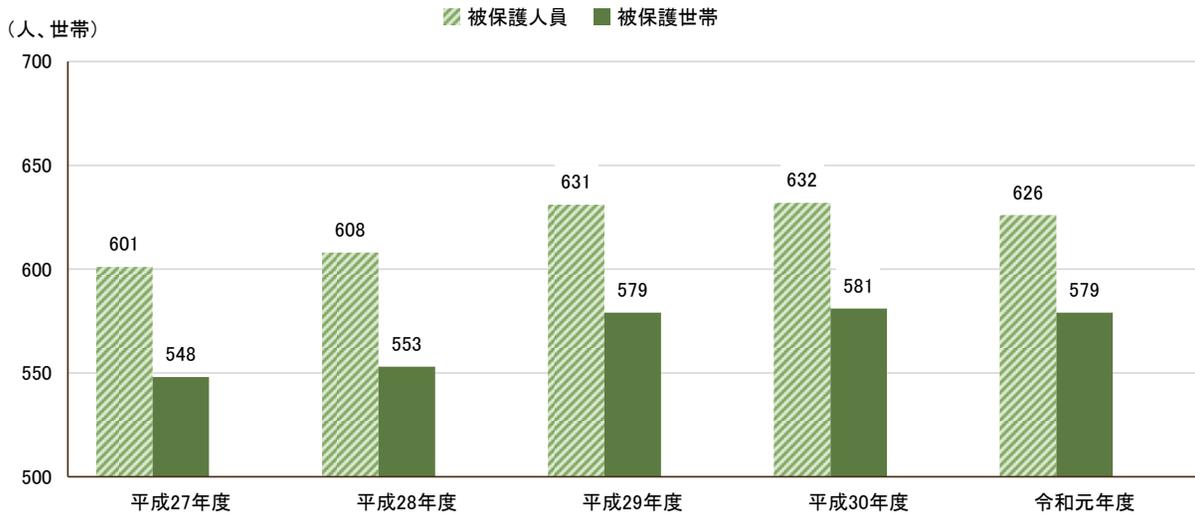


(5) 経済的支援の必要な世帯

生活保護の被保護人員、被保護世帯数ともに、平成29年度までは増加傾向にあり、その後はほぼ横ばいとなっています（数値は各年度平均）。

令和元年末より新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した影響等もあり、今後は生活に困窮する世帯が増える可能性もあります。

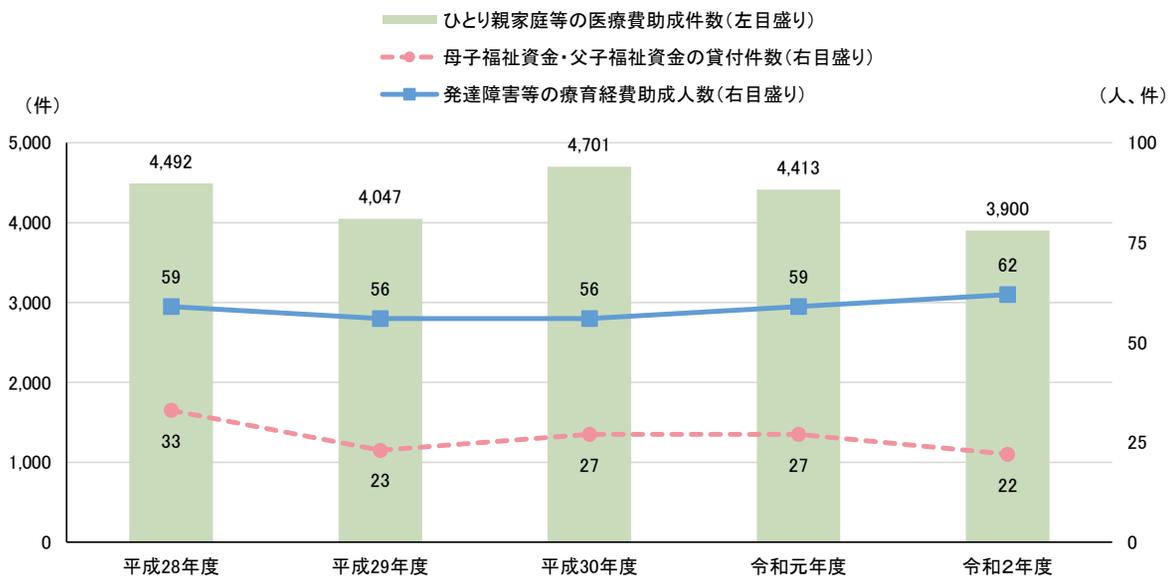
図表 生活保護被保護人員、被保護世帯数



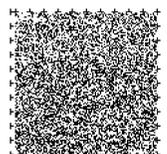
資料：千代田区行政基礎資料集（令和3年版）

子育て世帯の経済支援について、平成28年度以降、ひとり親家庭等の医療費助成件数は3,900～4,701件、母子福祉資金・父子福祉資金の貸付件数は22～33件、発達障害等の療育経費助成は60人前後です（各年度末現在）。

図表 子育て世帯の経済支援



資料：千代田区データ（各年度末）

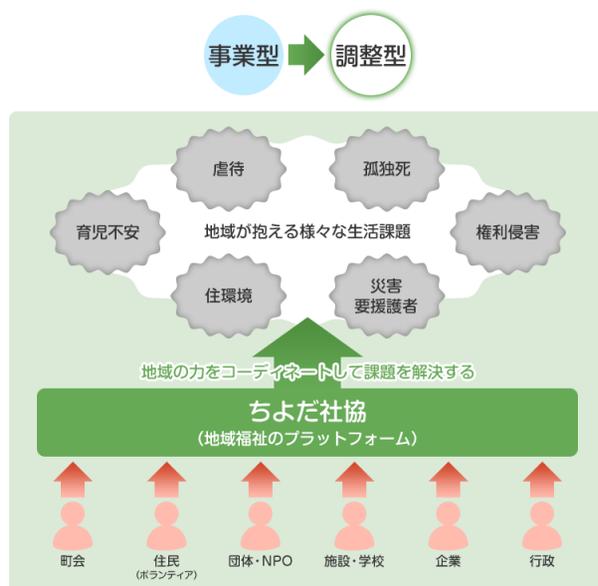


2 地域福祉活動の現状

(1) 千代田区社会福祉協議会

千代田区社会福祉協議会は、社会福祉法の中で、地域福祉の推進を図る団体として位置付けられた社会福祉法人です。区民が住み慣れた地域の中で、安全に、心豊かな生活を送るための福祉ニーズに応えるべく、地域の方々からの相談に応じ、多くの区民の参画と支え合いにより、安心して利用できる福祉サービスの提供、各種センターの運営（区からの受託）等、地域での暮らしを総合的に支援しています。

図表 地域福祉推進の「プラットフォーム」の役割（イメージ）



図表 千代田区社会福祉協議会 会員数

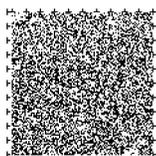
会員数	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人会員	人	492	481	480	490	494
団体会員	団体	229	229	230	230	232

資料：千代田区社会福祉協議会（各年度末現在）

図表 千代田区社会福祉協議会が運営するセンター（令和3年度現在）

- ・ちよだ成年後見センター
- ・ちよだボランティアセンター
- ・高齢者活動センター（かがやきプラザ内）/研修センター/ちよだで多世代交流C i a o！（ちゃお）（指定管理事業）
- ・ファミリー・サポート・センター（受託事業）

資料：千代田区社会福祉協議会



(2) 地域・団体活動、ボランティア等の民間活動

ア 地域・団体活動

住民主体の代表的な地域活動である町会・自治会は109団体、老人クラブ（長寿会）は6団体、厚生労働大臣から委嘱されて社会福祉に携わる民生委員・児童委員は52人です（令和2年度末現在）。

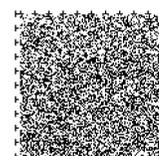
60歳以上の区民に地域の様々な業務を紹介するシルバー人材センターの会員数は345人です（令和2年度末現在）。

地域で認知症の人やその家族の手助けをする認知症サポーターは、平成28年度から令和元年度までは1,700～2,600人台でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度は589人となっています（令和2年度末現在）。

図表 主な地域・団体活動

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町会・自治会	団体	109	109	109	109	109
老人クラブ(長寿会)	団体	6	6	6	6	6
民生委員・児童委員	人	52	52	52	52	52
シルバー人材センター会員	人	361	353	350	361	345
認知症サポーター	人	2,630	1,789	2,168	2,264	589

資料：千代田区データ（各年度末現在）



イ ボランティア活動

ふれあいサロン（ボランティア団体が運営する地域の交流の場）の開設数は平成28年度の19か所から令和2年度は31か所となり、年々、活動が広がっています（令和2年度末現在）。

ボランティアセンター（区民のボランティア活動を支援する組織）の登録者は平成28年度から令和元年度にかけて4,000～5,000人台でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい令和2年度は862人となっています。登録団体は平成30年度から令和2年度まで160団体程度と横ばいです（令和2年度末現在）。

ふたばサービス（住民参加のたすけあい家事支援サービス）の支援会員は282人、依頼会員は291人となり、どちらも増加しています（令和2年度末現在）。

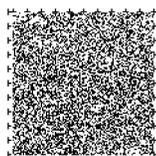
ファミリー・サポート・センター（会員同士で子育てを支援する組織）の提供会員は237人、依頼会員は823人です。提供会員は増加していますが、提供会員は依頼会員を大きく下回っています。このうち、両方会員は3人です（令和2年度末現在）。

ちよだボランティアクラブ参加企業（地域のボランティア団体を企業が応援する区独自の取組）は年々着実に増えて66社となっています（令和2年度末現在）。

図表 主なボランティア活動

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ふれあいサロン	か所	19	20	22	29	31
ボランティアセンター登録者	人	4,508	4,998	5,749	4,720	862
同 登録団体	団体	142	153	162	160	162
ふたばサービス支援会員	人	170	152	167	260	282
同 依頼会員	人	220	204	222	286	291
ファミリー・サポート・センター提供会員	人	195	198	211	222	237
同 依頼会員	人	721	771	844	817	823
同 上記のうち、両方会員	人	8	7	6	4	3
ちよだボランティアクラブ参加企業	社	54	56	59	64	66

資料：千代田区社会福祉協議会（各年度末現在）



ウ NPO法人

区内では、保健・医療・福祉を始めとする様々な分野でNPO法人が活動しています。

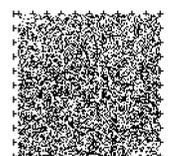
令和4年（2022年）1月現在、区内に主な事業所のあるNPO法人は643団体です（東京都生活文化局 NPO法人ポータルサイト 令和4年（2022年）1月21日更新時点）。

エ 公益財団法人まちみらい千代田

公益財団法人まちみらい千代田は、千代田区の外郭団体として「住宅まちづくり」、「産業まちづくり」、「協働まちづくり」に取り組んでいます。

地域福祉に関連する「住宅まちづくり」の分野では、総合相談窓口の設置、情報紙の発行、マンション管理組合の運営支援やセミナー・講座の開催、マンションコミュニティの構築支援、建物の維持整備への支援、防災対策への支援等、区民の約9割が居住するマンションの居住支援を行っています。

また、「協働まちづくり」の分野では、千代田まちづくりサポートの実施、まちみらいニュースの発行、まちみらい千代田ウェブサイトの運用等、まちづくり活動への支援や情報発信を行っています。



(3) 保健・医療・福祉・教育分野の施設・事業所

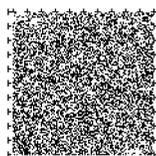
地域福祉の地域資源となり得る保健・医療・福祉・教育分野の施設・事業所（か所）は下表の通りです。

図表 保健・医療・福祉・教育分野の施設・事業所（か所）

福祉圏域 (高齢者福祉、保育区分)	麴町		神田				合計
	麴町出張所	富士見出張所	神保町出張所	神田公園出張所	万世橋出張所	和泉橋出張所	
出張所 (行政)							
幼稚園	4	2	1	1	2	0	10
小学校	4	3	1	1	1	1	11
中学校	7	5	3	0	0	0	15
高等学校	7	5	3	2	0	1	18
大学	6	3	4	0	1	0	14
短期大学	2	1	2	0	0	0	5
専修学校	3	2	18	6	0	0	29
図書館	3	1	0	1	1	0	6
コミュニティ施設、スポーツ施設等	6	4	1	5	4	3	23
病院、診療所	260	63	64	42	52	49	530
歯科診療所	134	40	34	49	34	39	330
保育所、子育て支援施設 ※	31	15	5	8	9	11	79
高齢者施設 ※	12	4	4	3	6	7	36
障害者施設 ※	3	8	9	3	4	14	41

※事業所等を含む

資料：千代田区データ（令和3年4月1日現在）



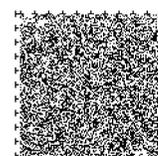
(4) 保健・医療・福祉分野の連携体制

令和2年度現在、保健・医療・福祉分野の関係機関の連携を図る体制は下表の通りです。

図表 保健・医療・福祉分野の連携組織

組織名	概要	所管課
要保護児童対策地域協議会	子ども虐待の防止・早期発見・適切な支援及び関係機関ネットワークの充実を図る。	児童・家庭支援センター
障害者支援協議会	地域における関係機関のネットワークを構築し、障害者等への支援体制の整備を図る。	障害者福祉課
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める。	在宅支援課
在宅医療・介護連携推進協議会	在宅療養生活を送る高齢者・家族を支えるため、千代田区における医療と介護の連携方策、関連事業のあり方等について検討する。	在宅支援課
高齢者・障害者虐待防止推進会議	高齢者・障害者の虐待防止に関する施策への意見具申や虐待防止に関するネットワークの整備運営等について協議・検討する。	高齢介護課、在宅支援課、障害者福祉課
歯科保健推進委員会	区が実施する歯科保健事業や関係者との連携・協力に関することについて協議・検討する。	地域保健課
災害医療連携会議	大規模災害発生に備え、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制の構築を図る。	地域保健課
心の健康づくり推進会議	心の健康づくりについて、専門医、関係機関、医師会代表と問題点や必要な対応策について検討するとともに、情報交換を行い、連携を図る。	健康推進課
警察・保健所連絡会議	区内警察署と保健所の相互理解を深め、精神保健福祉法に基づく警察官通報等の対応に際し、より適切な連携を図る。	健康推進課
自殺対策検討会議	区における自殺対策について、庁内関係部署、民間団体等の緊密な連携と協力により総合的に推進する。	健康推進課
虐待等防止連絡委員会	児童、障害者、高齢者に対する虐待等を防止し、被虐待者等に適切な保護及び支援を行う。	国際平和・男女平等人権課

資料：福祉総務課

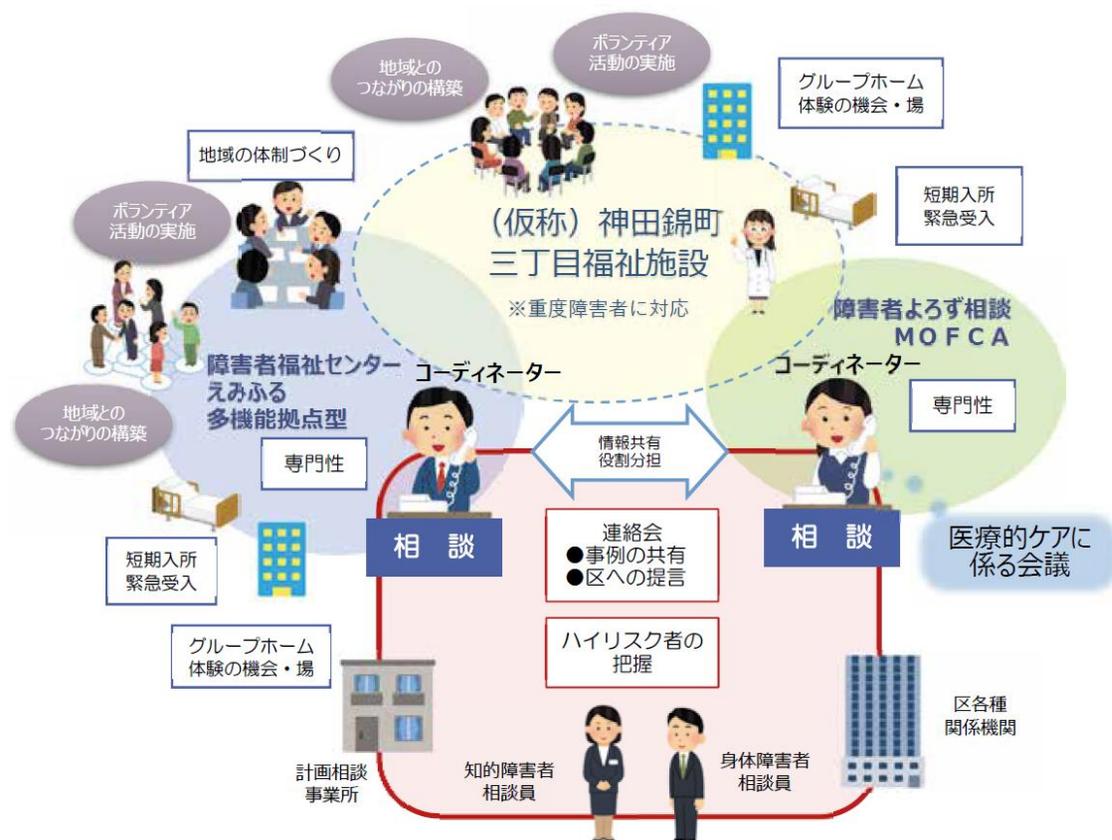


(5) 障害者、高齢者の暮らしを支える基盤づくり

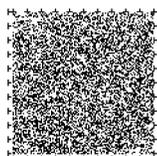
ア 障害者等

障害等のある方の高齢化・重度化や「親なきあと」も見据え、障害等のある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

千代田区地域生活支援拠点等のイメージ図

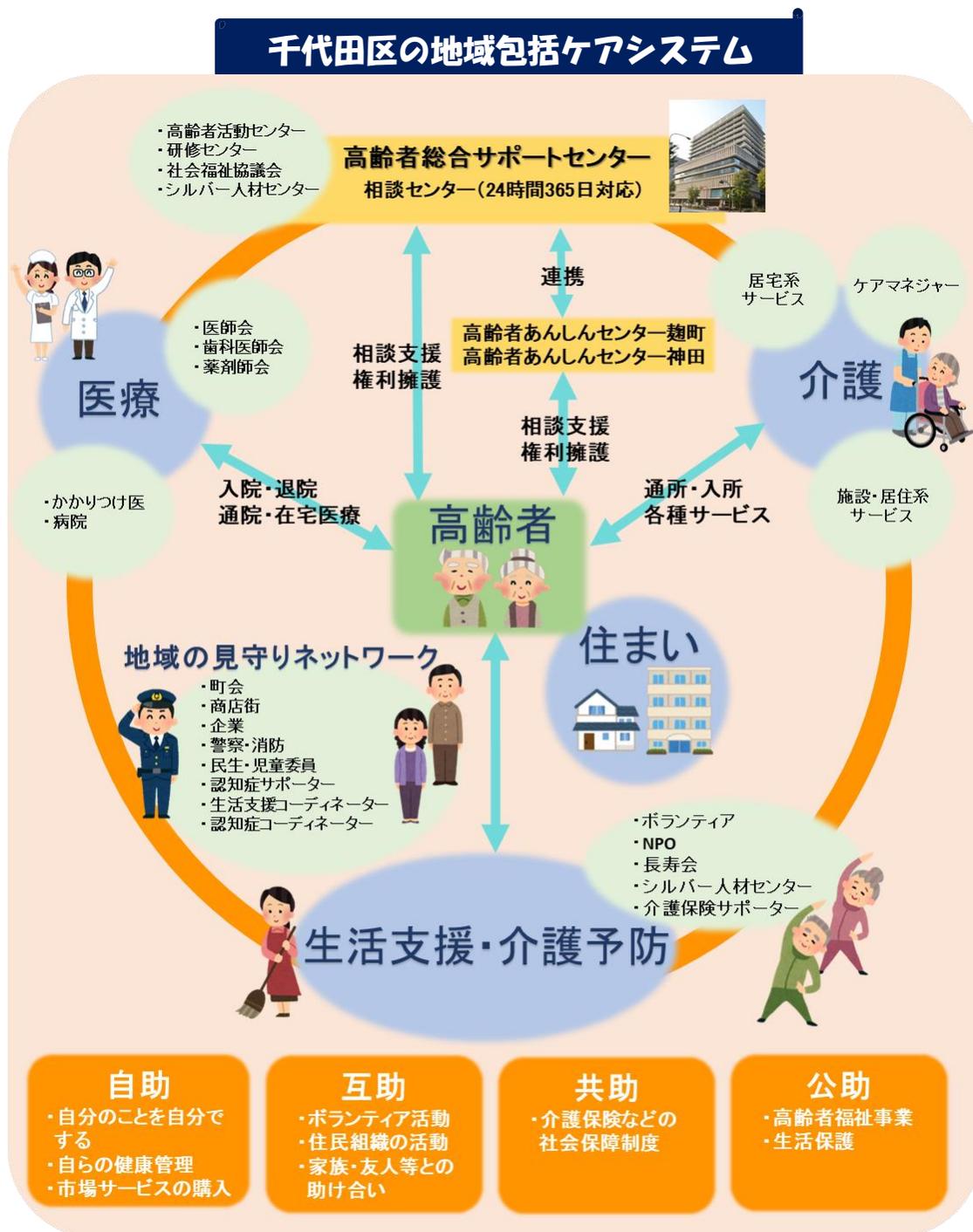


資料：千代田区障害福祉プラン

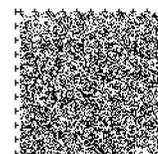


イ 高齢者

高齢者分野の地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的・体系的に提供されるしくみです。



資料：千代田区高齢者福祉計画・第8期千代田区介護保険事業計画



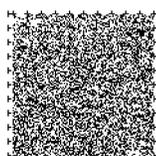
(6) 福祉事務所における各種相談状況

福祉事務所では年間およそ4,600～6,600件の福祉に関する様々な相談に対応しています。相談の中では高齢者相談件数が多い状況です。また、ここ数年は生活相談や女性相談も増えています（各年度末現在）。

図表 相談件数

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活相談	件	435	515	650	837	895
児童相談	件	297	369	459	378	472
母子相談	件	631	587	1,103	641	809
高齢者相談	件	1,618	1,319	1,787	1,502	1,284
身体障害者相談	件	706	764	815	737	774
知的障害者相談	件	491	563	612	476	532
女性相談	件	472	586	1,183	1,066	1,822
合計	件	4,650	4,703	6,609	5,637	6,588

資料：(公財)特別区協議会「特別区の統計」



(7) 成年後見制度に関する状況

成年後見制度利用者数は年間130人前後です。

地域生活支援員は33人、区民後見人は25人です（令和2年度末現在）。

福祉サービス利用支援事業の利用件数は年間およそ60～70件です（令和2年度末現在）。

図表 成年後見制度利用者数、申立件数

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用者数 ※	人	—	—	126	127	136
申立件数	件	26	26	19	23	25

※平成29年度以前は年間の利用者数集計データなし 資料：東京家庭裁判所データ（各年12月31日現在）
東京家裁（立川支部を含む。以下同じ）が管理している本人数及び東京家裁に対して申立てのあった件数を集計した
ものですが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

図表 成年後見制度に関する状況

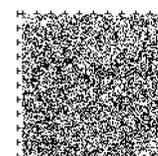
区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援員	人	30	29	27	34	33
区民後見人	人	21	21	21	25	25
法人後見 （社協の法定後見等受任）	件	6	4	4	4	6
法人後見 （社協後見等監督人）	件	2	4	7	5	7
申立て相談・支援 （社協事業）	件	30	50	79	73	130

資料：千代田区社会福祉協議会

図表 福祉サービス利用支援事業の利用件数

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉サービス利用支援事業の 利用件数	件	70	67	63	62	63

資料：千代田区社会福祉協議会



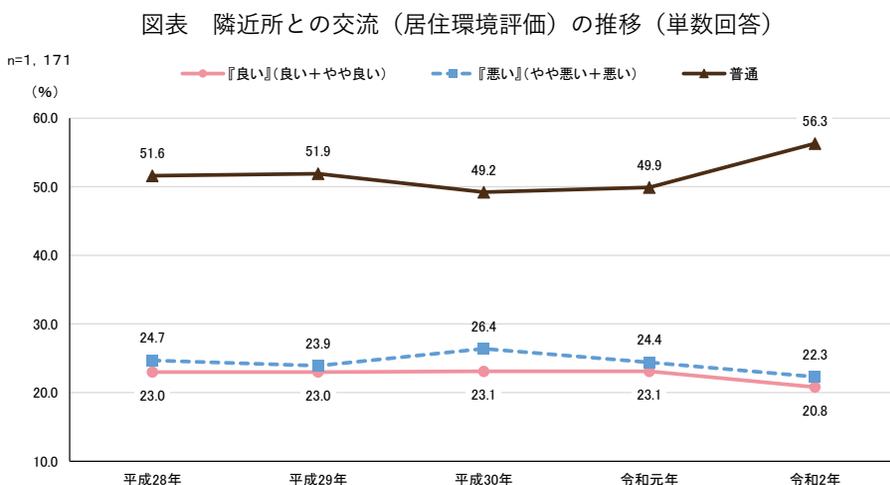
3 区民意向、団体意向

(1) 区民世論調査

令和2年9月から10月にかけて実施した「第47回千代田区民世論調査報告書」から、地域福祉に関連する主な結果を掲載します。

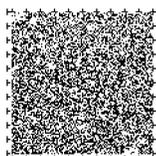
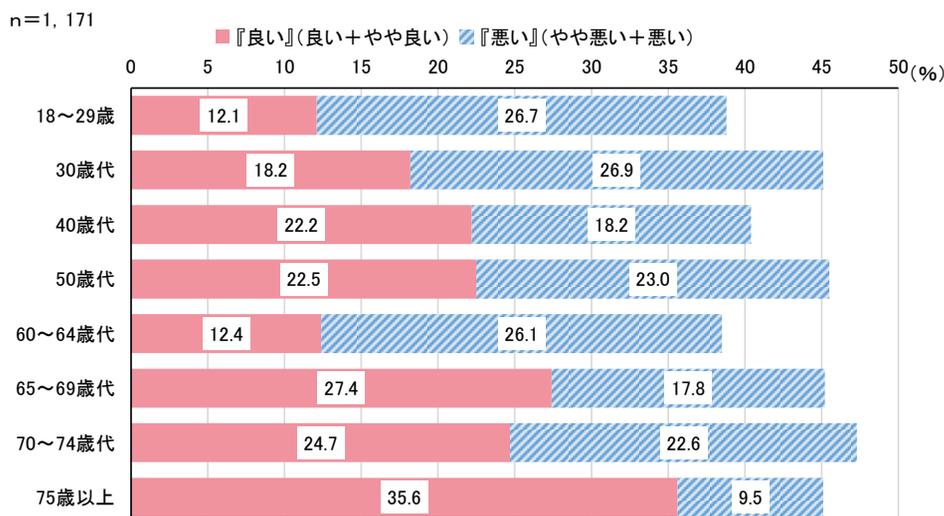
ア 隣近所との交流（居住環境評価）

「隣近所との交流」の回答をみると、平成28年からいずれも『普通』が最も高くなっています。また、『悪い』（やや悪い+悪い）の評価が『良い』（良い+やや良い）をわずかに上回っています。



令和2年調査の年齢別結果をみると、『良い』は75歳以上が3割台半ばと高く、『悪い』は18~29歳、30歳代、60~64歳代が2割台半ばと比較的高くなっています。

図表 隣近所との交流（居住環境評価）／令和2年／年齢別（単数回答）

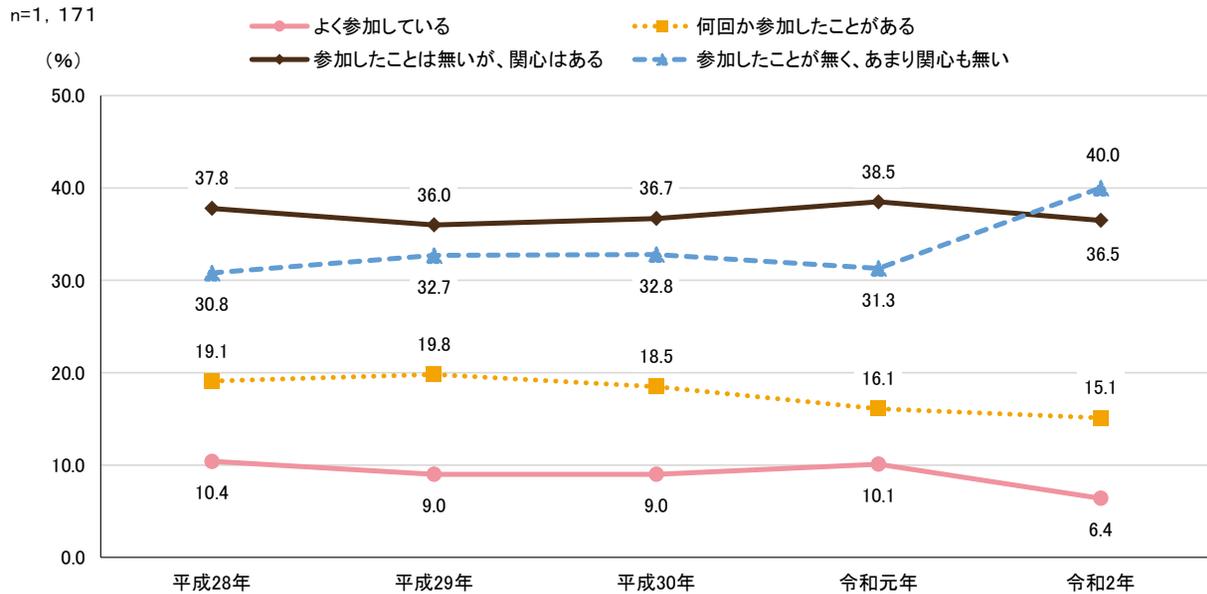


イ 地域活動（町会・地域の活動、ボランティア活動）の参加状況

地域活動（町会・地域の活動、ボランティア活動）の参加状況の推移をみると、平成28年から令和元年にかけて「参加したことは無いが、関心はある」が「参加したことが無く、あまり関心も無い」を上回っていましたが、令和2年は「参加したことが無く、あまり関心も無い」が最も高くなりました。

一方、「よく参加している」と「何回か参加したことがある」は低下傾向がみられます。

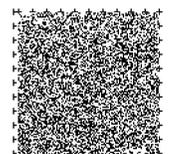
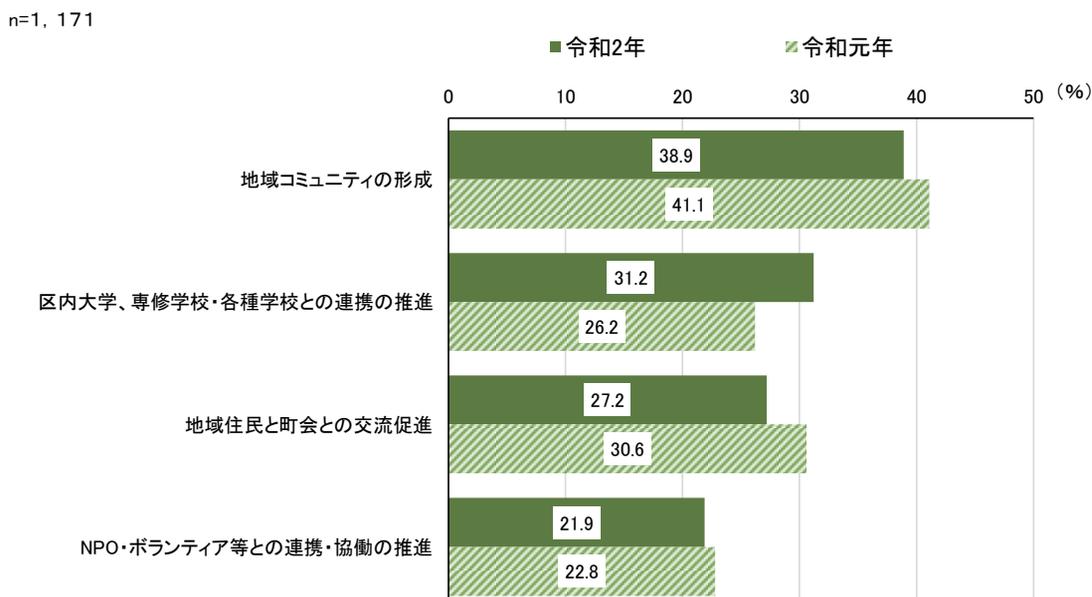
図表 町会・地域の活動、ボランティア活動への参加経験の推移（単数回答）



ウ 町会・ボランティア活動で力を入れて欲しい分野

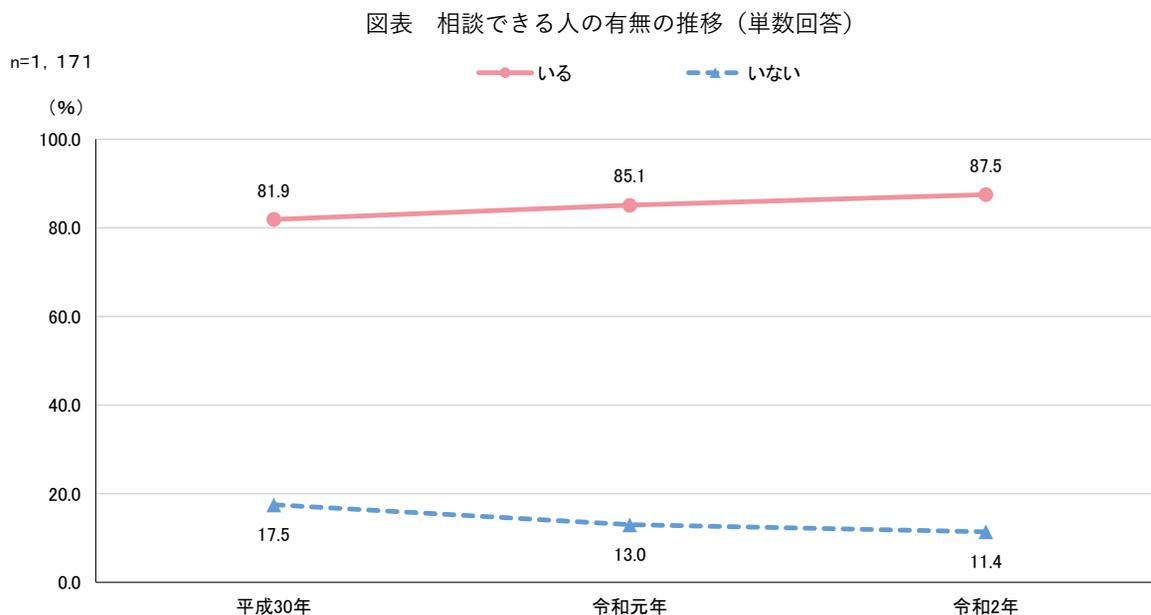
町会・ボランティア活動で力を入れて欲しい分野は、令和元年、令和2年ともに「地域コミュニティの形成」が最も高くなっています。

図表 町会・ボランティア活動で力を入れて欲しい分野（複数回答）



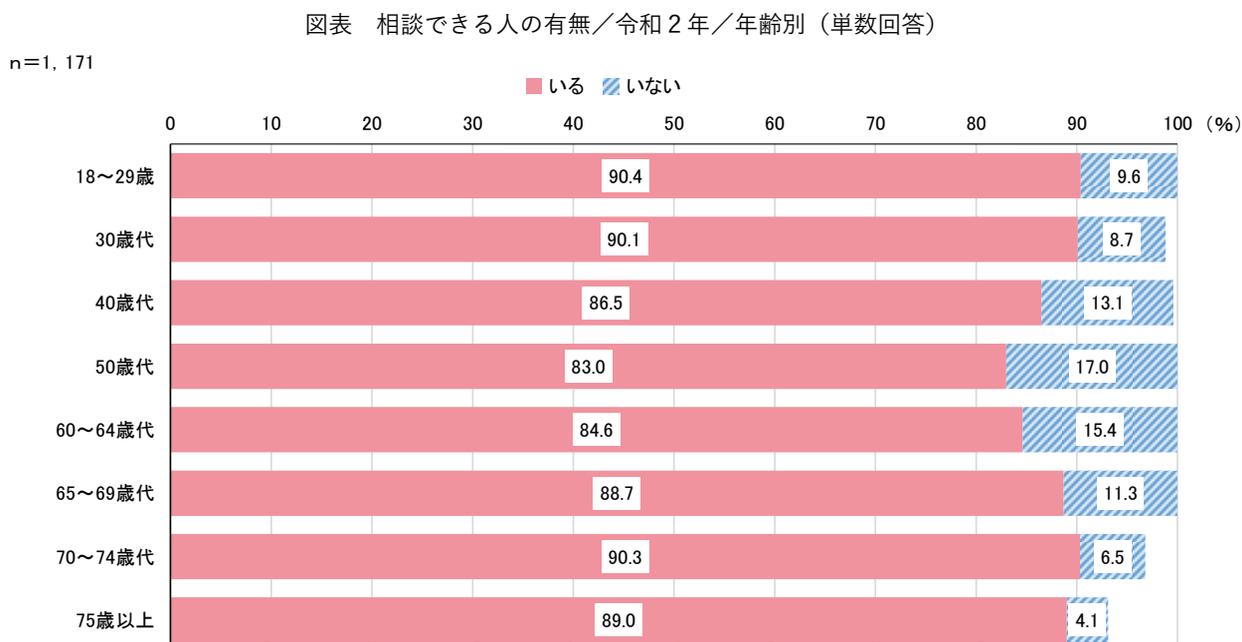
エ 悩みを相談できる人の有無

悩みやストレスを感じた時に相談できる人の有無の推移をみると、平成30年から3回の調査ともに「いる」が8割を超えており、その割合も年々、上昇しています。

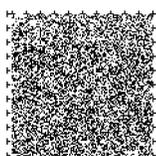


令和2年の年齢別結果をみると、「いる」は、18～29歳、30歳代、70～74歳代で9割台となっています。

「いない」が最も高い年齢は50歳代で1割半ばです。



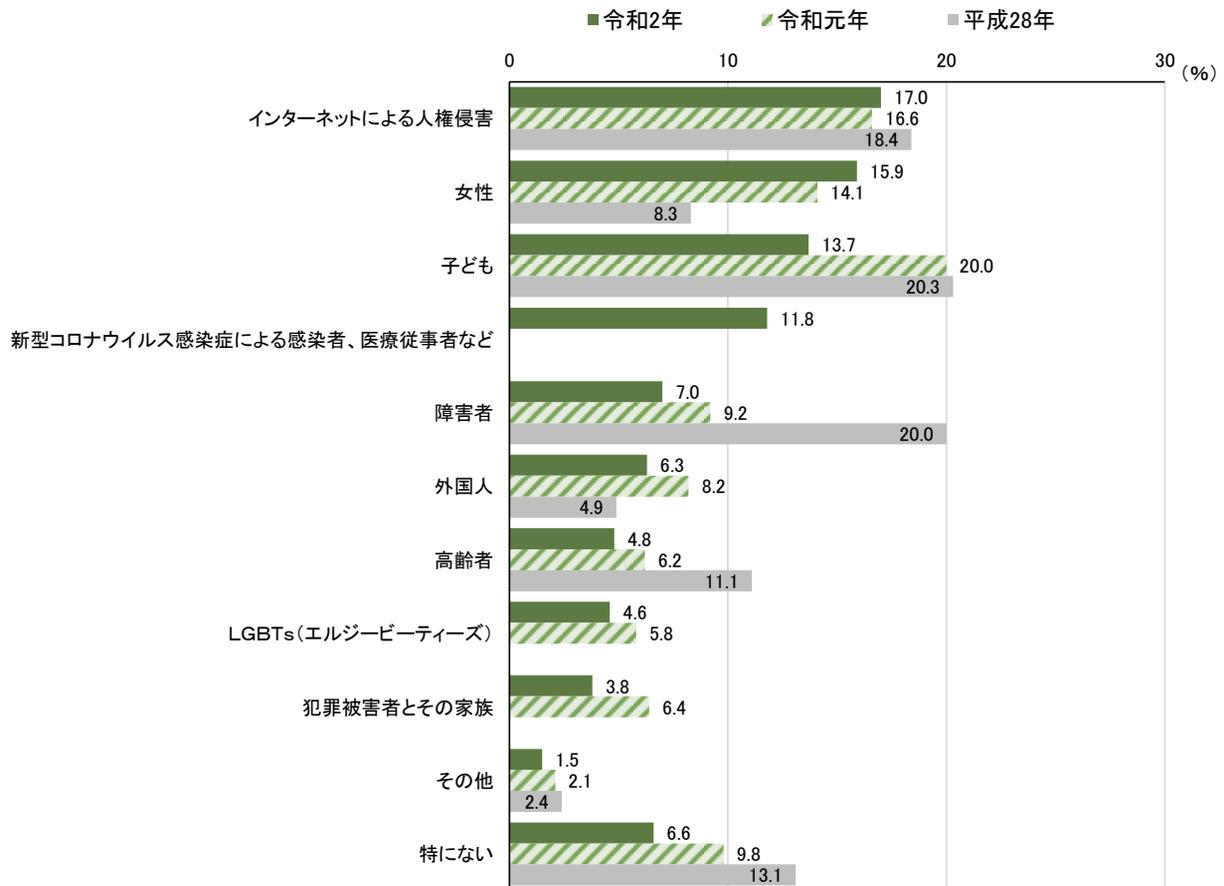
※不明、無回答は非表示



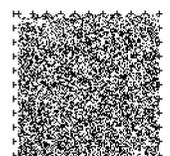
オ 人権問題に対する関心

最も関心のある人権問題について、平成28年と令和元年は「子ども」でしたが、令和2年は「インターネットによる人権侵害」が最も高くなり、次いで「女性」と「子ども」が高くなっています。

図表 最も関心のある人権問題の推移（単数回答）



※調査年度によって選択肢が異なる



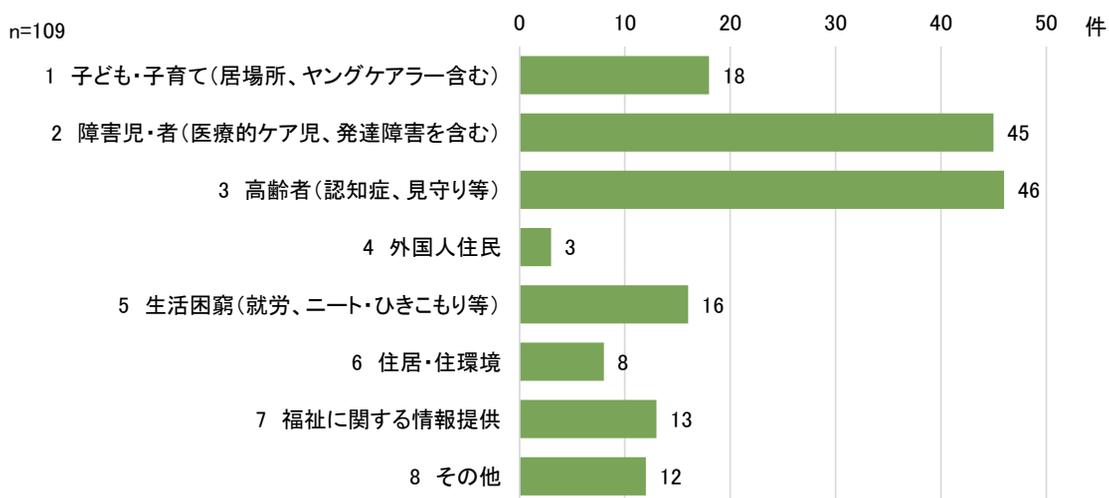
(2) 保健福祉関係団体・事業所調査、マンションコミュニティに関する調査

本計画策定にあたり、令和3年8月に実施したアンケート調査の主な結果を掲載します。

ア 千代田区において気になる事例・問題

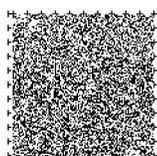
既存の制度やサービスで対応が難しいと感じたこと、千代田区において気になる事例・問題がある分野については、「高齢者（認知症、見守り等）」と「障害児・者（医療的ケア児、発達障害を含む）」が多くなっています。（保健福祉関係団体・事業所調査）

図表 既存の制度やサービスで対応が難しいと感じたこと、千代田区において気になる事例・問題（複数回答）



〔対応が難しいこと、気になる事例・問題の主な意見〕

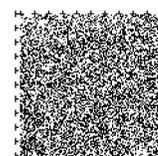
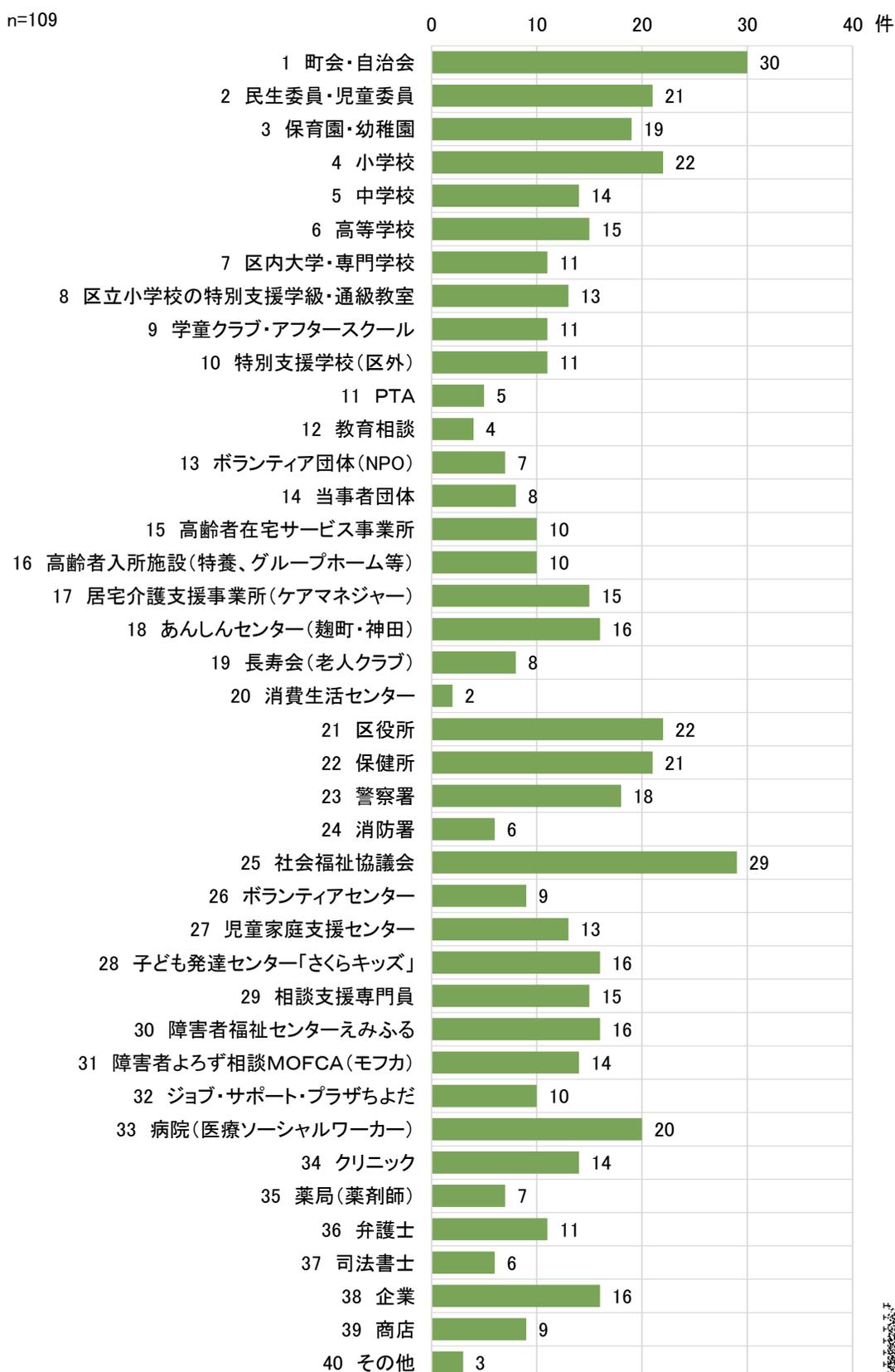
- ・重層的支援体制整備事業の一つである「支援の際の多機関協働」に関する意見が最も多かった。
- ・「住民の意識啓発や情報の周知」や「制度・事業の拡充・改善」への意見も多く挙げられた。



イ 連携したい団体や専門職

今後、連携したい団体や専門職は、「1 町会・自治会」と「25 社会福祉協議会」が多く、「4 小学校」と「21 区役所」が続きます。（保健福祉関係団体・事業所調査）

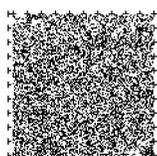
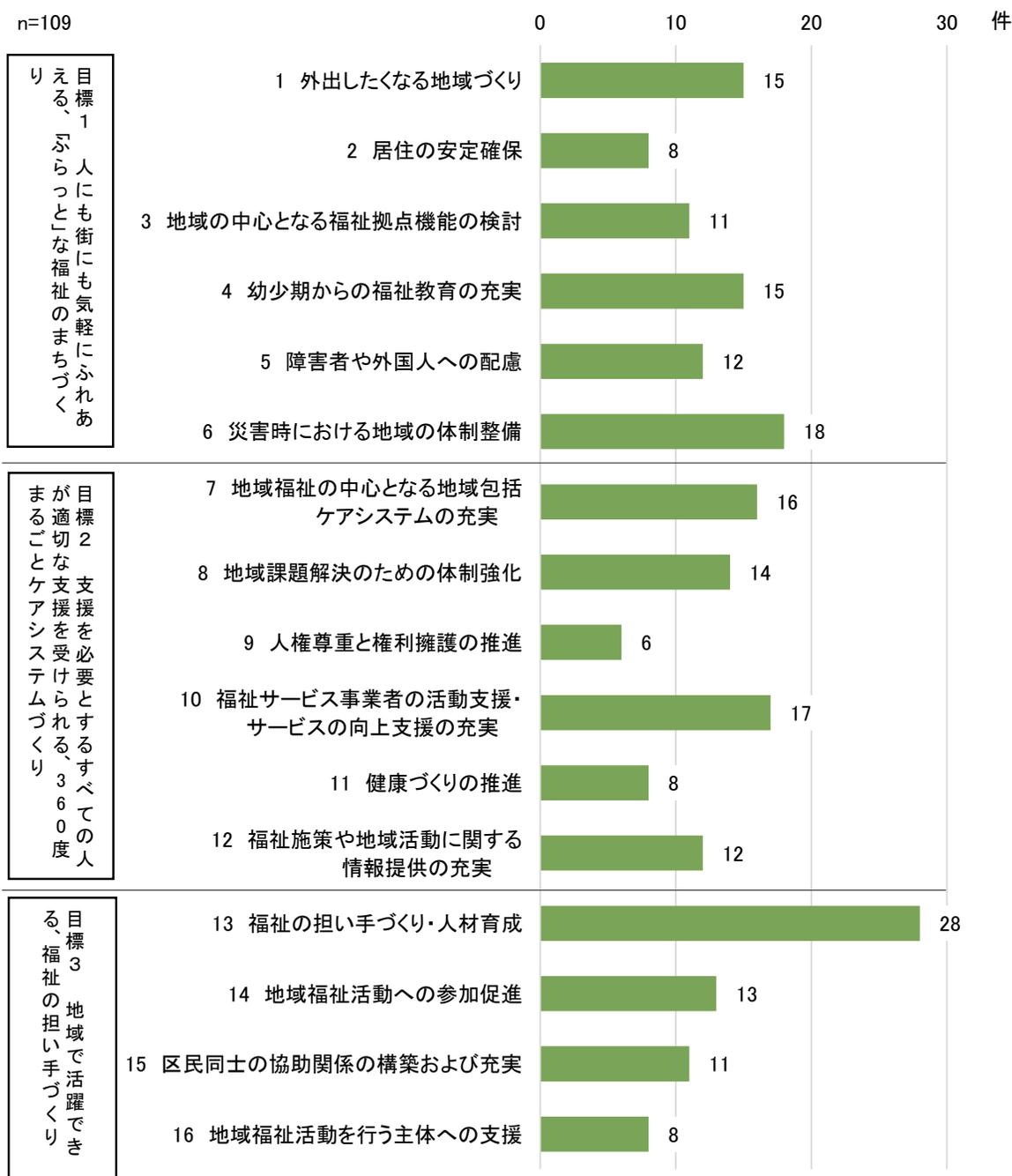
図表 連携したい団体や専門職（複数回答）



ウ 千代田区の地域福祉施策に関する課題及び解決策

千代田区の地域福祉施策のうち、団体等が課題及び解決策を最も多く挙げた施策は「13 福祉の担い手づくり・人材育成」です。（保健福祉関係団体・事業所調査）

図表 千代田区の地域福祉施策に関する課題及び解決策の意見（複数回答）



エ マンションコミュニティの状況

マンションコミュニティに関する状況は下記の通りです。(マンションコミュニティに関する調査)

〔生活上の困りごとや心配なこと〕(施設、設備以外。福祉分野に限らない)

- ゴミ、不法駐輪、不法駐車、喫煙等のマナーに関すること。
- 居住者の高齢化が進み、独居の増加等に伴う心配や不安。 等

〔マンションの住民同士で交流や助け合い〕

- クリスマスや夏休みのイベント、歳時の行事、忘年会を通じた交流。
- セキュリティが強固のため、住民同士の交流はなく、取組もない。 等

〔地域と関わる活動〕

- 町会、町内会、祭礼への参加(年末の防災活動、見まわり、神田祭)。
- マンション全体としてはない。あまり活発ではない。 等

〔マンションと地域と一緒にしたい活動〕

- 町会等の行事への参加、町会と一緒にできるイベント。
- 消防、防災訓練等、万一の際の対応。 等

〔千代田区の地域福祉に関する意見・提案〕

◆情報、相談

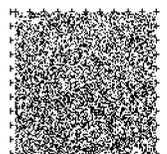
- 「地域福祉」の取組自体を認識していないため、情報提供を希望。
- 困りごとを相談できるシステム。
- 近隣とのトラブルやマナーに関する相談にのって欲しい。
- 管理組合を通して定期的(年1~2回)な意見交換の実施。

◆暮らしのマナーの啓発

- 粗大ゴミの放置(管理組合の負担で処分する事例が発生)。
- 防犯用のカメラの助成等、抑止効果を期待できる政策。

◆その他

- 定期的な高齢者への訪問、見守りサービスの再開。
- マンションを放っておかれるように日々感じる。
- マンション管理組合の負担にならないように進めて欲しい。 等



(3) 成年後見に関する団体調査

令和元年9月から令和2年1月にかけて実施した「成年後見制度利用促進基本計画策定に関するヒアリング・アンケート調査」の主な結果を掲載します。

図表 調査の実施概要

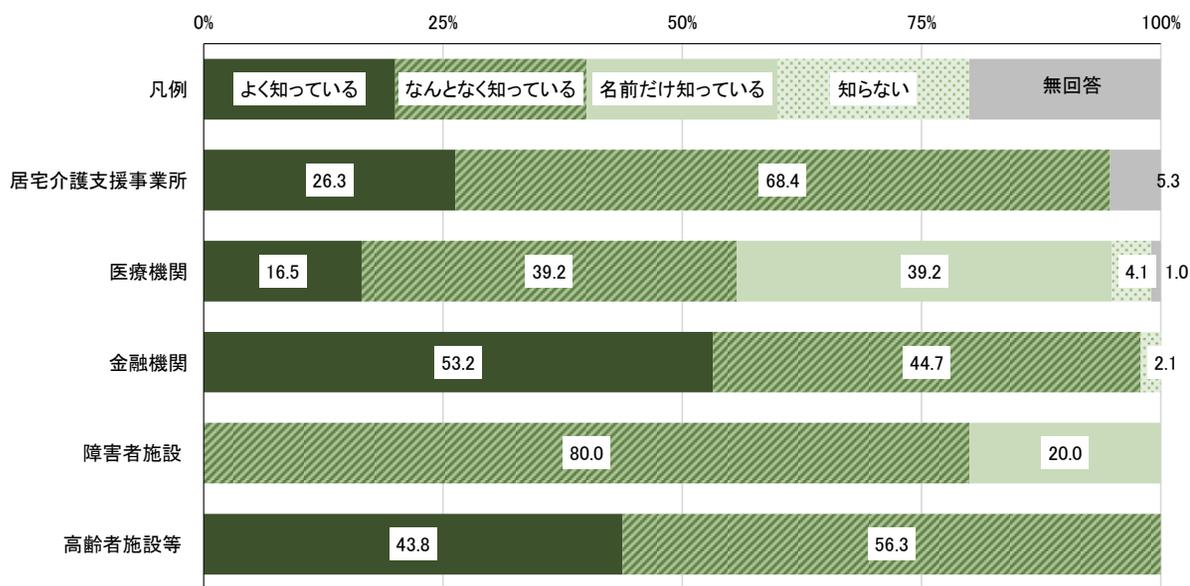
調査対象	居宅介護支援事業所	医療機関	金融機関	障害者施設	高齢者施設等
回答数	19	97	47	5	16

ア 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、「よく知っている」の割合は金融機関が最も高く、次いで高齢者施設等が続きます。

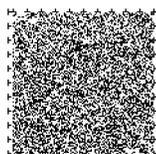
医療機関は「名前だけ知っている」の割合がほかの団体等に比べて高くなっています。

図表 成年後見制度の認知度（単数回答）



※0.0は非表示

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない。

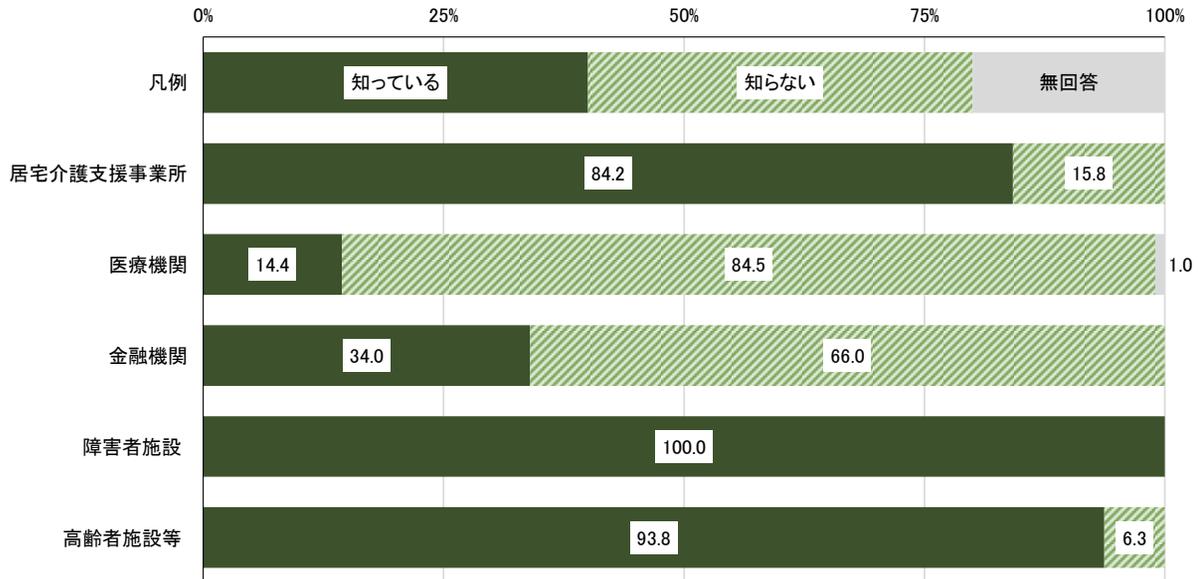


イ 成年後見制度に関する相談窓口の認知度

成年後見制度に関する相談窓口の認知度について、「知っている」の割合は居宅介護支援事業所、障害者施設、高齢者施設等が8割を超えて高くなっています。

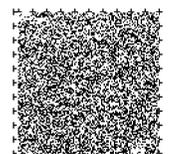
金融機関と医療機関は「知らない」の割合が6～8割台と高くなっています。

図表 成年後見制度に関する相談窓口の認知度（単数回答）



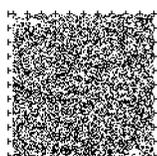
※0.0は非表示

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない。

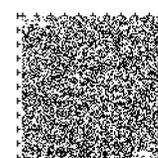


ウ 後見人(保佐人・補助人含む)への期待、成年後見制度に関する意見

分類	意見
本人の理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の意思を尊重し、代弁して欲しい ● 本人のお好みや親の思いに配慮した支援が必要 ● 本人の昔のこと等を知っておいて欲しい ● 本人をアセスメントすることを覚えて欲しい 等
成年後見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化社会、単身者の増加に対応できる制度が望ましい ● 第三者後見人の人数を増やして欲しい ● 医療機関との情報共有が必要と思う ● 福祉相談との弁護士や社協との連携を期待する ● 区民後見人には、地域の方が面倒をみてくだされば接点が増え、いざというときに動いていただけるのではないかと期待している ● 「後見人等」で十分に対応されず、必要な金銭、ケア、医療が受けられていないケースも多い。行政でそのようなケースの救済を検討して欲しい 等
後見人の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政がうまく関与することで、後見人を保佐したり、監視できる体制ができれば良い ● 後見人による不正行為をなくすための体制 ● 後見人となる人の適任性をどのように判断しているのか不安 等
制度の普及、手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般人でも平易に理解できるしくみと開示があると助かります ● 他人事ではなく、身近に感じる制度にして欲しい ● 金銭管理だけのイメージを払しょくして欲しい ● 区長申立のハードルを低くして欲しい ● 証明カードに取引及び手続きが可能な項目を記入してある公的な証明があれば、手続きは簡単になるのではないだろうか ● 事務や実務が大変だと煩雑にならないか。施設側としても不安 ● 福祉相談のように支援者の顔が入っていると、利用しやすいと感じる ● 費用が安くなれば、もっと浸透すると思われる 等
活動上の工夫、役割の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 金銭管理をしてもらえると良い ● 金銭管理だけでなく本人の生活を支えてくれる人がいい ● 看取り期になってから24時間連絡が取れるようにして欲しい ● 亡くなった後で親族間でトラブルがあり、双方から相談が来ることがあるので、落ち着くまでの対応までやってもらえると助かる ● 後見人等ひとりで抱え込まず、これまでの関係者から経緯等を聞き取って欲しい ● 本人の思考を理解するために、周囲の支援者に本人の考え方を聞いたり、決断する前にチームに共有してから進めて欲しい 等



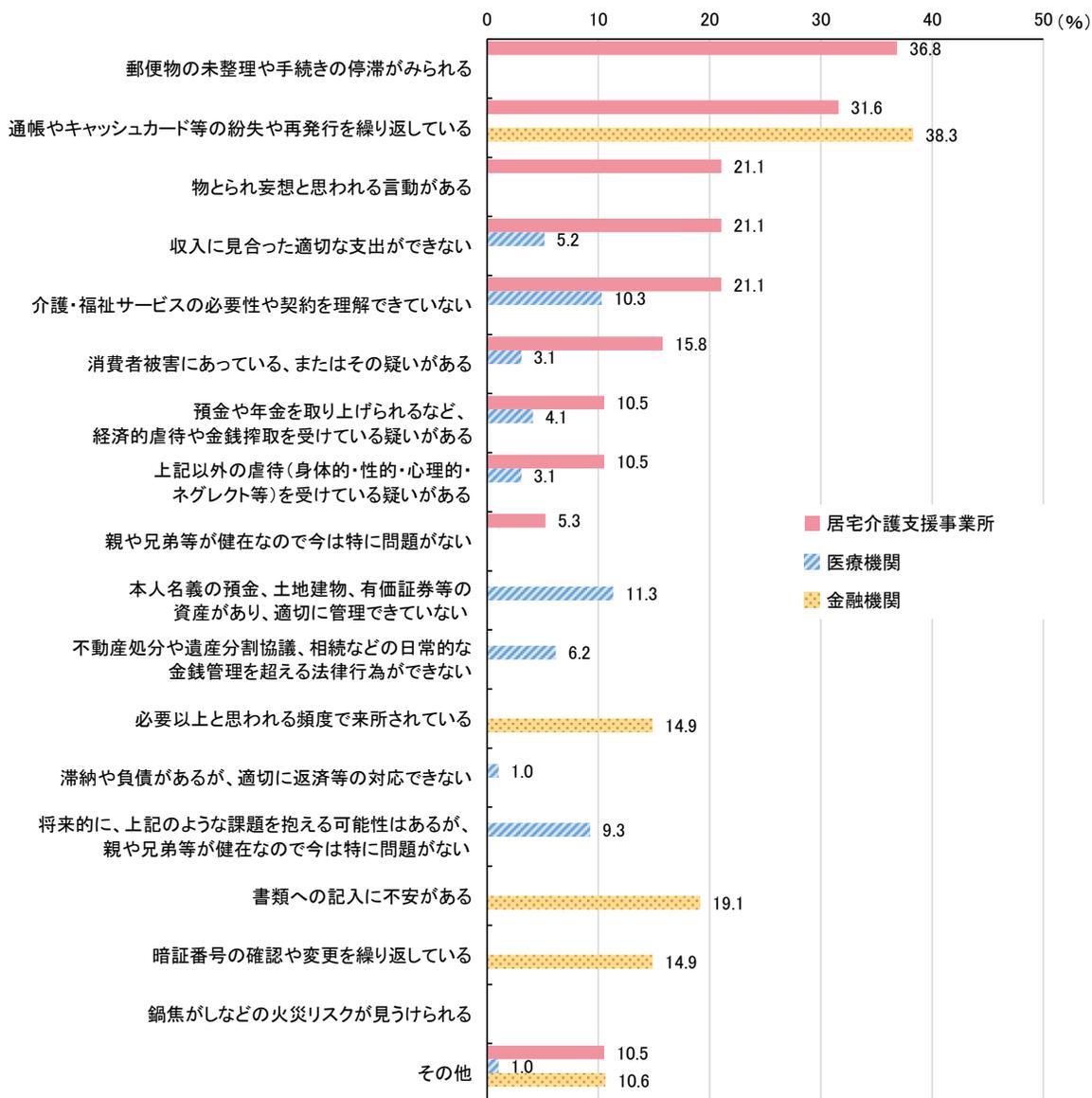
分類	意見
関係者のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ● もっと知識向上しないといけないと感じる ● 講習会等あれば積極的に参加したい(実務的な方が良い) ● 今後ますます独り身の老人、障害者の患者さんが増えてくると、我々医師にとってもそのような方々への診察、診断書作成等、身近になる所に勉強していかなければならないと思った 等
そのほか	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気の理解 ● 福祉、医療の理解 ● 後見人の人柄、心構え 等



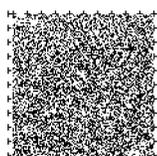
エ 成年後見制度を利用した方が良いと思う理由

利用者、患者、お客様の中で成年後見制度を利用した方が良いと思う方について、最も多い理由として、居宅介護支援事業所は「郵便物の未整理や手続きの停滞がみられる」を挙げています。医療機関は「本人名義の預金、土地建物、有価証券等の資産があり、適切に管理できていない」、金融機関は「通帳やキャッシュカード等の紛失や再発行を繰り返している」をそれぞれ挙げています。

図表 成年後見制度を利用した方が良いと思う理由（複数回答）

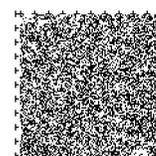


※調査対象によって選択肢が異なる



資料 2

会議、用語解説



1 千代田区地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千代田区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、千代田区地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、千代田区長が委嘱する次に掲げる分野の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) NPO団体
- (4) 行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定等された日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

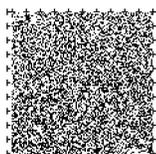
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。

附 則（令和3年6月1日3千保福総発第69号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。



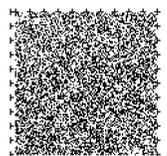
2

千代田区地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

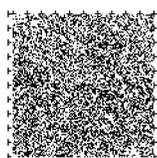
分野	所属	氏名	備考
学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部准教授	◎菱 沼 幹 男	
	国際医療福祉大学大学院教授	石 山 麗 子	
	弁護士 (保健福祉オンブズパーソン)	長 尾 愛 女	
福祉関係団体	民生委員・児童委員協議会会長	角 谷 幸 子	
	障害者共助会	小笠原 桂 子	
	社会福祉協議会地域支援課長	廣 木 朋 子	
	シルバー人材センター	松 井 和 代	
NPO団体	NPO法人リーブ・ウィズ・ ドリーム理事長	金 子 久美子	
行政機関	千代田区保健福祉部長	○歌 川 さとみ	～令和4年 3月31日
		○細 越 正 明	令和4年 4月1日～

◎は委員長、○は副委員長

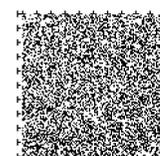


3 計画策定の経過

開催日	会議名等	主な議事
令和3年		
7月28日	第1回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の進め方 ・委員長・副委員長の選任 ・地域福祉計画の改定の考え方
8月11日～ 25日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉関係団体・事業所調査 ・マンションコミュニティに関する調査
9月13日	第1回 重層的支援体制整備事業検討会 (庁内)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会・作業部会の構成 ・重層的支援体制整備事業と庁内連携
	第1回 相談支援の連携部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会・作業部会の構成 ・重層的支援体制整備事業と庁内連携
9月22日	第1回 地域づくりに向けた支援部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会・作業部会の構成 ・重層的支援体制整備事業と庁内連携
10月6日	第2回 相談支援の連携部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援に関する検討事項 ・アウトリーチ型相談支援 ・支援者間の連携のしくみ
	第2回 地域づくりに向けた支援部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での取組の整理 ・地域共生社会構築の拠点のあり方
10月15日	第1回 権利擁護部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する意見交換



開催日	会議名等	主な議事
10月22日	第3回 相談支援の連携部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全部会での検討内容の共有及び意見交換 ・施策体系イメージについて ・計画での取組内容について
	第3回 地域づくりに向けた支援部会 (作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・全部会での検討内容の共有及び意見交換 ・施策体系イメージについて ・計画での取組内容について
11月10日	第2回 重層的支援体制整備事業検討会 (庁内)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の報告 ・アンケート調査結果の報告 ・地域福祉計画(素案)の検討
11月29日	第2回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の報告 ・アンケート調査結果の報告 ・地域福祉計画(素案)の検討
12月24日	第3回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区地域福祉計画2022(素案)の検討
令和4年		
2月20日～ 3月7日	パブリックコメント (意見公募)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見者数：20人 ・意見数：45件
3月28日	第4回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施報告 ・千代田区地域福祉計画2022(案)の検討
5月30日	第5回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・千代田区地域福祉計画2022(最終案)の検討 ・千代田区地域福祉計画2022(概要版)の検討



4 用語解説

アルファベット

■ LGBTs (エルジービーティーズ)

「L=レズビアン(女性同性愛者)」「G=ゲイ(男性同性愛者)」「B=バイセクシュアル(両性愛者)」「T=トランスジェンダー(心と身体の性が一致していない人)」の頭文字と、それ以外の多様な性の存在を「s」で表す。類似する言葉として、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向(Sexual Orientation)と、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す性自認(Gender Identity)の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

■ NPO法人(エヌピーオー)

ノン・プロフィットオーガニゼーション(Non-profit Organization)の英語表記の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が「特定非営利活動法人(NPO法人)」。

■ NGO(エヌジーオー)

ノン・ガバメントオーガニゼーション(Non-governmental Organization)の英語表記の略称。日本語表記は「非政府組織」。最近では、開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府・非営利組織を指す場合に使われる。

■ PDCAサイクル(ピーディーシーエー)

【プラン(P)計画】→【ドゥ(D)実行】→【チェック(C)評価】→【アクション(A)改善】を繰り返すことによって、取組の継続改善を図ること。

■ SDGs(エスディーゼズ)

正式名称は「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」。平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

■ SNS(エスエヌエス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の英語表記の略称。登録された利用者同士が交流できる、コンピュータやスマートフォン等を使用したインターネットサイトサービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民同士等の密接な利用者間のコミュニケーションを可能にするしくみ。

あ行

■アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

■アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」を意味する。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。

■ウォークアブル

居心地のよい、人中心の空間をつくり、まちに出かけたくなる、歩きたくなるまちの様子。

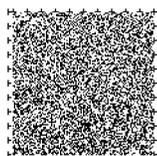
か行

■カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

■合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合



計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合理的配慮

障害のある方から、ほかの方と同じように活動することができるように、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

子育てコーディネーター

子育ての悩みの相談や多様なニーズに応じた子育て支援の情報提供を行う人のこと。区役所2階の子ども支援課窓口と子育てひろば「あい・ぽーと」麹町に配置しており、相談の状況にあわせた寄り添い型の相談・助言等を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たなしくみづくりに向けた調整やコーディネートを担う専門職のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

自立支援医療（精神通院医療）

通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度のこと。

ジェンダー、ジェンダー平等

性別役割分担意識等にみられる社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。生物学的な性差を意味するセックスに対する言葉。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味する。

社会福祉協議会

社会福祉法（第109条）に位置付けられた、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

障害者手帳等

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される。

愛の手帳（東京都療育手帳）は、知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために東京都が交付している手帳。

精神障害者保健福祉手帳は一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。

生活支援コーディネーター

高齢者の日常生活の困りごとを把握し、地域貢献活動に参加意欲のある企業や大学等の多様な主体に働きかけ、高齢者の生活を支えるしくみづくりを進める人のこと。令和4年度（2022年度）より、24時間365日高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」で相談支援業務を実施している、相談センターに配置する。

生活保護

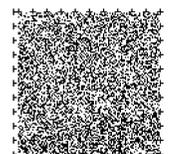
資産や能力等、すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度のこと。

スクールカウンセラー

幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・保育園・児童館・学童クラブ等に配置されている心理職として子どもや、保護者からの相談を受ける人のこと。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、障がい、非行、暴力等、子どもや保護者が抱える困難や悩みに耳をかたむけ、解決または緩和できるように一緒に考えたり、本人や本人を取り巻く環境（家庭、学校、地域等）の双方に対し、本来の可能性や強みが引き出せるよう関係機関と連携して支援したりする人のこと。



■ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々の財産管理や身上保護等を行うことにより、生活面や法律面で支援する制度のこと。成年後見制度には、法定後見制度、任意後見制度がある。

た行

■ ダブルケア

ひとりの人や一つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面する問題のこと。

■ 地域共生社会

制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■ 地域生活コーディネーター

地域へ出向いて障害者本人や地域のニーズを把握し、施策立案に生かす等、地域で生きていく障害者を支えていくためのしくみづくりに取り組む人のこと。障害者福祉センターえみふると障害者よろず相談M O F C A (モフカ)に1名ずつ配置する。

■ 昼間人口

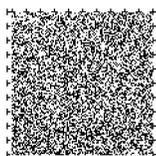
当該市町村の常住人口に当該市町村への流入人口と当該市町村からの流出口を加減して算出した人口のこと(区内に居住している人(区民)ではなく、区外からの通勤・通学者を含めて、日中、区内で生活・活動している人口)。

■ ちよだボランティアクラブ

区内の企業で働く人が、地域や施設等でボランティア活動を行うことで、地域のボランティアグループや福祉施設等とつながりを持ち、地域福祉の推進を図る取組。

■ ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力のこと。配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題だという意識の浸透が求められる。



な行

■ 難病等医療費助成

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度のこと。

■ 認認介護

高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと。

は行

■ 8050 (ハチ・マル・ゴー・マル)

80代の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯のこと。ひきこもりの長期高齢化と親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘されている。

■ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。より広い意味では障害者だけでなく、すべての人に対して社会参加を妨げる障壁を取り除くことを意味する場合もある。

■ ひきこもり

様々な要因により、社会的参加(就学、就労、家庭外の交遊等)を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

千代田区では、ひきこもりの期間は限定せず、区内に在住する15歳以上(義務教育課程修了)の方を対象として本人や親族の申告に基づき支援を行っている。

■ 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

■ 福祉サービス第三者評価

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現をめざすもの。

■ フレイル

加齢に伴い筋力や認知機能等の身体機能の活力が低下している状態のこと。

■ ボランティアコーディネーター

地域でボランティアを必要としている人、施設、団体と、活動を希望する人のつなぎ役のこと。

ま行

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」を兼ねる。児童委員は、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

■ ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力の違い等に関わらず、はじめからすべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のこと。

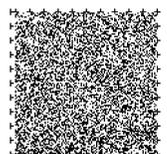
■ 要配慮者

災害時において特に配慮を要する人（高齢者、障害者、乳幼児等）のこと。

ら行

■ 老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。



千代田区地域福祉計画 2022

令和4年（2022年）7月発行

有償刊行物登録番号 04-03

発行 千代田区

編集 千代田区保健福祉部福祉総務課

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話：03-3264-2111（代表）

千代田区のホームページアドレス

<https://www.city.chiyoda.lg.jp>

